

個人情報保護の保護に関する特別委員会議録

第三号

平成十五年四月十五日(火曜日)

午前十時八分開議

出席委員

委員長 村井 仁君

理事 逢沢 一郎君

理事 蓮実 進君

理事 伊藤 忠治君

理事 漆原 良夫君

理事 石田 真敏君

理事 大村 秀章君

理事 亀井 久興君

理事 滝 実君

理事 橋本 康太郎君

理事 谷本 龍哉君

理事 星野 行男君

理事 松野 博一君

理事 吉田六左門君

理事 石毛 鏡子君

理事 後藤 斎君

理事 島 聡君

理事 長浜 博行君

理事 山内 功君

理事 西 博義君

理事 黄川田 徹君

理事 春名 眞章君

理事 北川れん子君

理事 山内 恵子君

砂田 圭佑君

松下 忠洋君

細野 豪志君

東 祥三君

岩永 峯一君

金子 恭之君

北村 誠吾君

竹下 亘君

谷田 武彦君

福井 照君

松浪 健太君

宮澤 洋一君

吉野 正芳君

吉野 幸男君

今野 東君

中村 哲治君

平岡 秀夫君

横路 孝弘君

榊屋 敬悟君

西村 眞悟君

吉井 英勝君

保坂 展人君

江崎洋一郎君

細野 豪志君

山内 功君

達増 拓也君

片山虎之助君

細田 博之君

米田 建三君

若松 謙維君

内閣府大臣政務官

総務大臣政務官

総務大臣政務官

(内閣官房内閣審議官)

(警察庁刑事局長)

(総務省行政管理局長)

(総務省総合通信基盤局長)

(政府参考人)

(法務省刑事局長)

(衆議院調査局個人情報保護に関する特別調査室長)

大村 秀章君

岩永 峯一君

吉田六左門君

藤井 昭夫君

栗本 英雄君

松田 隆利君

有富寛一郎君

樋渡 利秋君

小菅 修一君

補欠選任

吉野 正芳君

吉野 幸男君

山内 恵子君

補欠選任

松野 博一君

長浜 博行君

大島 章宏君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

大村 秀章君

岩永 峯一君

吉田六左門君

藤井 昭夫君

栗本 英雄君

松田 隆利君

有富寛一郎君

樋渡 利秋君

小菅 修一君

補欠選任

吉野 正芳君

吉野 幸男君

山内 恵子君

補欠選任

松野 博一君

長浜 博行君

大島 章宏君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案(内閣提出第七三三号)

情報公開・個人情報保護審査会設置法案(内閣提出第七四四号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第七五五号)

個人情報保護の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一〇号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一二号)

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一三三号)

情報公開・個人情報保護審査会設置法案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一三三号)

○村井委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、個人情報保護の保護に関する法律案、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案、情報公開・個人情報保護審査会設置法案、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案及び枝野幸男君外八名提出、個人情報保護の保護に関する法律案、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案、情報公開・個人情報保護審査会設置法案の各案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官藤井昭夫君、警察庁刑事局長栗本英雄君、総務省行政管理局長松田隆利君、総務省

総合通信基盤局長有富寛一郎君及び法務省刑事局長樋渡利秋君の出席を求め、説明を聴取いたします。

○村井委員長 御異議ありませんか。

○村井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○村井委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。榊屋敬悟君。

○榊屋委員 おはようございます。公明党の榊屋敬悟でございます。

昨日に引き続きまして、質問に立たせていただきます。

きょうは、こうして皆さんおそろいでありまして、何よりでございます。委員長のお取り組みに敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

きのうも申し上げましたけれども、私は、ぜひ、この個人情報保護関連法案、審議がこうして始まる中で、本当に感慨ひとしおでありまして、特に私ども与党も随分と、今までの国会の審議を通じて、真摯に、やはり国民の皆さんの声に耳を傾けながら修正作業等も行ってきたわけでありまして、そういう意味では、野党の皆さん方が、やはり個人情報保護に関する法整備が必要である、早急な法整備が必要であるという御認識にお立ちいただいて、そして、骨格においては政府案をベース、まあ、ベースにされたかどうかですが、それに相応近い形で法案を、対案をおまとめいただいた、この御努力に私は敬意を表したいというふうに思っております。

そう申し上げますのも、決して与党、野党の立場で申し上げているわけではなくて、随分私どももこの法案を、私は六年ぐらいうずつかかわってきておりまして、形をつくる上で私自身も悩んで

きたわけでありますから、そういう意味で、本当にこれからの審議、いい審議をしたいというふう

に思っておる次第であります。

昨日は、本人関与、自己情報コントロール権、それからセンシティブ情報の取り扱い、それから第三者機関、さらには適用除外、この四点を政府側と議論いたしました。きょうは同じ論点で野党提案者の方にぜひ伺いをしたいというふう

に思っております。

きのうも申し上げたことですが、プライバシー、まず本人関与、自己情報コントロール権

がありますが、私も何とか法文の中で明記できないか悩んできた一人でございます。そういう意味で、野党の皆さんの取り組みも理解をするわけ

であります。ただ、残念ながら、自己情報コントロール権あるいは本人関与ということについて、自己情報コントロール権ということについて

もう何十年と議論をしてきているわけであり

ますが、やはりその概念が不明確である、学説上や

りなかなか定着をしていない、こういうことがあ

る中で、政府案は、きのうも議論しましたが、開示あるいは訂正請求、利用停止までの具体的な本人関与の手段を権利として整理しているということでありまして、何とかきりぎり、私は、きのうも大臣とはやりました、自己情報コントロール権というその実態を整理できたのではないかと

思っているわけであり

ます。

野党案を見まして、第三条の理念規定の中に人格権との関係で慎重に取り扱うべきということが既に政府案でも明記されているわけでありまして、その中で、改めて目的規定の中にあえて例示として本人関与ということ

を明記する必要がある

んではないかというふう

に思っているわけであり

ます。

野党案を見て一番感じていることを端的に申し上げ

ますと、この法案については、決してメディアを規制するつもりは

全くなかったわけであり

ますけれども、大変不幸なことに、相当メディアの方から御批判も

いただいたわけであり

まして、その意味で、基本原則を外したという思い切った修正をしたわけであり

ます。

そういうことを考えますときに、この自己情報コントロール権、本人関与という規定を入れていただきますと、取材活動への不当な干渉に道を開きかねないという改

めての不安、懸念が示されているわけでありまして、報道の自由との調整とい

うことはなかなか困難な問題だと思

いますが、野党提案者のお考えをお聞

きたいと思

います。

○山内(功)議員 榊屋先生、おはようございま

す。

最初に、昨日の審議の開始から少し与党の対応が異常な審議の対応を

されまして、こちらの方も少し当惑したんですけれども、野党案については、野党四党

かなり時間をかけて十分に協議をして対案を出したつもり

ですので、十分な御理解を委員会審議を通じて賜

れば喜びます。

野党案では、具体的には、目的外利用の制限の例外事由を政府案より縮小

したり、利用目的の通知、公表については原則通知に

したりするなどしておりますが、そうした本人関与を充実させる努力のよ

って立つ考え方として、自己情報コントロール権の基本的な考え方、すなわち、自己情報への本人関与の重要性を第一

材対象になった、不祥事を起こして取材対象になった、自己情報コントロール権を根拠に、裁判等で取材ノートの開示とかあるのは誤り記事の訂正などを求めるということも、容易に考えられるわけであります。そうした根拠を与える。あるいは、民間企業の従業員の勤務評価等の情報について、その従業員が自己情報コントロール権を根拠に、人事記録の開示とかあるのは評価情報の訂正等を求めるというようなことも出てくるのかなと。こうした場合、どう考えていくのか。

あるいは、山内議員も弁護士さんであられませんが、例えば弁護士さんが、地元の弁護士会を通じてよく公務所あるいは公私の団体に情報照会をするという事例があるかと思いますが、情報照会をされたその情報の本人が裁判等で公務所や公私の団体に弁護士会への報告を差しとめるというようなことも出てくるのではないかと思います。いろいろな事態を考えるわけであります。

こうした具体の対応については考えれば考えるほど切がないわけで、できるだけそこは基準を明らかにしなきゃいかぬと思いますが、そうした今私が申し上げたような疑問に対して、メディアの方が、またメディアの取材について支障が出てくるんじゃないかという懸念が私は改めてあるんじゃないかと。本当に懸念を払拭することに成功しているかどうかというのは、この法案審議で私は極めて大事な視点だというふうに考えておりますけれども、どうでしょう、メディアの皆さんとお話をされましたか。今の点について、お考えがあれば。

○山内(功)議員 メディアの方々と情報交換、意見交換をしたかという質問でしようか。(桧屋委員「その前の具体の話なんかも。判断基準等が、お考えがあればお聞きしたい」と呼ぶ)

たくさんの団体名を言われたので一々覚えていませんけれども、私たちは、まず、団体とかあるいは機関とかいうことを適用除外の、組織あるいは属性によって判断するということは考えておりますんで、その目的が私たちが規定する六十五

条の規定にかなえばまず原則として尊重するというところで仕切りをしております。

○桧屋委員 山内さんとはぜひ具体の話を議論したいなと思いましたが、あえて質問通告もこの部分はしていませんでした。この部分から余り議論しませんが、一つだけ提案者にお聞きしたいんですが、一等最初に私が事例として申し上げた、この議論で随分あったのは、メディアとの関係では巨悪を許すことになりはしないか、取材規制というものに材料として使われるのではないかと、これをずっと懸念をしてきたわけでありまして、メディアの方からもそう言われてきた。例えば、一等最初に申し上げた、高級官僚が不祥事を起こして取材の対象になるというような事例は容易にあると思うんですね。そうした場合に、自己情報コントロール権を盾に情報開示やあるいは訂正要求というような動きが出てきた場合、これはどう考えるか、その点だけでもお考えをお聞きしたいと思えます。

○山内(功)議員 昨年の末に廃案になりました政府案がありますね。それは、まさに基本原則が規定されていることによつて、そういう懸念とか、具体的に政治家が取材を拒否できる根拠を与えていたと思うんですね。ですから、それが、この出し直しをされた政府案によつて、その部分は少しは解消をされているとは思っています。

私たちの野党の方でも、まず私たちは、特に取材の部分については、自主的な取材行動についての規範を自主組織でつくっていただけるとの点と信じておりますし、政府案は、それは自主努力だということとで法案に記して、自主的に自主規制を考へるというようなことを法律で命ずるような規定定ぶりがあるので、それは私はおかしいと思っているんですけれどもね。そういう自主的な努力も行われると思っておりますので、その緊張関係にある場合は、双方が良心とかバランス感覚で解決される問題だと思っています。

○桧屋委員 私の不勉強かもしれませんが、なかなか論議がかみ合わないわけでありまして、な

も。

それで、自主努力の問題はあともう一回、大事な点でありますから議論したいと思いますが、いずれにしても、恐らく今の御答弁では、巨悪を許す、取材活動をこれ制限するということ趣旨ではないという多分お答えなんだろうと思いますが、自己情報コントロール権と表現の自由という問題は極めて困難な、整理が難しい問題でありますから、この困難性をあえて法律表現の中に置いておく、法律というのは必ずしもいい方向へ運用されるわけではなくて、必ず変な方向へ持っていくやからも出てくるわけでありまして、私は、あえてリスクを法律の表現の中に残す必要はないのではないかと、こういうふうにいるわけであり

ます。

それから、もう一点だけこの自己情報コントロール権で言いますと、野党案では、先ほどの説明の中で、「目的」の中に「表現の自由」ということを例示として言われていますけれども、当然ながら、いわゆる個人情報情報の有用性というのは我々もずっと考えてきたことでありますが、この有用性の中で表現の自由のみを取り出して尊重すべきというふうに書いてあるように誤解を受ける、見えるのでありますけれども、憲法上の他の権利、学問の自由とか宗教の自由というのは尊敬しなくていいのかというふうに思われやしませんか、こどもバランスを欠くことにはなりませんか、こう思うのであります、この点いかがでしょうか。山内議員にお尋ねします。

○山内(功)議員 先ほどの自己情報コントロール権と取材の関係の緊張状態の中で御答弁の中で、取材ノートの開示については、野党案によつては絶対に認められることはないということは断言しておきたいと思っております。

政府案も、開示と利用あるいは訂正、そういう権利を認めておられます。私たちは、その開示請求の仕方とか説明の仕方とかあるいは訂正の仕方、申し入れ方などについて、個別にいろいろ、自己情報コントロール権に基づいた規定の仕方を

意識してしているんですけれども、与党の案の中にもそういう規定があるんですね。では、それは、よつて立つところは、個人のこういう権利に基づいて、それとか開示とか訂正申し立てとかそれから説明要求とか、そういう案を政府案は規定されているんでしょうかという疑問があるんですね。それはまさに、自己情報をコントロールする権利が個人々々にあるからこそ、政府案でもそういう権利を随所に認められた法律にされているんじゃないかと私は思っているのですが、どうなんでしょうか。

○桧屋委員 もう少し事前に山内さんと議論の論点を明確にしておかなきゃならぬかったなと反省しているところではありますが、私の時間、あと十分になっちゃいます、あとセンシティブなものとかそれから第三者機関の議論をしたんですけど、どうも時間がなさそうであります。

今の自己情報コントロール権、山内さんの方から、政府案に対する、政府案との比較のお話もございましたが、細田大臣、今の野党提案者の御説明を聞かれてどのようにお感じになったか、率直な御感想をお聞きしたいと思います。

○細田国務大臣 もうちょっと提案者に法律的な点を詳しく御説明していただきかったなと思っておりますが、政府案におきまして、開示、訂正、利用停止、第三者提供に当たつての本人の同意などについて明確に規定していることは、やはり個人のそれぞれの権利を明確にしているものであるということはあると思います。

ただ、私は、個人の自己情報コントロール権といった場合には、あたかも、その言葉がひとり歩きたいしますと、すべての自己情報がすべての法律等においてすべて自分のコントロール下にある、そういう請求権を持つというように誤解されたり拡張されたりしても困るわけでございます。民法等の規定でも、プライバシーの権利というものがあるんだんに判例上確立していくときには、長い間かかって、なるほど、プライバシーの権利というのはこういうものだな、最近においては、

ていることは、今のお話でも理解ができるとう
でございす。

そこで、大臣、野党案を拝見しますと、この保
護と利用のバランスから見て、民間の事業者に過
重な負担を課しているのではないかと思ひます
が、具体的な問題点を御指摘いただきたいと思ひ
ます。

○藤井政府参考人 具体的な話なので、私の方か
ら御説明させていただきます。

事業者等の規制に当たつての基本的な物の考え
方というのは、今大臣からお答えしていただいた
とおりでございす。

そういう考え方に沿ひまして、例えば、利用目
的の通知等の方法につきまして、野党案は、十九
条では、「個人情報取扱事業者は、個人情報を取
得した場合は、速やかに、その利用目的を、本人
に通知しなければならぬ。」ただし書きで多額
の費用等ある場合の例外はお認めなんです。こ
れに対して政府案は、十八条でございす。が、
「本人に通知し、又は公表しなければならぬ。」
となつてゐる。いわば通知と公表という選択制に
なつてゐる。むしろ、野党案の問題点というより
は政府案の物の考え方は、普通、直接個人情報
取得される場合、こういった場合は当然直接通知
する機会もあるわけですし、本人がその際に提供
するかどうかというのを適切に判断していただ
くという意味からも、確実にその本人に対して伝
達するとうような考え方でつくつておひす。

これに對しまして、それ以外の場合でございま
すが、通知、公表という趣旨は、やはりそれ以後
の本人関与といったものが適切になされる、その
ためのいわば基盤ということになるわけござい
まして、そういう観点からは、本人が知ろうと思
ひ方がより重要であり、それが必要な範囲での事
業者の負担というふうな考え方から、通知、公表は
区別していいないこととございす。

その他にも、例えば、目的外利用・提供の原則
の例外事項ということで、これは政府案も野党案

もそれぞれ規定の仕方がちよつと違つておるわけ
ですが、例えば、野党案十九条第五項第二号、そ
れから第二十四条第一項第三号、それぞれ利用、
提供の例外ということになるのですが、「当該個
人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を著しく
害する」場合、「著しく」という言葉を使つてお
られる。それから、「当該事務の遂行に著しい支
障を及ぼすおそれがある」というような、「著し
い」という言葉を使つておられるわけございま
す。

これに對して政府案は、いろいろ法令事務遂行
とか、その他の適用除外事項もあるのですが、基
本的に、事業者の権利それから正当利益という点
につきましては、著しいかどうかを問はず、やは
り正當に保護されるべきであるということ、適
正に保護されるというふうなことで、著しいとい
う言葉は使つていないということとございす。

その他にも、訂正とか利用停止とか、ちよつと
条文は省略させていただきますが、私どもはあく
までも、基本的に訂正とか利用停止もその必要な
範囲で訂正、停止できればいいという考え方であ
るわけですが、野党案は、そういう必要
性の範囲というふうなところが事業者に対して若
干厳しくなつてゐるのではないかとこのうに感
じてゐるところでございす。

以上でございす。

○砂田委員 それでは、野党の答弁者の方に伺ひ
ますが、野党案の規定では、事業者に過剰な負担
を課するとともに、実際の経済活動に支障が生じ
ることとあります。そのところをぜひともお
伺ひしたいと思ひます。野党においては、このよ
うな点についてはどのようにお考えでありまし
うか、お願いいたします。

○山内(功)議員 三条が四條ぐらいの条項を、先
ほどちよつと後ろ向きで聞きにくかつたのですけ
れども、言われたようですかね。(砂田委員「い
や、特別そういう問題じゃない」と呼ぶ) 大体
野党案の基本的な考え方というところでよろしいの
でしようか。(砂田委員「そうです」と呼ぶ) は

い。

御指摘のように、野党案は、政府案と違ひまし
て、取得に際しての利用目的は原則通知、政府案
は、通知または公表と並列で挙げられておひま
す。事実上、事業者は手間のかららない公表を選
択するであらうことが予想されますが、これで
は、消費者保護の観点からも、個人情報に對する
本人関与の度合いが弱いというのが私どもの立法
に当たつての政策的な判断でございす。

しかし、野党案の十九条の第一項を見ていた
だけばかりですけれども、多額の費用を要するこ
ととなる場合などには公表で足りると規定してお
ひますので、民間事業者に過剰な負担を強ひるも
のではないかと考えておひす。

それから、利用目的を通知しない旨の決定や個
人データを開示しない旨の決定をしたときにはと
いうことで、例えば、政府案では二十八条で「本
人に對し、その理由を説明するよう努めなければ
ならぬ。」と、努力義務として規定されておひ
ますが、野党案は「困難な事情があるときを除
き」、「理由を説明しなければならぬ。」と、事
業者の義務として明確に規定されておひす。こ
れも本人関与の度合いを強める観点から、この
うに規定を設けておひす。確かに政府案よ
り強い規定ではございすけれども、これも困難
な事情があるときはという場合には除かれてゐ
るわけですから、無理なことを言つてゐるわけ
ではないかと考えておひす。

政府案より本人関与の規定を強めつつ、個人情報
報の有用性、現実の企業活動とぎりぎりの両立を
図つた結果でございまして、御理解をいただき
たいと思ひます。

○砂田委員 我々としては、包括的な法制として
は必要最小限の規律とすることが保護と利用のバ
ランスの観点からも望ましいかと考えておひす
が、その一方で、さらに高いレベルの規制が必要
な個人情報があるのも事実であります。

後個別の措置を上乗せしていくという、政府案と
同じ考え方があると思ひますが、いかがでし
ようか。

○山内(功)議員 市民団体などに、包括法ではな
く個別法を求める声があるのは、私どももよく承
知をしておひす。その上で、今回の法案を提出
させておひす。市民団体などの
いう御懸念は、心情から、率直に言つてわから
ないわけではございせん。とりわけ廃案となり
ました旧政府案の内容には、私ども自身も、包括
形式のはらむ危うさを実感しておひす。

そこで、私ども野党は、何とかして個人情報の
実効的な保護と市民生活の自由、とりわけ表現
の自由の両立を図らうと苦勞も重ねてきておひ
す。

一つには、対象を準備する過程の中で、義務規
定の対象を別表に掲げる特定の事業のみとするポ
ジティブリスト方式も検討をさせていたございま
した。ポジティブリストにした場合、主務大臣による恣
意的な適用除外は起り得ないというメリットが
ございす。また、リストに挙がらない非営利団体
や個人には適用されないことになりす。しか
し、保護すべき個人情報には実に多様な企業や諸活
動にまたがって存在し、これを切り分けること
は、立法技術上、非常に難しい点がございま
した。

そういうような事情がございまして、まず、野
党案としては、第一に、主務大臣が大活躍をする
政府案とは違ひまして、独立した中立公正な個人
情報保護委員会を設置し、恣意的な介入、規制を
排除する姿勢をまず明確にした。第二に、野党
案は、より適切な適用除外の規定を設け、報道機
関や著述だけではなくて、普通の市民の表現の自由
もきちんと保障する内容にしておひす。野党
案により、包括法につきまとう懸念を払拭する
とともに、実効ある個人情報保護が可能となつた
と私どもは考えておひす。

なお、野党案につきましても、これは政府案と
同じでございす。が、個人情報の性質及び利用

方法にかんがみ、特に適正な取り扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、個別の必要な法制上の措置を講ずるとする旨を、政府案と同じように私たちの法案の中にも書き込んでおります。医療、信用情報、情報通信などの分野で、より厳格な個別法を早急につくらなければならぬとは思っております。

○砂田委員 余り時間もありませんので、包括的な法制としては、政府案のように必要最小限の規律として、さらに厳格な取り扱いが必要な個人情報については個別の対応をしていくということが重要である、また、今後個別分野で具体的な取り組みを進めていくためにも、その基本となるこの法律を早期に制定する必要があるということについて、先に進みたいと思います。

続いて、政府案と野党案で意見が分かれているものの第二点目として、個人情報取扱事業者の義務の実効性を確保するに当たっての考え方についてお伺いをいたします。

政府提出の個人情報保護法案においては、各事業の個人情報の取り扱いについては、各事業所管大臣が主務大臣として必要最小限の関与をする仕組みとなっております。一方、野党案を拝見しますと、個人情報保護委員会という第三者機関を設置し、すべての個人情報取扱事業者を監督する仕組みとなっております。野党の先生の先日の本会議での御意見も拝聴いたしますと、第三者機関であれば何の問題もないかのような御説明がなされておりました。

果たして本当にそうなのであるまいでしょうか。実際、事業者の方々が取り扱っている個人情報というものは、与信、金融機関であれば預金口座や債務残高、学校であれば児童生徒の個人情報、病院であれば医療情報といったように、個々の事業活動とは切り離せないものがあり、またその使い方も、業態に応じて多種多様であります。私は、政府案のように、個々の事業における個人情報の取り扱いを熟知している事業所管大臣が監督する方がより効果的な制度となると考えるものであります。

そこで、細田大臣及び野党提案者にお伺いをいたしますが、個人情報保護法制の実効性確保の観点から、第三者機関を設置することの是非についてお答えをいただきたいと思っております。

○米田副大臣 お答えをいたします。

民間における個人情報の取り扱いは、砂田先生のお説のとおり、その事業実施と一体として行われるものであります。また、その適正な取り扱いの具体的な内容も、当然ながら、業種、業態によつてさまざまな形になるわけでございますので、事業ごとに判断することが不可欠であるというふうに考えております。

このため、政府案の第三十六条では、それぞれ事業を所管する大臣を主務大臣とし、当該事業における個人情報の適正な取り扱いについて行政責任と権限を規定しております。

野党案のように、新たな第三者機関を設けるとすれば、地方組織を含む大規模な行政組織が必要となるわけでございまして、行政改革の流れに反するとともに、事業を所管する大臣との間に二重行政が生ずるおそれがあるなど、現実性、実効性の観点から大変問題が多いというふうに考えております。

○砂田委員 さらに進めますが、野党案では、義務規定が適用除外となる表現活動の範囲についても、報道あるいは著述に加えて、政令で定めるものを除くとしております。

そもそも、政府案において適用除外が設けられた趣旨は、憲法上の自由権に関する活動に行政機関が介入しないということを保証するためと理解をいたしております。

このような適用除外の趣旨から考えて、野党案のように、憲法上の自由権である表現の自由に関する適用除外の範囲を政令に委任し、そして行政の裁量で決められるような仕組みにするというのは、問題があるのではないかと考えます。ぜひ、野党提出者の御答弁を求めたいと思っております。

○細野議員 委員の御質問は、野党案の六十五条

の三号、前二号に掲げるもののほか、不特定かつ多数の者に対して、情報を発信し、または伝達する活動を挙げて、その中の括弧書きで、「個人情報」を記録した名簿、個人の住宅の所在を明らかにする地図その他これらに類する個人情報データベース等であつて政令で定めるもの、この政令の部分を指されているというふうに解釈をいたします。

もともと、野党案では、適用除外の項目として、表現の自由にかかわるものとして、報道の用に供する目的、そして著述に供する目的、これをしっかりと規定をした上で、なおかつ、さらに、映画であるとか演劇であるとかホームページなどで表現をされるような方々、そういう方にも配慮をするという形で第三号を設けております。

ただ、その中で、個人の名簿であるとか個人の住宅地図そのほかこれに類するものに関しては、これはまさに個人情報の集積そのものでございまして、適用除外のところからこの部分に限っては除外しなければならない、すなわち、個人情報保護の対象としなければならないということでございまして、こういう規定を設けております。

政令で定めるとは申しますが、ここでは、個人の住宅の所在を明らかにする地図であるとか個人情報データベース等、としっかりと例示がされているわけでございまして、その部分に限って技術的にこれを政令で定めるといふ趣旨でございまして、これが行政の裁量にゆだねるといふ解釈は私どもはしておりません。

○砂田委員 細田大臣、この点についてお考えがございまいしょうか。

○藤井政府参考人 お答えいたします。

政令委任される場合、法律は当然、その範囲あるいは基準、そういうものができるだけ明確にされているということが望ましいというふうに私も考えておるところでございまして、野党案では、例示、二つぐらい出しておられるところとございまして、問題は、その例示が、それ

れ以外の政令を定める際に、内閣に対して明確な枠組みなり基準を与えているのかということかと思ひます。そこは、結構、考え方次第では幅広く考えられる可能性もあるんではないかなというところは、ちょっと懸念しているところでございまして。

○砂田委員 いずれにしても、憲法にかかわる部分ということもあります。慎重にお考えをいただきたい、そういうふうな思ふ次第でございまして、少し時間が押してまいりましたので、私の考えはともかく、質問をすばりといいたしたいと思ひますので、ぜひお答えをいただきます。

今般、政府が提出した法案は、現行法のすべてを改正するものでありますけれども、どのような点について改善がなされたのでしょうか。若松総務副大臣にお答えをお願いします。

○若松副大臣 現行法に比べて充実強化した点として、五点、大きくございまして。

一点目は、保護の対象となる情報を、電子計算機処理された個人情報のみならず、行政機関が保有するすべての個人情報とすることとしました。

二点目は、対象機関に内閣官房さらには会計検査院を加えました。

三点目は、開示請求権に加えて、新たに訂正請求権、現行法では訂正の申し出となつております、さらに利用停止請求権、これを設けました。

四点目に、開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定についての不服申し立てを調査審議させるため、従来の情報公開審査会を拡充しまして、情報公開・個人情報保護審査会を設置いたしました。

五点目として、独立行政法人等につきましても行政機関と同様の仕組みを整備する。

以上でございまして。

いずれにしても、この保護法案は電子政府に不可欠な基盤法制となるものでございまして、私どもとしても一日も早い成立をお願いしているところでございまして。

○砂田委員 行政機関の個人情報保護法案には、

なぜこの適法な取得に関する規定、これはかつて官に甘く民に厳しいと言われているところがございますけれども、その問題について、一部には、役人は悪いことをしないと考える方で置かなかったという指摘もありますけれども、私は、そうではなく法制的な理由があると考えますが、若松総務副大臣から国民の皆さんにわかりやすく御説明をいただきたいと思ひます。

○若松副大臣 お答えいたします。

行政機関が法令を遵守して適法かつ適正に個人情報取得に努める、当たるというところは、日本国憲法、これは七十三条でありまして、「法律を誠実に執行し、」こういうふうな明記されておりました、当然要請されるところでございます。

また、職員につきましても、国家公務員法の法令遵守義務、これが第九十八条、「職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、」このようにもなっております。既に法規範として存在しているものを法律で改めて規定していないというものでございます。

以上でございます。

○砂田委員 その一方で、野党案を拝見しますと、第六条として、「行政機関は、個人情報取得しようとするときは、適法かつ適正な方法によりこれを行わなければならない。」との規定があります。これは確かに、一見すると、行政機関をより厳格に規律しようとする望ましいかのごとくでありますけれども、しかし、冷静に考えてみますと、やはり野党案について疑問点が浮かび上がります。

そこで、野党のように適法にと書かなければならないとするならば、行政機関の行為について定めた他の法律においては、反対解釈により、行政機関の行為は適法に行う必要がないということになります。野党案提出者はこの点についてどのように説明されるでしょうか。明確な御答弁をお願いしたいと思ひます。

○細野議員 今委員御指摘の反対解釈は、かなり強引な反対解釈だという感じがいたしております。

すが、私も、国家公務員法で法令遵守義務があるのは承知しております。

ただ、国民の懸念は、本当に行政機関が適法にこの情報を取得しているのか、この疑問に関しては非常に強いものがございまして、それにこたえる形で、個人情報保護という観点からこの規定を置くというの、ほかの法律の趣旨とやはり少し違うわけでございますので、意味があるというふうに考えております。

ちなみに、政府案の三条では保有に関する制限が書いてあります。しかし、取得に関する規定はございません。さらにもう一点指摘いたしますと、三十六条の利用停止請求のところには、「当該保有個人情報保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、」という記述があります。利用停止請求について書かれているのであれば、当然、この法律の中に取得について制限をするという規定を書いて、この法律自体でこの趣旨が完結をされるという形にするのが法案としても適切な判断であると考えております。

以上です。

○砂田委員 野党案に関する先ほどの御答弁、いささか不明確でありますけれども、要するに、行政機関悪玉論あるいは行政機関悪説に立つた感情的な理屈も考えられないわけではありませぬ。およそ法制的に検討されるものとは考えられない部分もあるんじゃないかというふうに考えます。

政府案の検討に当たっては、当然、適法な取得に関する規定を置くことを検討されたと思ひますが、その検討の結果、政府案に適法な取得に関する規定が置かれたものではあります。もちろん、行政機関に過ちがあれば糾弾されるべきであります。法律の制定の過程において、野党案のような感情的な面を持って法制論をねじ曲げることは基本的には許されないということになるのではないでございましょうか。

我が自由民主党としては、野党案のような行政機関悪玉論あるいは行政機関悪説に立つた感情

論は極力排除をして、受け入れないということを明確に申し上げておかなければならないと思ひております。

以上であります。ありがとうございました。

○村井委員長 続いて、枝野幸男君。

○枝野委員 民主党の枝野でございます。

幾つか政府案と民主党案との違いについて……（発言する者あり）野党案との違いについて、失礼しました、私は野党案の提出者でございますので、主に政府の側に質問をさせていただきます。まず一点、この法律で報道というのを五十条の二項で新たに定義をいたしました。「不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む）」この客観的事実を事実として知らせることというこの中に、例えば、昔、中川秀直先生が何か女性と写真が出たとか、山崎拓先生がベッドでいらつした写真が出たとか、こういうものも報道で間違いないでしょうか。

○細田国務大臣 報道につきましては、法案の第五十条二項において「不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること」括弧は省略しますが、と定義しておることは、枝野議員御指摘のとおりでございます。この客観的事実とは、社会の出来事としてという意味でございまして、それを不特定多数の方々には知らせようとする意図のもとに事業として行われているものであれば、結果的に誤報であるか否かを問わず報道に該当すると考えております。

したがって、御指摘のような雑誌によるスキャンダル報道等についても、本法案に言う報道に含まれるものと解釈しております。

○枝野委員 次に、五十条の「適用除外」を、組織と目的と両方で縛っておられます。

そこで、念のため伺います。

四号の「宗教団体」というのは、宗教法人法に基づく宗教法人に限られるのか、それとも、宗教活動をしていれば、法人格を持たない何らかの一定の団体でもいいのか。あるいは、一人で宗教活動

動をしている、それに供する目的の場合どうなるのか。五号の「政治団体」、これは、政治資金規正法上の政治団体の届け出をしたものに限られるのか、そうではないのか。お答えください。

○細田国務大臣 すばからく広く解釈すべきものと考えておりました。五十条第一項第四号の「宗教団体」には、宗教法人法第二条に規定する宗教団体が該当し、同法上の認証を受けたかどうかは問わないというところでございます。

それから、政治資金規正法上の届け出をしているものと同義かという、一項五号の「政治団体」につきましては、政治資金規正法に規定する政治団体が該当し、同法上の届け出を行ったかどうかは問わないと考えております。

○枝野委員 だとしたら、これ、宗教団体とか政治団体とかというので縛っていることの意味はどこにあるのか、私はよくわからないんですが、何か意味があるんですかね。

○細田国務大臣 主体として書き込む、書き方として、やはり組織でございまして、宗教団体、政治団体というふうにかざるを得なかったというところでございまして、他意はございません。

○枝野委員 ただ、先ほど、宗教団体については、宗教というの一人で行って宗教と言えぬのかという問題がありますが、政治活動の場合は、一人でやっているというところはあり得ると思うんです。団体には、一人で政治活動をしている人は含まれるんですか。

○細田国務大臣 これは団体でございまして、二人以上ということでございます。

○枝野委員 そうすると、例えば選挙に出ようと思つて政治活動を始めて、ただ、残念ながらまだ仲間がいなくて一人でいろいろな人をあひさつ回りして、名簿がたくさん入ってきた、だけれども活動としては一人でやっている、この場合は入らないということではないんですか。

○細田国務大臣 やはり一人の場合は、二人以上の場合とは違うということでございます。

やった者は規制されて、二人以上でやったら規制されない、そんなものは許されるんですか。

○細田国務大臣 政治資金規正法でも政治団体というものを規定しておるわけでございます。同法上の届け出を行ったかどうかは問わないわけでございますが、一人で活動している者については含める必要がないと考えたわけでございます。

○枝野委員 今の話もおかしいです。政治資金規正法は、一人で政治活動をしている場合の個人としてのお金の出入りについて、ちゃんと別に規制をしています。個人でやっている政治活動の出入りのほかに、団体でやっている場合についての規制をかけているから、二人以上の場合を団体で定義しているんです。一人の場合も適用されているんですから、全然意味が違いますよ。

○細田国務大臣 個人の場合、政府案においては、法目的において、政治活動の自由を含む個人情報の有利用と個人の権利利益の調和を図るとしておりまして、個々の義務規定においても必要な例外規定を設けるとともに、第三十五条第一項においても、主務大臣は政治活動の自由等を妨げてはならないとしておりますので、御懸念は当たらないと考えております。

○枝野委員 全くおかしい。そうしたら、五十条一号に「報道を業として行う個人を含む。」とわざわざ書いてあることの意味は何なんですか。こっちは個人をわざわざ入れているじゃないですか。全然、矛盾ですよ。

○細田国務大臣 非常に個別的、一人の政治活動を行っている者についての細かい御指摘がございしますが、私は、五十条というのは、やはり政治団体を法の規定の対象とするということを言っておるわけでございますから、問題はないと考えております。

○枝野委員 全くおかしい。一号では報道については個人を含んで、五号では政治については個人を含まないということは、一人でやっている政治活動というのは報道よりも価値が低い、報道の自由と政治活動の自由は、これはどちらも優越的の人

権で対等だと思えますけれども、政治活動の自由の方が小さい、弱い、そういうことですね。

○細田国務大臣 弱いとか必要がないとかいうことを判断したものではありません。

○枝野委員 では、何で報道については個人を含んでいて、政治団体には個人を含んでいないんですか。どっちもあり得るじゃないですか。報道だって個人でやる報道はあり得るけれども、政治活動だって一人でやる政治活動はあり得るんですから。それは規制を受ける。でも二人以上だったら規制を受けない。報道だったら一人でも規制を受けない。報道の自由と政治活動の自由と、この区別している根拠、全く示されていません。

○細田国務大臣 何遍も申し上げて恐縮でございますが、法五十条一項は政治団体を除外するための規定でございます、やはり政治団体というものをしっかりと対象とすることが必要であると考えたものでございます。

○枝野委員 質問にちゃんと答えてください。一人でやっている政治活動については、なぜ規制の対象にして構わないんですか。二人以上の場合には規制の対象から外すのに、なぜ一人だったら規制をしても構わないのか、その根拠をきちんと示してください。

○細田国務大臣 一人で政治活動をするという場合は確かにあるわけでございます。しかしながら、五十条の規定は政治団体としての活動を対象としておるものでございまして、一人の活動につきましては、三十五条一項において、政治活動の自由等を妨げてはならないとしておるわけでございますので、御懸念は当たりません。(枝野委員「答えになっていない。答えさせてください。ちゃんと答えてください。間違っているんだよ、これは」と呼ぶ)

○村井委員長 枝野君、質問を、そのポイントをもう一度お繰り返しただけですか。

○枝野委員 もう一度だけ言います。なぜ一人でやっている政治活動については適用がされ、二人以上だったら適用されなくなるの

か、そのことについてきちんと納得できる説明をしてください。

○村井委員長 細田国務大臣。しっかりと答弁してください。

○細田国務大臣 政治及び宗教については、やはり、団体的に行動しているものについて範囲を明確にするために主体を限定しているものでございます。

○枝野委員 ですから、では、なぜ二人以上でやっているものだけ優遇されるんですか。一人でやっているのは優遇されないということの説明にはなっていない。今、結果として団体だけを優遇していますと言っているだけです。なぜそうなるんですか。一人でやっている政治活動は価値が小さいんですか。そういうことなんですか。

○細田国務大臣 価値が小さいとか大きいとかいうことを言っているわけではございませんで、政治団体、宗教団体というのはやはり社会的な通念というものがございまして、これを取り上げておるわけでございます。

○枝野委員 今のは政府見解でいいんですね。小泉総理以下内閣としてそういう見解ですね。憲法問題だ、これは。内閣として責任持ってください。(発言する者あり)

○村井委員長 今、質疑は続いていますから。ただいまの枝野委員の質問に、これはどなたがお答えになりますか。

細田国務大臣。

○細田国務大臣 報道と学術については個人を含むということで規定しておるわけですが、政治と宗教については団体ということにしておるわけでございますので、それでいいかと、解釈であるかと言われれば、そのとおりだと申し上げたいと思います。

○枝野委員 違いますよ。聞いているのは、なぜそうしたのかという根拠について聞いているんですよ。

一人のやる政治活動は規制しても構わなくて、二人以上だったら規制しちゃうかぬということの

意味は、それは一人でやる政治活動にはそれだけ保護に値する価値がないということを前提にしなきゃ、そんなこと起こってこないじゃないですか。一人でやろうが二人でやろうが、政治活動の自由というのは優越的地位にあるんじゃないですか。そのことを否定されるということ、内閣として、小泉総理以下一致してそういう見解だということだったら、これは大憲法問題です。

○細田国務大臣 法の三十五条で担保してございまして、政治団体ということで繰りきしているということが内閣の方針でございます。

○枝野委員 三十五条は三十五条で、三十五条でいいんだしたら、五十条要らないじゃないですか。何で五十条をつくったんですか。

○細田国務大臣 政治家一人の政治団体でも政治団体になり得るんですね。したがって、普通は、政治活動をしているものは政治団体でございまして、その外縁がよくわからないような、一個人で自由な活動をしておるといふものは、やはり三十五条の方で仕切っておるわけでござい

○枝野委員 いいんですね。この内閣は、一人でやっている政治活動は、二人以上でやっている政治活動、政治団体の活動に比べて価値が低い、そういう内閣だということをお認めになつていないこと、先へ進みましょう。大問題だと思

主務大臣を置くのかどうかということが大変大きな問題ですが、幾つかについて、具体的に、それが主務大臣なのか聞きたいと思

労働組合は主務大臣、だれですか。

○細田国務大臣 労働組合の主務大臣は、事業者がどのような目的で個人情報を取り扱うかに応じまして定まるものであります。

したがって、労働組合につきましても、問題となる事業が労働組合活動に伴う個人情報の取り扱いであれば、労働組合活動に関する事項を所管する、所掌する厚生労働大臣が主務大臣になると考えられます。しかし、その他の活動に伴う個

人情報の取り扱いであれば、その活動の内容に応じて、その活動に関する事項を所管する大臣が主務大臣となると考えられます。

○枝野委員 次、日本弁護士連合会の本来業務について、これについての主務大臣はだれですか。

○細田国務大臣 弁護士及び弁護士会につきましては、弁護士が司法制度の一翼を担い、基本的人権を擁護し、社会正義を実現するという重大な使命を有することにかんがみまして、弁護士法上、弁護士に対する広範な指導監督が弁護士会及び日本弁護士連合会にゆだねられているところでございます。

このような弁護士法の趣旨に照らせば、弁護士の個人情報の適正な取り扱いについても、弁護士会及び日本弁護士連合会が十分な指導監督を行うことが期待されることから、主務大臣において勅告、命令等の権限を行使すべき事態が生ずることは想定しがたいと考えております。

○枝野委員 弁護士についてはそのとおりなんです、日本弁護士連合会の業務について、そもそも主務大臣はだれなんです、いるんですか。

○細田国務大臣 本法案第四章における主務大臣は、法案第三十六条第一項の規定に従いまして、個人情報の取り扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣及び当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等、これ以外のものについては、当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等となるわけでございます。

これはあくまでも……（枝野委員「言ったのはわかっているんです。具体的、具体論はどこんなです」と呼ぶ）わかっていますね。（枝野委員「時計をとめてください、もったいないですから。時計をとめてください、そんな手間かかって。ちゃんと通告してあるんですよ、これは大変な問題です」と。深刻な問題だと最初から言っているんですから。時計をとめてください」と呼ぶ）

○村井委員長 細田国務大臣。細田国務大臣。しっかりと答弁してください。

○細田国務大臣 日弁連がいろいろな事業をやる

ときに、その事業の内容が何であるかということに伴って主務大臣が発生するケースがあり得ると考えておりますが、これはいわゆる弁護士活動に伴うものではないと。

○枝野委員 ですから、本来業務ということを開いているんですよ。日本弁護士連合会は、当然弁護士の登録を受け付ける機能を持っているわけですから、当然弁護士の名簿を、二万人分ぐらいです、持っているわけですよ。これは本来業務に関する名簿です、個人情報データベースです。これについて主務大臣はだれなんです。いるんですか、いないんですか。

○細田国務大臣 弁護士法及び法務省設置法の趣旨に照らしますと、弁護士の個人情報の取り扱いについて、弁護士会及び日本弁護士連合会の指導監督が不十分である場合が生ずるとは想定しておらず、現時点においては、弁護士に主務大臣が権限を行使すべき事態が生ずるとは考えておりません。（発言する者あり）

○村井委員長 もう一回答えてください。もう一度答えていただけますか。

○細田国務大臣 十分お答えしているつもりでございます。まして、弁護士の個人情報の取り扱いについて、弁護士会及び日本弁護士連合会の指導監督が不十分である場合が生ずるとは想定しておらず、現時点においては、弁護士に主務大臣が権限を行使すべき事態が生ずるとは考えておりません。

○枝野委員 弁護士会と聞いているんじゃないですか。弁護士会と聞いている。弁護士なんて聞いていないですよ、僕は。

○細田国務大臣 弁護士会においても同じでございます。

○枝野委員 だから、その主務大臣、だれなんですかと聞いているんですよ。行使しないなんて、当たり前ですよ、そんなものは。だれなんですかと聞いているんですよ。

○細田国務大臣 基本的には、自律的に認められている弁護士会でございますので、主務大臣というものはよほど例外的なことがない限りはござい

ません。普通の弁護士活動に付随するものであれば、主務大臣はございません。

○枝野委員 日本弁護士連合会の本体業務については主務大臣がない、それでいいですね。

○細田国務大臣 事例をすべて今の時点から予測するわけにはいきませんが、基本的にそのとおりでございます。

○枝野委員 ということは、これは主務大臣監督制にしていますが、主務大臣のないという分野があり得るということをお認めになる。つまり、この法律に基づく規制をかけてはいるんだけれども、それに基づく監督ですか、具体的には報告の徴収や勧告、命令等は全く適用されない、そういう対象があるという欠陥法であることをお認めになりましたね。

○細田国務大臣 それだけ弁護士会あるいは弁護士の先生方というのは特別な地位を持つておりまして、これだけは例外でございます。

○枝野委員 それならそれで、ちゃんと立法上対応しなきゃいけないのじゃないでしょうか。欠陥ではないかということをお認めいただけます。

あと何点が聞きます。

ゴルフ場事業、これも本来業務、つまり、ゴルフ場の会員名簿とかを管理している、これについての主務大臣はだれですか。

○細田国務大臣 問題となる事業がゴルフ場サービスを伴う事業に伴う個人情報の取り扱いであれば、サービスマンに関する事項を所管する経済産業大臣が主務大臣になるのではないかと考えております。

○枝野委員 社団法人制のゴルフ場の場合、どうするんですか。

○細田国務大臣 業に着目しておりますので、同じでございます。

○枝野委員 そうすると、こういうことになりま

すね。固有な名詞を挙げるのはやめましょう。社団法人制のゴルフ場で、会員制のゴルフ事業をやるということが主目的で、これは文部大臣、文部科学大臣だっと思ひます、ゴルフ場事業について

社団法人の認可を与えているのは。経済産業省、通産省ではないと思ひますが、その場合でも通産省、経済産業省なんですね。

○細田国務大臣 ゴルフ場のサービスマンとしての業に関するものであれば、経済産業大臣であります。

○枝野委員 ところが、会員制ゴルフ場の会員がそこでゴルフをするのは本場にサービスマンなんです、どうなんですか。

つまり、社団法人制と預託金制のゴルフ場というのは、似ているのですが、法的には全く意味が違っています。預託金制というのは、自分がサービスマンを受けるためにお金を払って会員権を買っている。社団法人制のゴルフ場というのは、自分たちのうちわサークルとして法人格を取ったようなものです。ですから、社団法人制のゴルフ場で、メンバーじゃない人が来てプレーする、これはサービスマンだと思ひます。では、会員が自分が会員になっているゴルフ場で社団法人制の場合にゴルフをする、これは本場にサービスマンなんです、どうですか。

○細田国務大臣 サーマンというものは、不特定多数の人たちにサービスマンかどうかを問わず、サービスマンであることは事実だと思ひます。

○枝野委員 いいですね。主務大臣として関係省庁との調整をして出てきているということなので、また後でこのことについては、大臣として責任を持つての御答弁ということ、今の件をもう一回確認させていただきます。今のは、大臣として、政府として調整をして整理をした結果ですね。いいんですね。

○細田国務大臣 基本的に結構でございます。

ただ、従来、相模協会とかいろいろな文化的な団体で、それぞれの省で認可を、許可を受けたという公益法人もございまして、そういったものはケース・バイ・ケースの場合もあるかもしれませんが、基本的には、サービスマン業の場合には、これは経済産業大臣であると思ひております。

○枝野委員 ケース・バイ・ケースって、そこで

持っている個人情報について何か変なことをされましたといったときに、どこの役所に駆け込んだらいいのかわからないじゃないですか、そんなものは。ケース・バイ・ケースという話じゃないかと、今は答弁が滑ったんじゃないですか。

○細田国務大臣 個人情報保護法には何のために使ったかということに関して申しておるわけでございますので、サービス業については経済産業大臣であると思っております。

○枝野委員 別のことを聞きましょう。

インターネットオークションに関する、このオークション業務についての主務大臣はだれですか。

○細田国務大臣 問題となる事業が小売業であるインターネットオークション事業に伴う個人情報保護の取り扱いであれば、小売業に関する事業を所掌する経済産業大臣が主務大臣になると考えております。

○枝野委員 IT担当でもいらっしゃるんですね。インターネットオークションと一般に言われる場合は、前国会で成立をした、いわゆるインターネットオークションのことを指しているつもりなんです、その場合もそうですか。

○細田国務大臣 基本的には私がお答えしたとおりでございます。

○枝野委員 インターネットオークションの場合は、いわゆる競り売りとかをして、つまり、本人が買い受けて売るのはなくて、中古品などを売りたいという人が申し込んで、それを受けてインターネット上で買い受けたという人が買い受ける申し込みをして、そこで売買取手が当事者間で直接成立する、この手のものも、それは今の答弁でいいんですか。

○細田国務大臣 仲介をするためのサービス業でございますので、そのとおりだと思っております。

○枝野委員 古物商は。

○細田国務大臣 これは、古物営業法では、犯罪その他との関係があるので、御存じのとおり、警

察庁の方で所管をしておりますので、古物商の業法上の登録をしているものは警察庁と考えております。

○枝野委員 それで、去年の秋に古物営業法が改正になって、我々は反対しましたが、いわゆるインターネットオークションについてもその古物営業法の中に取り込まれているからどうなんですかと聞いているんですが、いいんですね、今の最初の御答弁で。

○細田国務大臣 基本的には、サービス業であるということとで経済産業省であると思っております。それが実際に警察の認可を受けてやっておる事業かどうかによって共管が発生する可能性は、おっしゃるようなことは思っております。

○枝野委員 いいですか、認可を受けているかどうかで分かれるんですね。つまり、古物商としての認可を必要とするんだつたら警察庁も絡むけれども、そうでなければいわゆる小売サービス業だ、そういう区別でいいんですね。政府の見解としてそれでいいんですね。

○細田国務大臣 基本的には業で把握すべきであると思っております。

ただ、枝野委員が今言われます個別のケースにおいて、サービス業として政府が把握するよりも、犯罪防止その他の観点から、特定のところが所管しているものも確かにございますから、そういう場合にはまた観点が違うわけでございますけれども、基本的には私が今申し上げたとおりでございます。

○枝野委員 よくわからないです。三十六条一項二号には「事業を所管する大臣等」とちゃんと書いてあるんですが、それは何なんですか。やっている業に着目するんですか。それとも、それが認可制とか登録制だった場合、認可や登録をしている先なんですか。これは物すごい大事なことになるんで、ケース・バイ・ケースなんという答えじゃないでしょう。どっちなんですか。つまり、警察への届け出を要する、例えば風俗営業みたいなものとかも、これは警察に届け出ですか、何か要り

ますよね。だけれども、業としてはサービス業ですよ。どうするんですか。

○細田国務大臣 基本的には業で考えるべきであろう、したがって、サービス業、小売業、卸売業というようなのは経済産業省が基本であると考えております。

○枝野委員 内閣としてその見解で間違いはないですね。確認します。

○細田国務大臣 基本的にはそのとおりでございます。

○枝野委員 もう一点だけ、主務大臣、主任の大臣について聞いておきますが、新聞社とかの報道機関についても、報道目的以外でやる、例えば新聞社等が著述目的以外の学術研究をしていた場合とか、新聞社の社史編纂のために個人情報を集めていたとか、こういった場合には、主任の大臣があつて、その主任の大臣が新聞社等に対して主任の大臣としての権限を行使できる、これは間違いはないですね。

○細田国務大臣 社史の編集、編さんにつきましては、その利用方法及びその性格を見た上で判断する必要があると思いますが、著述に該当する可能性が非常に高いのではないかと考えております。この場合、本法の義務規定の適用はなく、主務大臣の関与はあり得ないことから、主務大臣の存在を議論する必要はないと考えております。

○枝野委員 もう一つの方はどうですか、学術研究は。著述目的以外の学術研究を報道機関等がやっている場合、どうなるんですか。

○細田国務大臣 学術研究がどういう中身であるかということとはわかりませんが、やはり著述に当たると考えております。

○枝野委員 著述を目的としない学術研究はたくさんあるから、五十条一項三号を置いたんじゃないんですか。今度は、五十条一項三号の存在意義がわからない。こんな、すぐ終わると思ったところで余りひっかかりたくないんですが、著述を目的としない学術研究はあるじゃないですか。そのことを聞いているんです。

○細田国務大臣 そういう例が実際あるのかどうかというのは非常に問題でございまして、学術研究を専ら報道機関がやる目的でそういうこと、研究をしておるということは余りないと思います。

○枝野委員 余りあるかどうかということも聞いているんじゃないかと、どうなるんですかと聞いているんです。あり得ると思いますよ。それは、だって、例えば新聞社がやる世論調査なんかについてのいろいろなノウハウの蓄積で、著述を目的としてはいいけれども、社内で、こういう世論調査について、こういうデータでこういうふうに行えばこういう結果が出ますねとか、そういう研究を独立した部局を持つてとかということ、これはたしかあったと思いますよ。そういうことは十分あり得る。だから、あり得ないと思いますよ。なんて勝手に判断はできない話なんで、理論的にどうなりますかと聞いているんですよ。

○細田国務大臣 余り例を見ないとは思いますが、そういう全く報道や著述活動に該当しない活動を行っていることがあれば、その活動に際しまして、その関係の大臣が主務大臣となると考えておりますが、しかし、報道、著述活動に密接に関連する活動については三十五条も明記しております、表現の自由等を妨げてはならないということとを明記しておりますので、主務大臣が関与する余地はないと思っております。

○枝野委員 何度も議論をする場はあると思いますが、大事な点はほかにもありますから、聞いておきますが、今のうちに、いろいろな役所に分かれて、自分のところの所管がどこのかか今聞かれても余りよくわからなかつたりする、それぞれの部局で、本当に個人情報保護の趣旨、そして個人情報保護の取り扱いについてどうするべきなのか、それに対してどういう配慮をするべきなのか、そんなことをあらゆる役所のあらゆる担当のところに全部周知させるコストと、それから、そんなに大がかりじゃなくても、トラブルがあつたときに対応するという個人情報の保護に関する専門的な委員会をつくっておくというのと、

コストが一方的にどちらかが大きいとは必ずしも限らないんじゃないですか。

あらゆる役所について、すべて、かなりきつとこのことを徹底させなきゃならないんですが、後で聞きますが、例えば、情報公開法について防衛庁の末端には徹底されていなかったという事例があるんですよ。そういうことを考えたら、本当に主務大臣がやるということではないんですか。

○細田国務大臣 私どもは、野党案が、独立した委員会組織をつくった方がいいのではないかと、この法律案を提出しておられますが、それも一つの考え方ではございますが、今の行政機構の中で、次々に新規産業等が起こる中で、行政的にも、問題が発生すれば、それぞれ対応してきております。ゴルフ場でも、昔は所管省というものが全くないと言われておりましたが、会員権等の問題で問題になったときに、経済産業省の所管だということに各省の話し合いでなったような経緯がございます。

これから、新規産業に対する対応等も含めまして、事業所管省が、これはあくまでも問題が生じた場合の対応でございますので、適切に対応できるものと思っております。新規の組織を立ち上げるコストに比べますと、まだ非常に効率的であると考えております。

○枝野委員 まさにあらゆる役所、これは地方にも委任したりするんですからね。あらゆる役所にそういったことを徹底してトレーニングをきちんとすること、このコストを考えれば、これはどの程度問題が生じてきて対応しなきゃならないケースが出てくるかも読めませんから、最初は小さな組織でスタートするということではないかと思うんですよ。委員会だけはちゃんとつくっておいで。ということであれば、案件がたくさんあるようだったから、結果的にどこかがやらなきゃならないんだから、人員をどこか削ってふやすということとをすればいいわけだし、少なければ、小さな形で本当に問題が起ってきたのだけ対応すればいいんだし、その方がずっと合理的だと思います。

が、やっておかなきゃならないことが幾つかあります。

総務大臣がおいでいただきましたので、総務大臣に、念のためお尋ねをさせていただきたいと思っております。

この問題は、いわゆる住民基本台帳問題と大きく関連をしております。この法律ができれば、まいが、住民基本台帳という話はだめだと私は思っているんですが、それを裏づけるような話で、どうも銀行が本人確認のために住民基本台帳番号を提示させた、提示を受けたというケースがいろいろあると言われていて、二月十七日の予算委員会での細野委員への答弁などで、全銀協からの報告でそういった事実はないというところを総務大臣は明確にお答えになっていまして、本当にそうなんですか。その後、いろいろなどころで実は違っていたという調査結果、つまり、本人確認に使ってしまっていたというような話ではないんですか。総務大臣、お答えください。

○片山国務大臣 確かに、あれは二月十七日の予算委員会ですかね、その時点で、全国銀行協会に聞いたところ、そういう事実はない、こういう報告を受けたということは答弁させていただきます。

その後、国会でのいろいろな経緯があり、やりとりがありまして、全銀協が中心で調査をいたしまして、その結果、そういう事実はあったけれども、それは銀行側が提示を求めたのではなくて、告知を求めたのではなくて、本人の方が本人確認のためにそういうコードを見た、こういう報告を聞いております。

○枝野委員 総務大臣の予算委員会における答弁が間違っていた、そういう話なんです、これはそれだけで済むんでしょうか。しかも、まさにこの住民基本台帳番号の話というのは深刻な問題だとずっと言われてきているわけで、民間が勝手に使っちゃいけないかと。それは今の御答弁だけで済まされるんでしょうか、大臣。

○片山国務大臣 その時点で、全銀協との話という、聞いたところ、そういうことは無いということ、全銀協が答えたということ、私は事務方から聞きましたので、そのとおりを答弁したわけでありまして、その時点で話であります。

○枝野委員 だから、私は、大臣がうそを言ったと今追及しているんじゃないですよ。ほかのケースとちよつと違いますよ。だけれども、この時点で、いろいろちゃんともつと調べた方がいいんじゃないかと、いろいろなことがあったのに対して、そういう報告を受けているんだからいいんだ、大丈夫なんだというニュアンスのことをお答えになっているわけですよ。

その後、何でもそんなことがわかったんですか。大臣の方で心配になって、つまり役所の方からの調査の結果としてわかったんですか。それとも報告が上がってきたんですか。

○片山国務大臣 それは、国会でも大変そういう議論があり要請がありまして、金融庁が、それでそれを全銀協を通じて調べます、こういう話で、数字はちよつとどこかにありますが、そういう住民票コードで本人確認をしたという事実はある、ただ、それは告知ではない、こういうような報告を聞いております。

○枝野委員 要するに、今の話は、個人情報保護法ができてきまが今のようないことがきちつと現場に徹底されていない、しかも、アングラなところでやっていたんならともかくとして、いやしくも銀行が、本人からなのかどうか、そこも私は疑わしいと思っております。住民基本台帳番号を結果的に利用したのは間違いない。そこまでお認めになっているわけで、住民基本台帳制度について危惧されている問題について、全くその危惧を抑制できる形になっていない、ということが一つはつきりしている。このことは、別にこの法律ができてきまが関係ありませんよ。今議論している法律とは関係ないですよ。今の制度はだめだということを申し上げておきたい。

時間がなくなってきたので、ちよつとこれもつと突っ込みたいんですが、そもそも前の国会、前国会だったか前々国会だったかこの法案についての審議が行き詰まったのは、いわゆる防衛庁リスト問題です。防衛庁リスト問題のような案件に対して、政府の行政機関個人情報保護法では対応ができない。できるのかできないのかということ、大臣と相当やり合いました。いずれにしても、具体的には適用できないわけですね。今度の法案ではできるんですか、あのような案件には。

○片山国務大臣 あのとときは内閣委員会でもございましたが、大分枝野委員ともやりとりした記憶がございますけれども、それはどんな完璧な制度をつくつても、不心得な者がおつてということになると、全く、一切の不正、違反が起らないかと、それはそういうことではないと思っております。しかし、前の、現行法よりは、今回の法律は相当整備されたものですから、しかも罰則もしっかりと規定しているわけですから、私は大変な抑止効果があると思う。それから、対象の官庁も広がる。対象の文書も、すべての個人情報になる。本人関与も、現行法では、御承知のように、開示請求と訂正については、これは申し出です。今度は請求権になる。利用停止の権限もある。第三者機関である審査会もできて、決定に対して不服があればいろいろなことの不服申し立てができるというような総合的なことを考えれば、私は、今回は大変な抑止効果を持つし、防衛庁のような事案も相当防げなければならぬ、こう思っております。あとは各省庁、各末端、各個人まで十分徹底することだ、こういうふうには思っております。

○枝野委員 まあ、あのとときもやり合った話で、そのことを具体的に細かいことはやり合わない、今さら蒸し返しません、隠れて勝手につくつていたという案件ですよ、防衛庁リスト問題というのは、隠れて勝手にやっていった問題を、審査会

をつくらうが何つくらうが、関係ないんですよ。隠れてやってたということがばれたときにどういうペナルティーがあるのか、ここが問題なわけですよ、隠れてやるということは。公然とやる時には、それはいろいろな抑止効果はあるでしょう。防衛庁リスト問題は隠れてやってたことが問題なんです、隠れてやってたことに對する何か抑止効果、今回の法律で高まっていますか。

○片山国務大臣 防衛庁の事案は、海幕三佐ですが、あるいは空幕三佐の問題、あれは隠れてじゃないんでしょね。やはり、いわゆる個人情報保護、現行法の十分な認識がなくて、例えばリストをつくるか、あるいは教えるべきでないところに教えたとか、こういうことでございまして、それは制度の欠陥もありますよ。しかし、それはやはり周知徹底が不十分だったということもあるいはあるわけでありまして、今度は制度も相当整備されてくる、ああいうことが大きな学習効果を各省庁に与えたんじゃないかということを含めまして、私は、相当防げるんじゃないかと。ただ、もう一つもないか、隠れてどうだと、これはまた別の議論でございします。

○枝野委員 周知徹底ができていなかったからというところで、やった人たちは、これはたしか懲戒処分しているんじゃないですか。周知徹底ができていなかったからやっちゃったという話なら、もつと上の人、周知徹底の責任者が処分を受けなきゃならないんですが、これはどこなんですか、総務省なんですか、内閣官房なんですか、内閣府なんですか、そっちが処分を受けなきゃならないじゃないですか、現場の末端を処分して。今の答弁はめちゃくちゃですよ。

○片山国務大臣 それは、懲戒処分は、それぞれ事実を調査して、懲戒権者が適正にその処分をしたわけでございますから。だから、その周知徹底というのはどここの責任か。みんなの責任なんですよ、ある意味では。それが懲戒処分の対象になるかならないかというのはまた懲戒権者の判断でございします。

で必ずしも私が言う立場にはない。

○枝野委員 懲戒権者の権限とおっしゃいますけれども、本当に本来周知徹底をしてもらうべき現場の何とか三佐とか、そういう人たちがそういうことを周知徹底してもらえていなくて結果的にやってしまったことなら、彼らに懲罰を与えるのはおかしくて、周知徹底すべきつかさつかさの責任者いるはずなんです。それは防衛庁の中なのか、それともほかの役所なのか、そっちこそ処分されるべきなんであって、本当に周知徹底されてないことが原因だったらすよ。だから、今のは全く、どっちにしても自己矛盾が発生してきますよ。

それはやはりきちっと法律で、こういうことをしたら処分もされるし刑罰も受けるというような法案をつくらないと、去年の議論、内閣委員会での議論を受けたことにならない。リスト問題のよくなケースが起こつても処罰できませんよ。隠れてなのか、完全に隠れてなのかどうかは、役所の中ではある程度の人には知っていたかもしれないけれども、少なくとも国民に対しては隠れて勝手にリストをつくってましたという問題について、政府案ではやはり処罰できないんですよ、野党案なら処罰できますが。違いますか。

○片山国務大臣 罰則の規定は、五十三条と五十四条は、政府案も野党案も同じですよ。できないかどうかというのは、これは事実認定の問題ですよ。今の海幕三佐の問題でも、例えば病気で自衛隊に不合格になった、これが秘密に属する、個人の秘密に属するという事実認定を司法当局がすれば、正当な理由がなく、こういうことになりすよ。そういうようないろいろな観点において、これは事実認定の問題で、それは私は、それが故意であれば十分罰則の適用になるわけでありまして、政府案ではならなくて野党案ではなる、それはなかなか私は理解できない。

○枝野委員 野党案を読んでいないんですか。野党案の五十五条のところには、政府案の五十五条

と似た規定がありますが、「専らその職務の用に外の用に供する目的で」という文言を抜いています。つまり、個人に使う目的だったとかというわけじゃない。あの防衛庁リスト問題もそうです。役所でうまく使いたい、何かに使えるんじゃないか、そういうケースの場合でも、やはり隠れてこそつくっていかぬということ、我々の方の五十五条では、「専らその職務の用以外の用に供する目的で」という目的規定を外しました。

それから、五十六条では、そもそも、正当な理由がないのに、個人情報ファイル簿に掲載されてないファイルを利用すること自体をだめだと言っています。ここで我々は、あの防衛庁リスト問題に對應できるようにしてあります。ああいうことをやつたら刑罰の対象になるようにしてあります。明確に違っているじゃないですか。

○片山国務大臣 五十五条が違っているのは、今委員が言われましたように、「専らその職務の用以外の用に供する目的で」、それがなければいいわけですね。

我々は、職務に属する範囲でやったことについてまで刑罰をかけるのは、刑罰という仕組みのいろいろな性格からいっていかげな、こつちの方は懲戒処分で対応すべきではないか、当罰性が低い、刑罰に当たる行為としての性格は弱い、こういう総合的な判断で関係のところを相談しまして、そういうことにいたしましたわけでありまして、その点だけの相違は確かにあります。

○枝野委員 本人の目的が職務に使う目的であれば、お役人さんは個人情報について変なことをしてもいい、そういう思想に立つていらっしゃるわけですね。

○片山国務大臣 考え方はそんなに違いはないんですよ、野党案も政府案も。問題は、職務の用に供した場合の行為について当罰性まで、そこまで認めるかどうか、こういう議論なんですよ。

だから、私どもの方は、そこまで刑罰として制裁を加えるのはいかがかな、これはむしろ懲戒

処分の方で対応すべきではないか、こういう考え方でございまして、しかも、それが仮に懲戒処分でも刑罰でも、特に刑罰については事実認定がしっかり要件にはまらなければなりません。そのところを申し上げているわけでありまして。

○枝野委員 だから、そこがまさに問われているわけですよ。つまり、今の日本の役所の皆さんも、それはたまには例外はありますけれども、やはりみんなモラルは高いですよ。つまり、自分の金もうけのためとか自分の私的なことのために悪いことをする人はそんなに多くないと思います。総体的に、ほかのいろいろな国と比べて。

むしろ心配なのは、これは職務のために必要だと本人は主観的には思っているのに、だけれども、社会的なルールの上からは許されないことをしてしまふ。そういうことはだめなんです。初めからきちっと厳しくかけておいてあげないと、逆に、それは違法だからやっちゃいけないよね、これは処罰されちゃうからやっちゃいけないよね、ということ、抑止効果がちゃんと図られるんで、それは全く逆じゃないですか。まずきちっと、役所のためだと主観的に思っていることでもだめなことはだめと明確にさせないといけないんじゃないですか。

○片山国務大臣 こういうことを言う誤解を招くかもしれませんが、仮に、職務熱心で、これが職務遂行のために必要だという判断でやった場合、それについてまで刑罰を科することは刑罰の性格上行き過ぎではないか、こういう判断で、それに対応するのは懲戒処分だと。

それがいよいよは言っていないんですよ。だから、法律上は、専ら職務の用に供する目的以外のことにやる場合には刑罰をびしゃつとやる、職務の用に供することで行き過ぎがあった場合には、これは懲戒処分に対応する、こういう考え方であります。

○枝野委員 行政というものの対する基本的な考え方がしかなると違うのかなと今伺っています。

たけれども、まさに、国民との約束に基づいて、

つまりそれは国会でつくられた法律に基づいて、
本人が幾ら主観的に、これは国のために役に立
つ、社会のために役に立つ、職務のためにやっ
たんだ、その主観というものは国民との関係では全
く関係ないんですよ。国民の側でどういう権利が
侵害されたのか、そのことの兼ね合いでやはり考
えないと、過失でやつてしまったとかというケー
スについては、それはあるかもしれない。だけれ
ども、法の不知は、処罰の対象というのは一般国民
も含めて全部一緒ですからね。ということを考
え、今の理屈はとも通らないと私は思うん
です。

官房長官にお尋ねをしたいと思つてゐるん
です、その防衛庁リスト問題について、防衛庁が
処分をした、処分をするに当たつてはさまざま
事実認定をいろいろした、そこで処分をした、そ
れからその事実関係、そのことと、今回総務大
臣が出し直されてきたこの法案、そして民間の
個人情報保護法案との関係、こういったことにつ
いて、内閣官房としてどのような調整を官房長
官はされたんでしょうか。

○片山国務大臣 それは、行政機関の個人情報
保護法制関係につきましては、私のところが中
心で、関係の省庁と十分協議いたしましてこの
法案を出し直し、もちろん与党との調整もいた
しました。そういうことでございます。

○枝野委員 そんなことは聞いていないんです。

私は、この少なくとも三つの役所にまたがる、
法案そのものについては別ですよ、法案そのもの
についての調整は別として、少なくとも法案相互
の関係と防衛庁リスト問題での処分という問題と
の兼ね合いについて、内閣官房は、行政各部の
施策に関するその統一保持上必要な総合調整に
関する事務というのを内閣官房の所掌事務で、内
閣官房長官がその事務を統括すると内閣法に書い
てある、それに基づいて内閣官房長官の御見解を
お尋ねすると通告もしてありますので、お答え
いたさないんだつたら、これ以上質問を続けられ
ません。

ん。

○片山国務大臣 防衛庁のリスト問題につ
きましては、行政機関個人情報保護法の所管大臣
として、防衛庁とは十分な連絡をとつて、私の
方がいろいろ相談に乗つてきたわけでありま
す。ただ、この処分については、防衛庁長官が、
何でも言いますように、任命権者であり懲戒
権者でありますから、その判断を尊重したい、
こういうことでございまして、内閣官房とも
十分な連絡調整はいたしております。

○枝野委員 内閣官房がまさに相談をされ
た、その相談で内閣官房としてどういう調整
をされたのかというのを官房長官にお尋ねし
ないと、これは、リスト問題で前回の国会が
とまつて出直しした、ということに至つた、
少なくとも、主観的には皆さんどうかわかり
ませんが、客観的経緯としては、そうなん
です。そのことと、今回の調整を内閣官房
としてどうされたのかをお答えいただけ
ないんです。審議のしようがありません。
(発言する者あり)

○片山国務大臣 いやいや、答えられない
立場じゃないですよ。内閣は一体で、私は
この関係の所管ですから。だから、もち
ろん官房長官とも相談いたしますけれども、
内閣としての所管で、調整は、この件につ
いては私だ、こう思つております。

○村井委員長 ちよつと速記をとめて。
(速記中止)

○村井委員長 速記を起こして。
それでは、ただいまの枝野委員の官房長
官に対する質問でございますが、これにつ
きましては、理事で協議をさせていただきます
よろしうございますか。

○枝野委員 それが出てくるまで質問でき
ませんので、来たら質問を続けます。だから、
理事会が終わりまじたら。

○村井委員長 理事会で相談させていただきます。
この際、暫時休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後二時十三分開議

○村井委員長 休憩前に引き続き会議を開
きます。

○石毛委員 民主党の石毛鏡子でございます。
最初に、個人情報保護法案をめぐりまして、
何点か質問をいたします。

まず最初の質問でございますけれども、
個人情報保護法体制といふ体系といふ
か、この国会では、個人情報保護の法律案
及び行政機関、独立行政法人等々といふ
ことと、百五十一国会で当初個人情報保
護法案が提出されたときに、明示の仕
方は若干変わつてゐるところがあつたか
と思ひますけれども、こういう図がよく
示されておりました。

まず最初に、個人情報保護法体制を貫く
基本法、基本原則ですとか国等の責務、
施策等々を基礎に置いて、民間部門、公
的部門、それぞれ保護法案を構築して
いくということ、今回は、民間事業者
に対する個人情報保護法案と、それから
行政機関等という形で出ております。

もう一つ重要な部分として、個別法につ
いても言及されてまいりました。そのこ
とは、この保護法案におきましても、第
六条の中でそうした規定も盛り込んで
あるというふうには理解してゐるわけ
でございますけれども、きょう改めまして、
六条三項が規定する個別法といふのは
どういふ内容なのかということ、それ
から、その内容を御指摘いたしたいと
するならば、その内容に關しまして、
関係省庁との協議がどの程度まで進ん
でゐるかということ、そしてまた、最
最終的にその個別法をいつまでに制定
していくという見込みであるのか、そ
うしたことをまずお尋ねしたいと思ひ
ます。

○細田国務大臣 政府案第六条第三項に
基づきまして、本法の規律を上回る追
加的な保護措置を講ずる必要がある個人
情報とは、その性質や利用方法によつて
個人の権利利益の侵害のおそれが高い
ものであることとあります。

これに該当する個人情報については、例
えば金融分野における個人情報等が考
えられるわけでございます。具体的には、
個別分野を所管する各省庁、府省にお
いて検討すべきであると考えておりま
す。

さらに官房長官がございましたので、
やや細かく申し上げますと、個別に見
ていきますと、例えば一昨年六月に、
それまで守秘義務がかけられてお
りませんでした看護士等についても新
たに守秘義務を設けるための法改正が
行われたあのときの議論でも、おわ
かりのように、必要なもの、しかも
この法案そのものが、非常に大量に
情報処理をする者を前提に考
えておりましたので、そうでなく、
個別にも、職業上、いろいろな意味
で守秘義務を課した方がいいものが、
コンピューター時代になりました
で、さまざま出てきておるのが実態
でございます。

しかも、これは業種、業態によつても
違つてゐるわけで、先ほどの医療分
野、看護士等だけではないのかどうか
という問題もあるでしょうし、ある
いは金融分野については、今金融審
議会等で検討をすることとしてお
るわけでございます。それから電
気通信分野においても、電気通信事
業における個人情報保護に関するガイ
ドラインを運用するともに、本年二
月から、そういった具体的な検討に
入つてゐると聞いております。それ
ぞれの業態に応じまして、この六条
三の必要な措置といふものは考
えられるわけでございます。

○石毛委員 今の大臣の御答弁で、
個人情報保護法案が百五十六国会に
提出された法案に限らないというこ
とは受けとめさせていただきます
けれども、私の質問の中には、関係
省庁との協議がどのようであるか、
これにつきましては若干お触れいた
したいと思ひますけれども、いつま
でに法制定を目指していくのか。当
然、全体系として構想されてゐる
わけですから、そのところはきちつ

明示をしていただいてもよろしいかと思ひますので、そのいつまでということ。

それから、医療、金融、信用、電気通信というふうに御指摘いただきましたけれども、大変、個人のアイデンティティーですとか尊厳に触れる、機微に触れるそうした情報とすれば、教育関係なんかも重要かと思ひますけれども、そうしたことは今どのような状況であるのかということもあわせてお示しいただければと思ひます。

○細田国務大臣 まず、この法案、これまでにない法案でございますし、これが制定され、実行されますと、内容的にはこれまで手の及ばなかったところに及ぶという意味で画期的な法律であると思ひます。

それから、あくまでも、そこにございまして、前から説明しております三角形をした考え方、これは、まず基本法としての対応、それから、その中の個人情報事業者に対する監督はあらゆる業種に及ぶという面で、例外はございましてけれども、教育や通信やその他も含んで、今後、おそれのあるいろいろな業種に及ぶということでございますので、まずは、この法律を実施するということが大切であると思ひております。

しかしながら、二つありまして、この法律だけで十分にカバーし切れないものもあるいはあるかもしれませんし、さらに、きめ細かく規制をすべき、例えば看護師法を変えたときの議論のように、どうしてもこれをやらなければならぬ、厳密に言うとは保健師助産師看護師法でございますが、そういう個別の必要であると認められた事態については、関係省で太い検討されることを私どもは従っておるわけでございまして。

先ほどおっしゃいました教育の関係というのは、教育のどういう分野かにもよりますけれども、必要であるということになれば、個別法を制定していただくことも歓迎いたします。

○石毛委員 大臣の御答弁は、私はよく理解できません。と申しますのは、率直な疑問ですけれども、一つは、これから教育ももし必要であれば、

それは必要であつたら入れていただくのはよろしいんですけれども、本当に、では、全体系を政府としてどのように構想して、そして、今回はここまでだ。あえてつけ加えていただければ、今回出した法案では基本原則の部分を除いておきますから、具体的に本人等々が関係してくる法案は全部開示の請求ですとか、訂正の請求ですとか入れ込んでいますから、基本原則として機能するよりは、民間事業者に対する規制として機能するようになっていて、この体系自体がかなり変わってきている。変わってきているというふうな今私は差し当たって理解をしておりますけれども、きょうは、そのところの議論ではなくて、こちらの個別法のところであるわけです。

大臣の御答弁は、私ははつきり理解しかねるというふうな申し上げましたのは、一つ、大臣は今、事業者への勧告はあらゆる業種に及んで、今回提案の本法の中でもそこはかぶせることができるから、その部分でかなりやれるんだというふうなまづはおっしゃられました。

その部分があるのも確かだと思ひますけれども、六条の三項は、「特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報」のために「保護のための格別の措置」というふうに記載されておまして、そのことに対して、では、この今回提案の本法の中ではどの程度までやれて、そして、特に適正な取り扱い、厳格な実施というのはどういうふうな考えられているのかということとを必ずしも明確に御答弁いただかなかつたというところ。

それから、もうちょっと待っていただきたいと思ひますけれども、医療分野では保健看法の守秘義務が盛り込まれたということだけ大臣はおっしゃっていますけれども、それはもう当たり前のことで、遅きに失したという話だと思ひます。医療分野は、DNAの問題ですとか結核サーベイランスの問題ですとか、個人情報に関しましてはもつと注目されている重要なことがたくさんあるわけで、ただいままでいただきました大臣の御答

弁からいいますと、この個別法につきまして政府として責任を持って全体系を構想されているというふうには私は受けとめさせていただけなかつたということ。

大変率直な表現をしております恐縮だと思ひます。私の中にもございまして、もう一度御答弁をいただきたいと思ひます。

○細田国務大臣 この法律、特に民間部分につきましては、あくまでも、これは政令で定めることになっておりますが、大体五千人以上の情報をコンピュータで処理いたしました、それをもとに営業をしたりさまざまな活動をする、これを対象にしよう。

なぜそうするかといいますと、それじゃ、町の中に本屋さんでもパン屋さんでも薬屋さんでも、それは顧客情報というものがあつて、最近では、経営上いろいろな個人をコンピュータに打ち込んで自分で管理している、そういう企業はたくさんあるわけですね。したがって、そういう一般的な中小企業の方が自分のために、お得意さんを初めとする個人の情報をためて運用している人、にまで全部規制が及ぶということは適当ではないんじゃないかならうかということ、量的なところで線を引くという考え方なんです。

ところが、大量に処理しているか否かということと関係なく、今おっしゃいましたような、病院には、一人一人の患者さんが行っているいろいろな病気の治療をしてもらうとか処方をしてもらうとかいうときに、当然、最近では、全部の情報はコンピュータに打ち込まれ、だんだん電子カルテになり、いろいろな処理がなされていきますと、個々の情報をいろいろな方が、心得違いの方がそれを悪く使うというふうな方もあるかもしれません。

そこで、できるだけそういうものは、職業上の道德違反であり、かつ、多くの個人に多大な迷惑をかけると思いますか、そういうものについては、たとえその対象人数が少なくても多くても、それにかかわらず、本来、社会的な意味で何らかの罰則を加えなきゃならないことはある。

それが行政庁とか何かにもあるわけでございまして。

行政庁は非常に多くの情報を処理しておりますから特に差は出ないかもしれませんが、そうでない仕事、例えば教育の面でも、どういう面で教育とおっしゃっているかわかりませんが、そういういった情報があつて、それが、この法律によつて必ずしもすべてを捕捉できないかもしれないというふうなものがあれば、それは、個別の省庁が、教育上の観点から見ても、個別の情報があるというふうな漏れるようなことであれば、個人情報保護法の対象ではつかみ切れないものがある、したがって、この点は個別法において規制しよう、という考え方が出てくるという意味で申し上げておるわけでございまして。

○委員長退席、蓮実委員長代理着席
○石毛委員 大変大きなことだと思いますが、確かに、個人情報の有用性に配慮しつつという両面性もあるのも確かではありますけれども、個人情報保護法をいかに基本的な人権にかかわる大きな法案が提出されたというふうには私は受けとめております。

大臣の御答弁で、保護法の全体系をどのように構想されているか、その中で今回の法案のポジションというのはいかがなものであるかをもう少し明瞭にお示しいただければというふうに思ひましたけれども、この点に關しましては、また別の機会にもう少し質問をさせていただきますと思ひます。

次の質問でございますけれども、今回新しく改定されて出されました法案の中で、第五十条の「適用除外」のところに、第一項も変更されているわけでございまして、第二項に報道に関する規定が新しく設けられました。百五十一国会以来の旧法案にはなかった項目でございます。この報道に関する規定が新しく盛り込まれた意味につきまして御説明をいただきたいと存じます。

〔蓮実委員長代理退席、委員長着席〕

したがいまして、この際、五十条二項においても、報道機関の報道活動を適用除外する制度を設けるためには報道という概念を用いることが不可欠であるが、その範囲が恣意的に判断されることのないように、趣旨を明確に判断基準を客観化するために、法案五十条第二項において報道の定義を条文中に明記することとしたところでございます。

○石毛委員　確かに、報道とは何を指すのか、どういうことを意味するのかということとは、この法案提案以来多くの論議を呼んできたところだといふふうには私も理解をしておりますが、私は、今回この新法の中に報道に関する規定が盛り込まれましたことによりまして、この規定に該当しない、客観的事実とはいうわけですけれども、客観的事実は立場によっても事実に対する判断が違ってくると思いますし、それから時間が動けば違ってくるかとも思いますし、客観的事実が唯一の事実には帰着するわけではないという、そうした観点からしますと、客観的事実がどう判断されるかということによりましては、その判断から外れた部分の客観的事実は適用除外にはならなくて、むしろ民間事業者に対する義務規定がかかることになつてしまふのではないかという、そうした危惧、不安を持つわけです。

午前中、枝野委員の、政治家のスキヤンダル、このスキヤンダルの事実性に関して、結果的に誤報であつたとしてもいいというふうには大臣は御答弁になりました。政治家のスキヤンダルは世間的には注目を浴びる最たる事実かと思ひますけれども、でも事実にはいろいろな事実がありますし、もう繰り返すことはしませんが、客観

○細田国務大臣　これは、客観的事実として報道されたり記述されれば足りるわけでございまして、その内容が結果的に事実反するかどうかということは一切関係がございません。したがって、そういう、報道に踏み込む、あるいはこの対象とすることは考えておりません。

○石毛委員　そうしますと、あえてこの二項を規定する意味、意図というのはなかったのではないですか。

本会議での代表質問の中でたしか、客観的事実であるかどうかということの立証責任は主務大臣にあるという御答弁がなされていると思いますけれども、そうすると、客観的事実であるかどうかということの判断はされるわけですね。判断の主体があるわけですね。その判断の主体によりまして、これが客観的事実とは多少違うのではないかとというふうに主務大臣が判断されたとすれば、ひとまずはそれは客観的事実ではないということになるんだと思いますから、それは報道機関にとつては大変重要な問題になって登場してくると思います。

もしそれほどだわることでなくて、ごくごく一般的な規定として置いただけとおっしゃるんだったら、あえてこの第二項というのは規定する必要はないのではないか、議論の中で報道とはこういうものだということを交わしていけば足る話でありまして、あえて法文に記載されたということに對して、私はいささかな疑義を持つということができます。

○細田国務大臣　これは意図があるというようなことではございませんで、明治以来、内閣法制局というのは、新しい言葉が出てきた場合に、そしてそれがどういう意味かを求める場合に、何らかの中身を定義づけるという癖がございますして、報道という概念が出てくるわけでございますので、

これが全くないと、また報道とはどんなことかというふうには議論を呼ぶわけでございます。報道機関のお立場としてもやはり、自分たちは客観的事実を報道していないんだからその部分をどうしてくれるなんて言いませんから、皆さん一生懸命客観的事実として報道されているので、結果的にそれが誤りであったかどうか、あるいは誤解であったかどうかを問うわけではございませんので、その趣旨で書いておるわけでございます。

○石毛委員 何か随分、入念規定というふうに理解すればよろしいのでしょうか。本当にそれ以上でもそれ以下でもないということではよろしいのでしょうか。（細田国務大臣「そのとおりでございます」と呼ぶ）

それでは、次の質問に移りたいと思います。少し時間がなくなりましたので、質問を飛ばしてまいります。

午前中、樺屋委員からの御質問あるいは御議論になりました質問とかなり重なる部分がございますけれども、野党案は、自己情報コントロール権の、こうした表現は明示しておりませんけれども、趣旨を盛り込んでいるということです。私はこれは、個人情報が人それぞれが自分自身に対するアイデンティティーを確認するという意味でも、それから人間としての尊厳を維持する上でも個人情報は大変重要な意味を持ちますから、それに対して自分自身が関与できるということは重要なポイントになるといふふうに考えているものです。

野党案では自己情報コントロール権の趣旨を盛り込んでいるのが私は評価をしているところですけれども、一面では、午前中の榊屋委員の質問にもございましたように、表現の自由が規制される

○細田国務大臣 一つの定義を持った言葉を創設する、しかもそれが権利であるというのには、かなりの検討、広範な検討と、歴史あるいは事例が必要であると思っております。

自己情報コントロール権を主張される方の思いというのは我々も同じでございまして、およそ自分の持っている個人の情報は、人にも知られたくないし、勝手に扱われたくもないし、漏らしてほしくもないし、迷惑も受けたくない、これが基本でありますから、それは余り差がないのではないかと思います。プライバシーの権利でかと思っておるんです。プライバシーの権利でも、あれだけ、昭和四十年代に判決によりまして認められて、民法上もまだない不法行為の態様として出てきて、最近も、著作に対して出版の停止だとかいろいろなことがプライバシーの権利でも行われておるわけです。

この自己情報コントロール権も、個人の情報でいえば、まだ非常に広範に、どこまで踏み込むべきかということについてははっきりした統一的な見解が私はまだないのではないかと思っておりますので、このたびの法案のような形で開示とかその他の要請ができる、そしてあらゆる場面においてそれができるんだという規定で始めまして、それから考えていけばいい問題である。

かつすべてを私どもの政府案は網羅しておるわけでございます。自己情報コントロール権ということで、明示をするときまた表現の、報道の自由等との調整原理も明らかでなくなってしまうんですね。つまり、自分の情報についてはすべてコントロールできるべきであるという前提をすべて瞬間に、それじや自分の情報について、いわば、どこかに勝手に書かれたらどうするんだというようなこともあるわけですね。それは何も政治家のスキヤンダルに限らず、財産がどうだ、あるいは係累がどうだ、納税額がどうだ、あるいは健康情

報がどうだということも含んで、いろいろなことが起こってくる。

したがって、私どもとしては、そういうことがまだ調整原理としてはつきりしていないというところで、明確な定義づけで盛り込むよりは、今の政府案のように規定することが当面適当ではないか。しかも、その必要性は迫っておりますので、これからいろいろな類型が出てくると思うんです。そういった類型の中で、個人の情報に対する権利というのは一体何であるかということは、おのずと学説、判例等が積み上がっていくものであると考えております。

○石毛委員 大臣は、まだ調整原理が明らかにはされ切れていないことをお述べにならながら、自己情報コントロール権について明確にする必要性は迫っているというふうに最後おまとめになられました。そういうふうには伺いましたけれども、野党案はいいかがでしょうか。野党案はそここのところを一步先にしたというふうに理解もできるわけですが、野党案はいいかがでしょうか。

○山内(功)議員 近年の情報化が進化した社会におきまして、私生活の侵害を未然に防ぐ観点から、プライバシーの権利について、自己に関する情報の流れをコントロールするという側面が現在活発に議論されております。

自己情報コントロール権は生成中の概念ではありますが、基本的人権にかかわる重要な権利であることには間違いなく、私どもは、その趣旨や精神を法案に盛り込むことによって社会的な認知を後押しするという考え方をとっております。

野党案でも、自己情報コントロール権につきましては、その要件、効果が学説においてなお検討過程にあるということから、確定的なものとして明示はしていないものの、その基本的考え方を十分に反映させた画期的なものと自負もしております。

具体的に言いましたら、目的外利用の制限の例外事由を政府案より縮小したり、利用目的の

通知、公表については原則通知にしたりするなどしてありますが、そうした本人関与を充実させる努力のよって立つ考え方として、自己情報コントロール権の基本的な考え方、すなわち自己情報への本人関与の重要性を目的規定に頭出ししたものでございます。

自己情報コントロール権は、確かに表現の自由と緊張関係にあることは事実であります。しかし、だからこそ、野党案では第一条で、まず「表現の自由を尊重しつつ」と規定をしておりますし、野党案六十五条で適用除外の範囲を広くすることで、政府案より格段に表現の自由を尊重したものとされていると思っております。

○石毛委員 頭出しをして、先に社会的認知を後押ししていくか、大臣は必要性は迫っているというふうにご答弁いただきましたので、多少のタイムラグの差かなというふうには伺いました。早くこのところは整理をされていくって、個人が関与する権利とそれから表現の自由の両立を図っていくようにというふうには私としては求めたいと思っております。

最後に、質問飛ばしておりますけれども、総務大臣にお尋ねしたいと思っております。

行政機関の保有する個人情報保護法に関してでございますけれども、裁判管轄に関する明示の規定がございせん。ということは、行政庁を被告とする個人情報にかかわる取り消し訴訟については、行政事件訴訟法第十二条第一項「行政庁を被告とする取消訴訟は、その行政庁の所在地の裁判所の管轄に属する。」という規定に基づき行われることになる、こういうことだろうかというふうな受けとめまされけれども、もう一方で、この国会で、情報公開の審査会とそれから個人情報保護の委員会が新しく統合設置といましようか、その法案も提出されているところでございますが、行政機関情報公開法では、訴訟の管轄の特例が定められていて、全国八カ所の地域の裁判所に訴訟提起ができる。それに比べますと、この場合には、それこそ行政庁の所在地の裁判所しかできないわ

けですから、大変狭い訴訟権といえますか、その行使しきれないという、それは情報主体の個人からすれば大変問題だというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○片山国務大臣 言われるとおりなんです。情報公開法は八高裁の地元の裁判所に訴訟が起これるんですが、情報公開の場合には開示決定、不開示というのが大体各省庁大臣になるんですね。大臣になりますと、東京になっちゃうんですよ。そこで、大変限定されるという議論があつて、特例をつくったんです。あれだけなんです、特例は。

今回は、同じような実質は議論があるんですけれども、今回の個人情報保護の場合には、恐らく各省庁権限を地方に相当委任しますから、したがって、実体上は地方でいろいろなこと、訴訟も起こせる、こういうことでございまして、管轄をどうするかというのは、これは司法制度の根幹ですから、情報公開の方が大特例をつくった、それ以外はつくらずに運用上でやろう、こういうことで、今回もそういう法制になったわけでありまして。

○石毛委員 委任できる内容についてはそれはそれでよろしいという解もあり得るかと思っておりますけれども、委任できない霞が関特有の問題というのがあるわけですから、例えば防衛庁での個人情報問題というのは、では、霞が関に属するものかという問題がありますので、これにつきましては引き続き議論をさせていただくことにいたしました。私の質問時間、五十七分までですから、あと九分前後でございますけれども、私は、本来、最初の質問は官房長官ということでお願いをいたしましたので、官房長官への質問を留保させていただきました。少し早いですけれども、これで終わらせていただきます。ありがとございました。

○村井委員長 それでは、引き続き後藤斎君。○後藤(斎)委員 民主党の後藤斎でございます。昨年五月に、個人情報保護法案四法が国会にかかったときに、冒頭にいろいろな観点から御質問させていただきました。そういう意味では、一年近くたった本格的な質疑ということで、当時、片山

大臣、当時の竹中IT大臣を含めて御質問したものが、ある意味では政府案としてもそれなりに前進を見ているというふうには思っております。そういう観点から、きょう午前中の質疑も含めて、冒頭、野党提出者の方にお尋ねをしたいと思っております。

第三者機関の設置ということが、ある意味では一番大きな政府案と野党提案の、文言ではなくて、制度の仕組みそのものが大きく違う部分だということふうに認識しております。

本会議でも、小泉総理の方から、二重行政であり、なおかつ行革に反する、二つの視点から野党提案の個人情報保護委員会はまかりならぬというきつい断定を今されているところでもあります。内容を余り吟味せずに総理初め細田大臣もお話をしているような感じもするので、冒頭、野党提案者の方に、どんな個人情報保護委員会というものを考えるにしているのか、体制も含めて御説明をいただきたいと思っております。

○細野議員 まず第三者機関に関しては、小泉総理の方からは二重行政という御批判がございましたけれども、特にこの問題に関しては、主務大臣という、午前中の答弁の中でもありましたけれども、一体担当がだれかわからない、しかも、非常に権限が強い形で個人情報という形で関与されるんじゃないか、さまざまな面で弊害が多い、むしろ、第三者機関をつくって、きちっとそこで担保していった方が客観的でいいんじゃないかという判断を我々はいいたしました。

行政改革についての考え方は、これは当然、必要なものを削る、そのかわり必要なところはきちっと担保していく、それは制度としてつくっていく、そういう考え方でこの機関については設置をしたいと考えております。

規模をいましては、第三者機関の代表的な例である公正取引委員会を例にとりますと、大体その三分の一程度を想定しております。組織体制につきましては、これは個人情報に関するけれども全国各地でさまざまなケースが考えられる

わけでございますので、大体全国を八か九のブロックに分けて、本部の事務局は当然東京に置くということを想定しております。本部や、必要であれば一部の地方事務所については、調査機能を持たせることを検討しております。

以上でございます。

○後藤(金)委員 細田大臣、今のような話で、三分の程度というの具体的な何人かというのはこれからもう少し詰める必要があるのかもしれないが、諸外国の同種の、要するに監督をする第三者委員会的機関と主務大臣との分離をしているケースは多くあるというふうに承知をしております。

例えば、ドイツについては、事務局体制を連邦データ保護監督官ということで六十二人、これで苦情処理を年間三千件から四千件やられているというこのようですし、イギリスでも、情報保護コミッションという第三者機関が情報保護委員会の事務局として大体百人程度、年間の苦情処理は四千件を少し上回るくらい苦情処理をしているというふうな、いろいろな事例がございます。フランスでも、事務局六十人体制で情報処理及び自由に関する国家委員会というふうなことです。

例えばこの六十人ないし百人程度のものが行革に反するとかいうことよりも、むしろ、きょうの午前中の議論の中でもありましたように、抜け落ちてしまふ事例、事案が出てくるとか、国民から見れば、何か監督者と実際の業務をしている人が同一であるという、二重行政というよりも、むしろ、あすから質疑が始まる、食品安全委員会と農林水産省、厚生労働省、要するにリスク管理とリスク評価と同じように、やはり第三者委員会は、できるだけコンパクトなものをまずつくってみて、またそれを進化させていくということも私は必要ではないかなと。

特に私は、食品安全委員会では五十四、五人の体制から事務局が始まりますが、もっと大きくすべきだという議論を別の委員会でしてきました。例えば五十人、百人くらいの事務局を置いて国民

の不安感を拭拭する、なおかつ漏れがなくなるという逆に二つのプラスの面があるのであれば、野党案にあるように、個人情報保護委員会、要するに第三者機関的なものをむしろつくるべきではないかなというふうには私は考えますが、細田大臣、いかがでしょうか。

○細田国務大臣 こういう個別の事案に対処する方法は、はっきり二通りあると思うんですね。独立の機関を設けてそこで全部やった方がいいじゃないかという考え方と、そうではなくて、個別の行政庁においてやれば足りるのではないかという考え方は、絶対的にどちらがいいというものではなく、必ずしもないと私は思います。

ただ、やや事案として似ているものを言くと、消費者保護とか消費者相談というふうなものがございまして、関係省に消費者苦情の相談窓口を置いたり国民生活センターを置いたりしながら、自分是被害に遭った、まず相談に行つて、ではどういふことが起こったんだというところで、例えば電気製品が火を噴いたというのなら、電気製品の規格がおかしくなかったのか、その型番も聞いて、そういうことが頻繁にないかどうかを役所に聞くとか、そういうことでかなり対応しているんですね。それは、消費者相談特別委員会というふうなものを用意して、そこでやればいいという考え方もあると思いますが、行政のタイプによっていろいろ一長一短があると思っております。

それから、方向が二つありまして、独立の行政の委員会をつくらんと、もうそれ自体が目的化しますから、取り締まりの委員会になって、他方、大変強固な権限を持つというおそれを持つ場合もあるんですね。それからもう一つは、主務官庁に任せておくに甘くなつて、癒着が何かあつて、相談に行つても言うことを聞いてくれないんじゃないか。これは両極端があつて、きちつとしたところを押さえていかなきゃならない。そういういた基

準も私もこの法案には書いてあるわけですし、やはり専門性を持った主務大臣が個別に体制を整備する。ここに団体とかいろいろ書いてあるわけ

でございますけれども、そういうところを通じて

まず啓発活動もしなきゃいけないと思うんです。エステの情報がホームページに載つたというのは、だれが考えても、あれは、エステの経営者が自分のところへ来るお客の名前を出したり症状を出したりして、もうかるはずがないですよ。多分、ソフトウエアのあり方を間違つたりして、うかつにもやつた。それから、社内の体制が、ソフトウエアを特定のものに限定して外部に漏れないようにしないために、セーフティーネットの観点

が非常に甘かつたために、悪い社員が何かが全部データをとつて人に売り飛ばしたケースがあるとか、まずはそういう事実業者のそれぞれの監督体制、社内の自己監督体制をしっかりとすればそういう問題はかなり克服できて、その上に、悪意でいろいろ大量な情報を横流ししたりする者が出てくるようなケースが非常に悪質で、取り締まられるべきケースであると思ひますので、このような案件が急増するの、あるいは、皆でそういうセーフティーネットのための工夫、ソフトウエアの採用等をすれば、そういう行為が鎮静化して、本当に悪意のある者だけを取り締まればいいようになるかというのはこれからの問題でもあると思ひますので、私は、独立した委員会を今つくつて行政

組織として大きなお金を使つてやるのは、まだ時期尚早ではないかなと思つております。

○後藤(金)委員 仮に百二十歩譲つて主務大臣がやると仮定をしても、その場合一番問題になるのは、では、大臣の下にどんな組織体系を置くかというところにつながつて、ある意味では、細田大臣が今冒頭おっしゃられましたように、二つの考え方があるということはやはり柔軟に考えていただかなければいけないのかなと。

例えば総務省も、この個人情報問題の特別に扱う少なくとも課か室みたいなものを置く、ないし、ある程度官庁の中でも独立性を持つて監視監督する、それも主目的は個人情報の保護であるというふうにしていかなければいけないわけですね。

というのは、いろいろなやりくりをすれば、先ほど御指摘をしたように、仮に五十人ないし百人という体制であれば、それがまさに対応ができるというものが私は前提にないと、ここで余り議論をして、イエス・オー・ノーで、今のところはノーという細田大臣のお話なのでいいませんが、片山大臣、去年、大臣は幾つか私との質疑の中で、例えば今回、いろいろな意味で罰則規定も行政機関の個人情報で、追加というか、私どもが考えた趣旨のことも含めて案として出てきています。当時片山大臣は非常に強固にこれが最善の案であるというふうなことを、細田大臣、おっしゃつたわけですよ。一年たつていろいろな部分が変わつてきたからようやくここに來たというふう

に思つて、そこについては大変評価を私もしたいと思ひますが。

それから、先ほど石毛委員の部分で、情報公開法の考え方と個人情報保護、行政機関、ちよつと違ふんだよ、情報公開法の方が特例なんだよというお話がありました。これは野党提案者にも同じ質問をしたいと思ひますが、情報公開・個人情報保護審査会というものは、それぞれ何かちよつと思ひが行政機関の方で違ふような感じも私はするんですが、大臣、簡潔で結構ですから、大臣の、まず政府案についての、情報公開・個人情報保護審査会について、その中身という組織の考え方についてちよつとお尋ねしたいと思ひます。

○片山国務大臣 情報を公開するというのと個人情報保護というのは似ているようでそうでもないんではないかというふうなお考えですが、情報公開法は何人にも情報公開するんですね。個人情報保護は御本人に情報を開示するんですよ。開示、不開示という意味ではそこは似ているんですね。いわば、広く公にやるのか、あるいは御本人だけにやるのか、しかもできるだけ開示しろという原則を課しているわけでございますので、そういう意味では私は共通しているんじゃないかなるか、こう思ひますし、不開示する場合というのは、公の利益だとか第三者の利益を、権利利益を守る、こ

ういうことですから、そこも似ているんではなからうか、こういうふうに通じておられます。

○細野議員 情報公開・個人情報保護審査会の持つべき性格ということでしょうか。

情報公開と個人情報保護ということに関して言いますと、やはり情報公開というのは、あくまで行政をできるだけ明らかにしていく、中身を明らかにしていくということ。個人情報保護の方は、これは個人の個人情報をいかに適切に配慮していくかという問題になるわけですから、その意味で言うと、権利性という意味で言うとはるかにこちらの方が重いわけでごいまして、これを、二つを合体させるということになりますので、当然、機能としても役割としても十分な拡充が必要であると私も考えております。

○後藤(前)委員 片山大臣も、ちょっと後で別の観点から言いますので、そのときちゃんと答えてください。先ほどちょっと話がかみ合いませんでしたので。

大臣がおっしゃったように、もちろんイコールの部分がありますけれども、情報公開というのは、まさに行政情報をできるだけ開示しようということですね。個人情報保護というのは、行政機関とかかわりからいえば、できるだけ個人情報保護したい、みずから差しとめを、利用停止をしたいということで、多分ある意味では相反するものが一つの審査会に機能としては入ってくるということですね、大臣。

先ほど議論からいえば、私は情報公開法が特例だというお話をしましたが、審査会は、一つの組織を使えば安上がりだからいいやという発想ではないはずなんです。考え方も、大臣が言ったように、確かに相反する部分はあるけれども、中での組織体系を分けてやれば基本的にはきちっとうまくいくだろうという趣旨ですね。まず、大臣、そこだけちょっと確認しておきたい。

○片山国務大臣 開示、不開示という点では似ているなど。そこで、情報公開審査会がありますから、その似ているところにも着目し、ただ、似て

いるからといって同じ体制でやれということじゃないんですよ。だから、それは委員の数もふやし、事務局もふやして、中でやり方を分けてやる、こういうことでございまして、開示、不開示というところにポイントを置いて考えているわけでごいします。

○後藤(前)委員 その場合、冒頭にちよつと細田大臣にもお尋ねをした第三者機関に関係をするんですが、大臣、要すれば、情報公開法には見直し規定を置きました。これはまさに情報公開の、日本では平成十三年四月一日からです、二年前からの部分で、二年間たつて、いろいろな見直しの作業がこれから出てくると思います。

今回の個人情報保護法案には、野党提案、政府案も含めて見直し規定は入っております。ただ、先ほどお話をしたように、一年間いろいろな議論を、マスコミの皆さんを含めて国民の皆さんと一緒にやっていると、政府案が絶対であるというふうに一年前に片山大臣も、当時の竹中大臣も、官房長官もおっしゃいました。それがいろいろな形でやはり進化をするということを考えれば、私は、情報公開法の見直し規定と同じように、この法律、個人情報保護法案、行政も含めてですが、見直し規定を置いて、その部分で国民の今ある御批判を、仮にこのままスタートさせるを得ないという部分になったにしても、そういう部分をきちっとベースに置いてこれから考えていくというお気持ち、細田大臣、片山大臣、ございませんでしようか。

○細田国務大臣 やはりこの法案は、初めてここで実施しようと思つて提出しておるわけでごいまして、何年か積み上げて、またそれぞれ起こってくる事態、またIT化の促進とそれに伴ういろいろな安全性の問題での諸問題、あるいは各機関、先ほどそういう例示もありましたけれども、いろいろな部署での実態が、事件などが起こってくる可能性がありますが、この法律でとりあえず当分カバーすることは私はできると思っておりますので、法案の中に今、何年後には見直さなきゃ

ならないんだというような形での見直し規定は必要はないのではないかと。ただ、弾力的に見直せというふうな院の御要望とかそういうものがあるんじゃないかと思ひますけれども、それ以上のもは必要性を感じておりません。

○片山国務大臣 もし後藤委員が第三者機関設置のことを言っておられるんなら、行政機関や独立行政法人の方には私はその必要性は少ないと。いろいろ詳細に規定しておりますし、今の審査会というのが情報公開と兼ねておりますが、審査会とか、その点は直ちにいろいろな検討をしなきゃいかぬというところは考えませんが、制度というのは永久不変のものはないんですよ。それは常時見直せばいいんです。ただ、見直して、本当に制度改正するかどうかは、そのときの具体の必要性的との、その接点でございしますので、立法院というのはそういうためにあるので、私は、大いに国会で議論していただいて、必要なことは直していく、これはもう当たり前のことだ、こういうふう

に思っております。

○後藤(前)委員 またちよつと行きつ戻りつだと時間がありませんから、少し具体的なお話もさせていたいただきたいと思ひます。

要すれば、もう一つ中身に入ると、一番IT化が推進された中で個人情報保護というもので、特に行政機関にかかわる部分ですが、データがたさん一一つのCDないしに書き込まれて、数百万、数千万というものが一挙に外部に漏れたり、それが悪用されたという、いわゆるデータマッチングという部分が非常に怖いところがあると思ひます。これは行政機関の方でも既に、過去、何十万件という住基ネットの部分で外部の名簿業者に利用されたということもございまして、そういう意味では、野党案ではデータマッチングの制限というものを基本的には設けています。政府案では基本的にはそのものはございせん。

大臣、冒頭お聞きをしますが、政府案では、国民のその辺の懸念というのに対する法律的な担保というものはなぜ対応されていないんでしょうか。

○片山国務大臣 データマッチングが悪いわけじゃないんですよ。個人情報保護をみだりに目的外に利用する、提供する、必要最小限度を超えて使う、これがいけないんですよ。だから、そこについて、これは今の法制では、個人情報ファイル単位の利用目的を具体的に明確にさせて、その上で目的外の利用や提供を厳重に制限して、また同時に、個人情報ファイル簿の公表やいろいろな調査、施行状況調査結果による目的外利用や提供の状況の公表をやる、そういうことで全体を担保しているんです。

行政の場合には、データマッチングが必要なことがあるんですよ。この前も答弁しましたけれども、例えば、恩給と年金の支給調整なんというために、人事・恩給局の持っている恩給受給者のデータと厚生労働省が持っている援護年金の支給データ、これを突き合わせるという必要がありまして、それから、出入国管理と旅券の関係のデータマッチングをしていないと、出入国が不法に行われるおそれもあるんですよ。

そういうことがありますので、データマッチングそのものを規制するんじゃなくて、必要最小限度の利用でやれ、目的外の利用や提供はだめだ、その状況は公表する、こういう考え方に立つていくわけでありまして。

○細野議員 データマッチングに関しては、後藤委員御指摘のように、これはもう現実の危機として持つていらっしゃる方が非常にふえているというふう

に認識をしております。

したが、いま、野党案では、目的外利用に關しても政府案よりはるかに厳しい規定を設けた上で、さらにその目的外利用及び提供制限という十

す。

○後藤(斎)委員 片山大臣、今の野党案、細かい案は以前ごろになつてゐると思ひますが、そういうふうな規定を設けながら、大臣がおつしやるように、目的外利用は、もちろんこれが一番問題なのは当然ですが、ただ、それがファイル化されて、いつもそれがどこに行くかわからないという懸念が、不安がやはりあるわけですね、国民の中には、その部分に対しては目的外利用で足りるというふうにお考えでしょうか。柔軟に、野党案のようにということは考えておりませんか。

○片山国務大臣 目的外利用につきましては、相当嚴重に規定をしておりますし、運用もそうなるし、先ほども言いましたように、目的外利用の状況等は公表するんですよ。だから、そういう意味で、私は、担保できるんではなからうかと。目的外利用という何でも目的外利用されるような感じがややありますが、これは相當の客観的な合理性、納得できる状況でなきやでないの、それは我々の、総務大臣の方もそういう状況については事前にチェックする権限も与えられておりますので、そういう制度と運用、両面から目的外利用は嚴重にやつてまいりたい。

しかし、今言いましたように、必要なこともあるものですから、この点についてはぜひ後藤委員に御理解をいただきたいと思ひます。

○後藤(斎)委員 そういう意味では、大臣、相當な理由があるというのが、いろいろな意味でここがどう意味合いを持つのかということにつながってくるのかなと。

片山大臣は、昨年の五月のときにも、事業ごとに、情報の性質、利用目的に即した具体的かつ明白な理由であるとともに、客観的であることを求めており、恣意的にできるといふことは許してはいない、最終的な担保は、不服申し立てや訴訟によるというふうな形で、二段階でお答えになつていますね。この考え方は、「相當な理由」の考え方は今でも変わっておりませんか。

○片山国務大臣 最終的な担保は、制度というの

はすべてそうなりますね、最終的な担保は司法です。よ。

ただ、基本的な考え方は変わっておりませんが、それはいろいろな状況を見て、状況とか、去年の議論から今日までの推移を見て、私は、目的外利用というのはいまうでできるだけ限定的に、嚴重にやつていくべきだと考えております。

○後藤(斎)委員 しかし、昨年の国会でちょうど審議をしておつたときの防衛庁、さつき午前中も問題になりましたが、この事案の場合、今回の政府案では、同種の事例であれば罰則の対象になるんでしょか。

○片山国務大臣 今回、罰則を追加したのは三条ですね、五十三条に五十四条、五十五条で。恐らくは、海幕三佐の事案では、五十三条のケースになるんではなからうかと私は思つております。個人の秘密に属する個人情報ファイルを正当な理由なく他に提供するというんでしょか、そういうことでございます。

ただ、その場合に、例えばその中身が個人の秘密に属するかどうか、それから正当な理由があつたのかどうか、あるいは故意か過失か、こういう事実認定が要するんでしょか。この事実認定は、それは司法の最終的には判断でございまして、それは、そういう事実認定があれば、私は罰則の適用になると思ひます。それがなければ、今私が言つたような三点ですね、正当な理由があつたのかどうか、個人の秘密に属することを提供したのかどうか、あるいは故意か過失か、この三点で事実認定ができれば、罰則の十分対象になると思ひます。

○後藤(斎)委員 野党提案者にお聞きをしたいと思ひます。

先ほどの相當な理由の部分、野党提案の部分ではもう少し限定的に、「できない場合は当該事務の円滑な遂行に著しい支障が生じる」ということで、なお一層絞り込みをして行政裁量を抑えていくという趣旨で理解をしておいてよろしいんでしょか。

○細野議員 この部分に関しては、相當の理由があるときというこの解釈、総務大臣のお話も随分私も伺いましたが、いま一つはつきりしないところがあるというふうに考えておまして、ここにについては、もう少しきつちり枠をはめた方がいいだろうというところで、「業務の円滑な遂行に著しい支障が生じる」という書き方をしております。

加えまして、目的外利用をするときには、基本的に、「情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない」という規定を事前に設けることによつて、行政のこの部分で乱用を防止するという形をとっております。

片山大臣が旅券と入管の話なんかをよくされておりますが、こういう典型的な目的外利用を本當に考えられるのであれば、これはだれもが納得できる理由でございまして、しっかりと事前に、そういう典型的、こういう現実目的外利用をする場合に審査会の意見を聞くというのは、十分合理的であるし、行政の円滑な遂行を妨げるものではないと我々は考えております。

○後藤(斎)委員 片山大臣、今の野党案の目的外利用の部分で、審査会の意見を聞いて対応するという点については、その余地はあるんでしょか。

○片山国務大臣 まあ一つの考え方でしょうね。ただ、そうすると、審査会が大変になるんですよ。膨大な量が持ち込まれる。しかも、ある程度スピードを持って処理しなきゃならぬ。そうしませんと、もう審査会でストップになつちゃう。しかも、結局は行政が遅延して国民に迷惑がかかるんですよ。その兼ね合いなんですね、難しいのは。しかも、その審査会を膨大な人を雇つて、中央だけじゃなくて地方にも置いて、こういうことになると、まあそれはスリムにやれるんだという今後委員のお話もありましたが、日本ではなかなか簡単にはいきませんよ、スリムには。

だから、そういうことからいふと、やはり全部審査会の議を経る、意見を聞くというのはいかが

かな、こういう感じがしておりますが、審査会の意見を聞くというの、一つの考え方でありまして。

○後藤(斎)委員 何か、大臣は官を、今回少しは進んできたのかなと思ひますが、やはり性善説に立たれてゐる。もちろん、たくさんの方はそうである。ただ、一般的に言えば、この行政機関の情報保護法案も、一番の、対外的に見れば、やはりまだ行政裁量が強いんだ、それをどう緩和して、行政の独走ではなく、個人の保護というところに軸足を置いていくんだ、私はこの議論を今していると思ひます。

ですから、大臣、片山大臣、二人大臣がいるので片山大臣、国民の皆さんや、そして實際施策をする職員の皆さんにもそこをきちつと理解させる、午前中もそういう話がありました。そういう二つをこれから大臣のお立場では特にやつていつていただかなきゃいけない。

ですから、その点については、では、審査会にかけるものとかけないものを分けて、その程度によつてどうなのか。今でもいろいろな法律、個別法の中で目的外利用の制度はございますよ。そんなにくさん急に、この法律ができたから、大臣、行政の個人情報目的外利用はふえるんですよ。そんなことないでしょう。

その前に、では、今、現行ではどのくらいの目的外利用を個人情報でやられておるんですか。整理されておりますか。

○片山国務大臣 ちょっと数字は私、知りませんけれども、しかし、審査会というの、今言いましたように目的外利用でけしからぬと思つたら本人関与ができるんで、御承知のように、利用停止ができるし訂正もできるので。そういうことからいふと、全部事前にかけるといふのはどうか、こういうふうには私は考えておりますが、今のどのくらい目的外利用があるか、その数字があるかどうかかわかりませんが、それはわかればまた後に御答弁いたします。

○後藤(斎)委員 ですから、大臣、それはちよつ

と事務局の方でお話をさせていただければと思うんですが、今回、冒頭お話をしましたように、昨年の政府案に比べれば非常に改善はされておりますし、その部分については、私は、大臣初め皆さん方によくやっていただいたと思うんですが、まだ幾つかの点についてやはりクリアをすればもっといいものになってくる。かたくなに今の部分が最善だというふうなことであれば国会審議なんというもので煮詰める必要はないわけですね。

ですから、先ほど細田大臣も第三者機関についても二つの考え方があるんだ、ただ、今はそうではない部分でやっていきたいというお話、私は、将来的にはそういう部分を細田大臣も頭の中に、国会の質疑の中で出てきたい傾向だなと思いがら聞いておりました。ですから片山大臣、今の話にもう一回移らせてもらおうと、この「相当な理由」という部分よりも、むしろこれからの行政組織等が個人情報保護をどう扱うかというのが、現状が今どうなっている、この法律ができて、相当の理由ということで最後例えば決着するにしても、それをどうそれぞれの、大臣が別に全部決裁で判を押すかもしれないけれども、職員の方がやって、次官までの決裁と局長までの決裁では今分けておるんですね。ということで、主務大臣は大臣かもしれないが、そうではない職員の方がどういう意識を持ちながらやるかというところになると思っています。

ですから私は、質問通告していただく申しわけないんですが、現状について、目的外利用はどのくらいあるのかわかりますか。

○松田政府参考人 お答え申し上げます。

現行法による規制は、個人情報がある程度体系的に電算ファイルとしてファイル化されたもの、これが規制の対象になっておりまして、それをその他の目的に、目的外に利用する、先ほど大臣からお話ございましたように、パスポートの情報を入国管理に使うとかいうような形で、そういうファイルごとの目的外利用は、これは十三年度でございまして、九行政機関におきまして約五十の

ファイルの他の行政目的への利用が行われております。

ところで、今回、行政機関の個人情報保護法におきましては、体系化されたファイルだけでなく、個々の散在情報につきまして規制の対象にしているわけでございます。したがって、目的外利用の提供につきましては、法令に定めた事務に使う、その範囲内にする、しかも関係者の権利利益を侵害することがないようにする、そして先ほど申し上げましたように「相当な理由」ということで、原則禁止の例外として認めるにふさわしい、だれでも納得できるような客観的理由のものに限るといふ厳しい制約をしているわけでございますが、散在情報、一々の情報につきまして目的外に利用することは、その範囲内でありましても多々あるわけでございます。

例えば、いろいろな関係業務の個人情報保護を行政の企画立案に使うと、あるいは統計に使うと、あるいはある行政を委託する側の個人情報を受託する側に利用させるとかいうのは多々あるわけでございます。それを一々事前にチェックするということになりますと、先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、審査会としては恐らく極めて膨大な作業量になるわけでありまして、およそ現実的なものにはならないのではないかということで、そういう事前の厳しい制限のもとに、事後に、審査会による不服審査、あるいは本人のその前提としての開示請求、訂正請求等の制度によってその権利保護を担保しようということにしているわけでございます。

○後藤(斎)委員 今のお話を聞いていると、現行、ファイル化されたものが五十ファイルあつて、これに散在ファイルが入ってくるというのはもちろんわかるんですが、そんな膨大なものになつたら、先ほどもお話をしたように、審査会に相談するかどうかは別としても、現在のそれぞれの主務大臣とか、各官庁の中の事務量がべらぼうに大きくなるということになるんですか、本

当に。そういうことを大臣は想定されておるん

ですか。

○松田政府参考人 先ほど御答弁申し上げましたように、今回の法律で目的外利用あるいは提供につきましては厳しい制限があるわけでございますが、その制限の範囲内におきましても、現実、行政として行われている業務の中には、ある個人情報と、先ほど申し上げましたように業務上の統計として使うとか、あるいは新たな関連の政策課題の検討のために使うとか、そういう利用が多々あるわけでございます。

したがって、そういう限定の中の、制限の中におきましてもかなりそれは膨大なものとしてあるわけでございます。それを一々に事前に審査会に御審議願うということはや現実味が欠くんじゃないか、こう申し上げておるわけでございます。

○後藤(斎)委員 片山大臣、事務的ないろいろな部分がある。ただ、今の局長の答弁を私、聞いていて思ったのは、現行は、もちろん個人情報、利用目的のための情報というのは膨大にあるわけです。でもそれを、大臣が先ほどお話しになったように、この「相当な理由」で利用制限をするのは要するに目的外の部分だよね。だからコンパクトな部分でも、例えば審査会も、情報公開と個人情報

の審査会を一緒にすることも可能だし、第三者機関をつくる必要もないというお話ですね。大臣、どちらが、局長のあれと大臣が先ほど言った――大臣はどちらを想定されてますか。確かにわからない部分があるかもしれませんが、例えばこの法律をつくって、いや、個人情報の目的外利用がほとんどふえるんだよねということ

が今のようなお話だと想定をされるのであれば、今まで話をしてきたことと全然違うと思うんですよ。

そうではないものをできるだけ圧縮して、「相当な理由」がなければ厳に目的外利用はしないんだということ、この、今八条の規定に当たるものなんというのは限りなく、現行のこの五十ファイルではないかもしれませんが、そんなべら

ぼうに、十倍、百倍になんかなるということではないと思うんです。片山大臣、違うんですか。

○片山国務大臣 だから、目的外利用というものの範囲をどう考えるかということですね。そこで、今、「相当な理由」ですよ。それはだれでも納得できる客観的な合理性がなきゃいかぬと我々は言っておりますが、個別にはもう個別に考えていかざるを得ない、ただ、これからこれだけのIT時代、情報化時代ですから、個人の情報は保護しなければならぬけれども、同時に、その個人の情報を活用しなければいかぬのです。活用する、そういうことになりまして、今言いましたように目的外利用をどう考えるか。ある一つのデータを別のことの企画立案のデータに仮に使うとすれば、それは目的外利用じゃないか、こういう議論になってきて、それを全部事前に審査会のチェックにかけるとすれば膨大になるのではない。

しかも、今電算ファイルだけで、御承知のように現行法は、ところが、今度は全部です。そういう意味では、膨大になるのではなからうか、こういうことでございまして、今の審査会

は、事後で、開示や例の利用停止や訂正や、その決定に不服がある人が審査会にかけられるわけですから、これはもう限定されますよ。

だから、事前にいいものもあれば、いいものもあるなと言ったら語弊がありますが、全部チェックすることになると第三者機関がパニックしてしまうのではないかと、もしこれにスピードを持って対応するとすれば膨大な体制が要するのではなからうか、これは行革に反するのではなからうか、こういうことであります。

○後藤(斎)委員 国会審議をスムーズにということで、これで終わりますけれども、大臣、ここは、本当に事務量がどれだけに増えるのかは、もちろん最終的な部分はわかりませんが、この八条の新しい法律体系をつくったことで目的外利用がふえるんじゃないことは、基本的には本来はないはずなんです。

○後藤(斎)委員 国会審議をスムーズにということで、これで終わりますけれども、大臣、ここは、本当に事務量がどれだけに増えるのかは、もちろん最終的な部分はわかりませんが、この八条の新しい法律体系をつくったことで目的外利用がふえるんじゃないことは、基本的には本来はないはずなんです。

そうじゃなくて、大臣が先ほどもお話しした別の観点からいえば、利用目的を明確にする、法律や制度の目的をきちっと、それは変更してその部分でやっていくということ、たくさん膨大なこれからのことに対応してもらわないと、すべて目的外利用を認めるという今の大臣の、ニュアンスに若干聞かされた。

それは違うということを御指摘をして、後日、今のような話も含めてもう一回対応させてもらいますので、以上で終わります。

○村井委員長 続いて、東祥三君。

○東(祥)委員 自由党の東祥三でございます。

まず初めに、ちよつと基本的な問題について伺いたいと思います。

今回の法案を審議するに当たって、内閣側としては、総務大臣並びにIT担当大臣であります細田大臣が指名されたわけでありますが、これは多分、小泉総理大臣から、細田大臣、あなたはこの法案を担当せよと言われたんだと思いますが、そうですね。

○細田国務大臣 そう理解しております。

○東(祥)委員 どういうことですか、そう理解しているというの。

○細田国務大臣 実は、私の前任の竹中大臣が当時IT担当大臣に任命されておられまして、その竹中大臣の職務を、竹中大臣は御存じのように、柳澤金融担当大臣の職務を兼務することになりました、これに伴いまして、IT担当は科学技術、沖縄北方担当である私に兼ねて職務を遂行せよという指示が出たために、これはもちろん辞令上はつきり出しておるわけでございしますが、したがつて私の担当ということになったわけでございます。

○東(祥)委員 直接、大臣から、この個人情報保護法案、関連法案を担当するに当たっての何らかの指示というのは受けたんですか。

○細田国務大臣 私は直接は承っておりませんが、二代前の麻生IT担当大臣のときに、IT担当大臣がこの個人情報保護法を担当するようにと

いうことは明確に言われたそうでございます、それがいわば自動的に引き継がれているという状況でございます。

○東(祥)委員 内容がどこかでつくられ、そして、それをもとにして担当大臣が総理大臣から指名されて、それを受け継ぐ。普通ならば、当然、こういう個人情報保護法案という極めて重要な法案を扱うに当たって総理大臣とお話をするんじゃないでしょうか。小泉内閣として、この個人情報保護法案なるものをどういう哲学あるいはまた理念で考えていくのか、担当大臣、自分自身はこういうふうと考えている、これをこういう趣旨でぜひ頑張ってもらいたい、こういうのが普通の、ごく当たり前のことなんだろうと思うのですが、今のお話を聞く限りにおいては、そういう話というのは総理大臣から何もなかったというふうに理解してよろしいんですか。

○細田国務大臣 国務大臣を拝命したときには、私の方でということではございましたので、内閣委員会等でも御答弁しておったんですが、この新法案を出すに当たって、私が個人情報保護法案の提出に関係して閣議にお諮りしたということがございますので、もちろん、そういう私の職務の内容であることは総理からきっちりいただいているものと考えております。

○東(祥)委員 いただいているものと考えている、直接話していないんですよ。内閣として細田担当大臣にこういう趣旨で頼むと言われる方は、ここにきょう来ていないんですよ。官房長官も、初めは総理大臣と言ったんですけれども、総理大臣はだめだというふうに言われまして、官房長官、内閣を代表する官房長官に出てもらいたい、そういう質問をさせていただいたにもかかわらず、だれも答えることができない。そういう状況の中で進ませていただいているということ、まずもって、細田大臣、片山大臣、理解しておいていただきたというふうに思います。

そこで、さらに基本的な質問なんですが、細田大臣、昨年提出されました旧法案、これはある意

味で、個人情報を取り扱う事業者、報道機関も含めてであります、それに対しての行政のコントロールは極めて厳しい。また、報道の範囲というものも明確にすることなく、そういう意味において言論統制法に近い。そういう形で世間から極めて鋭い、強烈な批判を受けて、そして廃案の状況になっていったというふうに僕は理解しております。

さて、その上で、今回の新法が出されるに当たって政府が当初考えていたこと、そして、今回、新法をつくるに当たって何をどのように考えて新しい新法ができ上がったのか、この点についていかがですか。

○細田国務大臣 政府として新しい個人情報保護法案を検討し直したわけでございますが、前の法案は、私どもの意に反しまして、報道機関、言論機関等から非常に強い批判を受けたわけでございます。基本理念等において、私どもは、報道関係、言論の自由、表現の自由関係は十二分に配慮したつもりでございましたが、著述業の方も含めて非常に強い御批判を受けたわけでございますので、この点の御批判にもこたえるべく、また、この国会、院内におきましても、野党の皆様を中心

にそういった強い懸念を表明され、二十時間以上の審議の大半はその点に集中したということがございますので、まずその点を明らかにしようということ、報道関係等の基本原則を基本方針から除外するというを中心として法案を再提出させていただきます。

○東(祥)委員 当時の議論を理解している限りにおいて申し上げさせていただきます。今、細田大臣が言われたとおり、政府側としては、別に、報道規制なり表現の自由を侵すような観点で提出したものではありません、ただ多くの批判を受けた、だから、いわゆる基本原則なるもの、これがあいまいなまま、いわゆる義務規定が除外されている主体に対して何らかの形で作用を及ぼすといけないのか、それを排除したという趣旨の答弁を総理大臣もされておりましたけれども、政府側とし

て、別にそのような批判ではないと。であるとするならば、なぜそれをそのまま踏襲していかないんですか。いかがですか。

○細田国務大臣 それは、まず国会の御議論で、各政党の御理解、特に野党を中心とする御理解を得られなかったということは事実でございます。相当説明も担当大臣からいたしましたけれども、どうしても納得がいかないというお話がございましたので、与党の方の御指示もございまして、これでは緊急に保護すべきいわゆる情報等の問題があるにもかかわらず法律を制定することができないので、かくかくの面を修正し直して提出してはどうかという御示唆をいただいて、修正を施して再提出させていただいたわけでござい

ます。

○東(祥)委員 与党からも御指示をいただいて、細田大臣が指示を受けたんですか。

○細田国務大臣 与党三つの国対委員長とも十分な意見交換をしまして、こういった考え方で政府は出し直してはどうかという御示唆をいただいたわけでございます。

○東(祥)委員 これは与党の議員立法ですよ。いかがですか。内閣提出のこの閣法と言われているもの、これはどこでその骨子をつくり上げてきたのか、それは三与党がつくり上げてきたものですよね。いかがですか。

○細田国務大臣 いや、あくまでも政府といたしましては内閣法制局に相談しながら基本的な骨格を決めていったわけでございますが、もちろん与党のいろいろな御意見は承っております。

○東(祥)委員 細田大臣、個人情報保護法案となっていて、非常に難しい話が盛り込まれているんです。そこで、また基本的なことを質問したいんですが、ここで言っている個人情報とは何なのか、そして、個人情報の何を守らなくちゃいけないのか、どういふに大臣はお考えになつて

○細田国務大臣 これは、法律の「目的」に当然書かれているわけでございますので、余りくどく読むのもなんでございますが、「高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに關し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」まさにこの目的でございます。

○東(祥)委員 個人情報と言った場合、与野党とも基本的には同じ定義をしているんですけれども、法案をつくる過程において、その法案の目的、それはそれぞれ異なってくるんだろと思うんです。そうすると、その基本中の基本は何かというと、個人情報の何を一体守ろうとしているのかというところがよく僕はまだわからないです。その部分を、担当大臣だから、そして、小泉総理大臣が細田さんやりなさいということを指名されたと聞いている大臣でありますから、したがつて、そのことをわかりやすく説明していただきたいというふうに思うんですが、いかがですか。

○細田国務大臣 基本は、これだけIT化が進んでおります我が国社会において、さまざまな出来事が起こってきた、特に個人情報保護をしなければならぬような事態が起こってきた。特に、民間等でいえば、コンピューターで何千人、何万人という個人情報蓄積されているものが情報漏れを起こし、あるいは過失によって流れ出すという事態が起こりまして、これは非常に大きな社会的問題である、これを解決しなければならぬというところは非常に大きな動機でございます。これは、野党の法案においてもそうではないかと思ひます。

○東(祥)委員 要するに、プライバシーの不当な侵害が、とりわけ今の激変する状況の中で起こりやすくなつてしまつていくと。

先ほど来いろいろな方々が御議論されておられ、十年前に比べるならば、今、IT革命という名のもとに、またインターネットが普及することによって、大量の情報、個人にかかわる情報が一瞬にして多数の方々に伝播されていくという。そういう状況の中で、個人情報の情報というのをどういうふうにして守つていったらいいのか、そこに不当な侵害があった場合どうしたらいいのか。不当な侵害というのは、なかなかこれは定義するのにはまた難しいんだろというふうに思つていますが、多分、それをどのように守つていったらいいのかという話なんだろと思うんですが、抽象論で言え。

問題は、そういう個人の情報を、今度、当事者以外で利用する事業者がある。報道機関も含めた上で、あるいはまた行政機関も含めた上で、それを利用する方々がいろいろある。そのバランスをどういうふうにとつたらいいのかというのが、多分最大のポイントなんだろというふうに思ふんです。

そこで、また基本的な質問なんですけれども、私はこの法案を読んでいて、どうもしっくりこないところがあるのがあります。それは何かといひますと、まず、個人の情報を最も利用するところというのはどこなのかといひば、それは行政なんですよ。他方、商業を目的とする、商業上の目的を持つ事業者がいます。それに対しての規制というののもちゃんとできている。さらにまた、報道機関を初めとするいわゆる義務規定以外の団体、これも個人情報というのを物すごく扱っているわけでありまして、それと同時に、もう一つの第三者の個人が、いわゆるインターネットを使って大量の個人情報いろいろな形で流すことができる。

では、それに対して一体どうしたいのかという話であるにもかかわらず、いわゆる社会的な

影響力を持つている報道機関、これのいわゆる過熱取材というのがございます。そういう問題を通じて、不当に個人のプライバシーが侵害されていっているんじゃないのかというふうに思えてならないのであります。

つまり、二〇〇一年十二月二十日に、民間放送連盟がいわゆる自主規制をしているわけですね。集団的過熱取材という新しい用語で自主規制をしているんです。

集団的過熱取材とは何かというと、これまではマスコミの殺到あるいは集中豪雨の取材あるいはメディアスクラムなどと種々呼ばれてきた用語であります。何を意味しているかというと、大きな事件、事故の当事者やその関係者のもとへ多数のメディアが殺到することで、当事者や関係者のプライバシーを不当に侵害し、社会生活を妨げ、あるいは多大な苦痛を与える状況をつくり出してしまふ取材、これはやめましょうという自主規制が行われてきたわけでありまして。

ここにいらつしやる方々は皆さん全員御存じのことだと思ひますけれども、例えば九八年の和歌山カレー毒物混入事件、九九年の埼玉県桶川の女子学生ストーカー殺人事件などを経て、過熱した取材ぶりに対する世論の批判が先鋭化。そして、二〇〇一年、事態は急速に進んでいった。二月に、有名女優の次男の覚せい剤取締法違反容疑の裁判をめぐる混乱で弁護士が民放連に嚴重抗議、三月には、HIV訴訟の安部被告の公判を前に初めて取材規制の仮処分が申請された。さらに、六月には、大阪教育大学附属池田小学校で、児童八人が殺害される惨事が発生。このときは、児童へのインタビューに視聴者から抗議が殺到、その後被害者、遺族への取材にも、学校や警察から強硬な自粛要請がなされた。こういう一連の事件があったんだと思ふんです。

多分こういうものを背景にして、さきの旧法案というのは、多大な被害を受けている人たちもいる、そういうことで何かしなくちゃいけないだろ

う、そういう要素もあつたんじゃないかというふうに僕は思つております。

しかし、その後、今申し上げましたとおり、こういうものをもとにした自主規制、いわゆるルールがあるにもかかわらず、例えば最近の例で言えば、御記憶だと思いますけれども、いわゆる拉致被害者に対する報道でそのルールが破られるということもあつた。

最も社会的な影響力を持つ報道機関、それに対して表現の自由を侵すことはできない。憲法上もその部分は明確になつていいる。しかし、現実の問題として、そういうことに対して政府は一体どのように考えているのか。

最も個人情報を取り扱うそのものが、結果として種々の不当な個人のプライバシーの侵害を起こしているというものがある。それがどんどん積み上がつてきている。そういうものに対して、この法案を見る限り、個人の情報がちゃんと守られているというふうには私はどうしても思えないのであります。それは、野党の法案に対しても私は全く同じものを感じざるを得ないんです。

つまり、今回出されている法案というのは、個人情報を取り扱う極めて重要な対象の一部分がぼっかり穴があいちゃつていいるんじゃないのか。それに對して、今後政府としてどのようにお考えになつていいるのか。今回出されている法案に、個人情報に対する保護にかかわる問題として全部入つていいるのか。

先ほど片山大臣が言われたとおり、制度として完璧なものはない。しかし、その制度の中に、今僕が申し上げた部分というのはすっぱり抜けてちやつていいるんじゃないのか。それをただ単に自主規制という名のもとに言つていいるにすぎない。それは、問題が山積しているにもかかわらず、問題が所在しているにもかかわらず、その問題に対して何ら政府として手を打つていない、そういうことなんじゃないのか。その辺の整理をどのように内閣としてお考えになつていいるのか、その基本的な部分をまずもつてお聞きさせていただきたい

というふうに思います。

○細田国務大臣 東議員がいろいろ問題にしておられることは、この院内においてもさまざまな御意見はあると思います。

しかし、表現の自由の一つとしての報道の自由ということもございまして、この法律案上は全くとおっしゃるとおりすっぱりと抜けておりまして、ただし、ある程度自主的な、みずから必要な措置を講ずるよう希望するという項目が五十条三項で置いてあるわけでございまして、それ以上のもではないでございます。前から同じでございます。

○東(祥)委員 細田大臣は素直な大臣で、先生で、僕は大好きなんですけれども、今まさに虚心坦懐に率直におっしゃっていただいた。その部分はすっぱり抜けちゃっている。

では、内閣としてこの問題を今後考えていくのか。当然いろいろな問題があります。それがまだ整理されていないからすっぱり抜けているのか。つまり、個人情報保護法案の中にこの問題というのは、大臣のお言葉をかりればすっぱりあいていくわけですから、僕も使いました、そうすると、それは当然個人の情報を扱っている極めて社会的影響力ある主体であります。

では、この問題に対して、いずれ議論を深めることによって何らかの答えを出していく、ある意味でこの法案それ自体が重要な要素が欠落している法案である、こういうふう理解しておいていいんです。

○細田国務大臣 そういう問題意識は私も理解できるところでございますが、この法律の目的としてはそういうことは想定しておりませんので、しかるべき検討をする場はあるのではないかと思いますし、先ほどもさまざまな例示を挙げられましたけれども、例えばそれを、いわば差しとめ請求とか損害賠償請求というような民事の方法で対応する場合もありますし、何か特別な人権侵害というものが要件に合致する場合には、人権擁護のための法制度によって対応することになると思いたすけれども、この法律の対象ではございません。

○東(祥)委員 大臣、私が聞いているのは、今回出されている法案の中にはその部分が含まれていないというのは、だれもがわかっているんです。

でも、それは個人情報保護にかかわる重要な要素なんではないですかと私は言っているんです。大臣は、それに対して、理解することができると。そうすると、この部分というのは、政府内においても今後極めて重要な問題にならざるを得ないのではないですか。

現実には多くの被害というものが出ているわけがあります。では、それに対して、どのように議論していったらいいのか。どのように問題を整理していったらいいのか。それがまだちゃんとできていないがゆえに、政府としての方針が明確になっていないということなんだろうと僕は推察するわけでありまして、その位置づけをどうしたらいいのか。それは主務大臣の範囲を多分超える問題なんでしょう。政府としてその問題をどのようにとらえているのか。

だから、冒頭に私は聞いたわけでありまして。内閣総理大臣から、個人情報保護にかかわる問題について、どのような指図、指示を受けたのか、小泉内閣としてどのような基本方針で臨んでいくのか、そのことを私は問うたわけでありまして。しかし、残念ながら、今、主務大臣であります、この法案を担当しておられる大臣には答えることができないわけでありまして、いずれ総理大臣を多分呼んで、ちゃんと明確にその辺のことを質疑しなければならぬ、そういうことなんだろうと僕は思うわけでありまして、いかがですか。

○細田国務大臣 個人情報保護に関する考え方に、例えば個人情報コントロール権、包括的な、すべての個人のすべての情報について、すべて個人がコントロールできる権利を導入すべきだという立場に立った瞬間に、そもそもそういう政治的な課題、あるいは表現の自由との関係、しかし個人の侵害が起きて、個人の情報についてコントロール権があるにもかかわらず、勝手に使用されたことに対する非難あるいは請求、そういった考

え方が起こるのでございますが、まことに器が小さい規定で申しわけないんですが、この法案はそういうことではない、多量に個人情報処理する人が故意過失等によっていろいろな問題を起こす、それを個人を救済する目的で措置をとることのできるようにするという法案でございまして、その点を、きちっとした考え方の整理をしていただく必要があると思っております。

○東(祥)委員 そうすると、何がだかさっぱりわからなくなるわけでありまして。

だから、個人情報とは一体何なのか、個人情報の何を保護するんだという話であります。その問題に対して、今大臣の答弁を聞いている限りにおいては、全く私の頭が混乱してしまいうわけがあります。

要するに、プライバシー保護ということにかかわる問題ですよ。では、そのプライバシー保護というのは一体何なんだという話ですよ。それを利用する事業主体がある。行政機関という最も権力を持ったところが自由に使っているという問題ではない。だから、それに対しての規制もそれなりに、我々野党案とは違うわけでありまして、最も基本的に入れていく。その中において、最も情報をたくさん扱う、またその手段もたくさん持っている、いわゆる義務規定除外になっている報道機関において、表現の自由を妨げないにしても、妨げちゃいけないわけですから、そこにおいて、結果として種々の問題が出てくる、社会現象としてこの数年来多くの問題がわき起こってきている、そういう批判を受けて、報道機関も自主規制に走らざるを得なくなってきた。今までそれを泣き寝入りしていた人たちがたくさんいたわけでありまして。しかし、泣き寝入りではなくて、みずからちゃんと被害を出しながら、そしてその問題についての指摘をしている例がたくさん出てきているという問題ですよ。

それに対して、国会というまさに民衆を代表する、国民を代表するそれぞれの政治家たちが集まっていて、その人たちの筆舌に尽くしがたい苦

悩を踏まえた上で議論していくというのは当たり前のことなんではないですか。それに対して、その部分がぼつかりあいてますよということを申し上げている。それを政府としてどういうふうにするんですかというのを申し上げている。そういう意味においては欠落してしまっているんじゃないですか。

でも、大臣が言われる、当初政府が考えている個人情報というものはそういう問題ではありせん。とすると、では、どう個人の情報保護する法律をつくらうとしているのか。それに対してのちゃんとした手だてをしておかない限り、欠陥法案であるというふうに言わざるを得なくなるではありせんか。いかがですか。

○細田国務大臣 おっしゃることは、論理としては理解できないわけではありせん。多くのそういう被害者もおられるでしょう。しかし、国会の各党の委員の皆様方あるいは各政党からそういう御意見があるのか。あるいは国民世論、あるいはマスコミも含めてでございますが、そこまで、個人の情報を扱うからにはあらゆる業種に横断的に網羅する個人情報保護法案を制定すべきだということまで環境が整っていないと私は思います。

また、そのようなことにしようと思いたしても、逆の弊害も出得るわけでございまして、差し当たり、現在発生しつつあります、かつ、それが急成長しつつあります、行政機関も含めてでございますが民間も含めた、個人情報に関する問題に対して対処するための法案を提出しているわけでございます。野党提案も、よく読んでまいりますと、そういう点は共通したものがあつたのではないかなと思っております。

○東(祥)委員 まさに、僕が申し上げているとおり、野党提案においてもその部分というのはぼつかりあいてしまっている。

そうすると、個人情報保護法案にかかわる問題として今僕が申し上げた点というのは、つまりこの法案の中には盛り込まれていない、しかし問題は存在する、そういう意味においては、ちゃんと

位置づけなくちゃいけないだろうというふうに思うんですね。そういう意味では、それをどのように取り扱っていくのか。

つまり、今はまだ法律にする段階に至っていない、議論も十分熟成していない、しかし、その部分は個人情報にかかわる極めて大きな問題としてとらえているのか、それはもうこの提出されている法案の中で織り込み済みの問題であって、自主規制という名のもとでこの問題は解決されていくというふうに政府は考えているのか、そのことを聞いていくわけであり。当然、僕は野党の方にも質問させていただきますが、そのことをどのようにとらえているのかという話であります。

○細田国務大臣 当面、緊急の課題でございます。プライバシーを含む個人の権利利益の保護というものが大事である、そのための法制化が必要である、今は法制度も存在しない部分がございますので、その点を緊急に制定するという考え方でございまして、これは野党案も共通の論点ではなからうかと思っております。

○東(祥)委員 そうすると、集団的過熱取材によつてこうむる、プライバシーが不当に侵害された場合というのも当然入ってきますね。しかし、入ってきていないんですよ。ここにはないんですよ。そうすると、その問題はベンディングであるという話ですか。どうなんですか。

○細田国務大臣 集団的過熱取材というのは、私はよくわからないんですが、これがどういふ側面が出てくるのか。私も想定しておる今の、個人情報の保護が必要だという、IT社会に伴う弊害とはほとんど関係のない事態についておっしゃっておられるような気がしますので、もしよろしければ、その関連についてお話しただきたいと思います。

もちろん、社会的な問題である、いわゆるパパラッチの問題があったり、それに類するさまざまな問題があるということはだれしも承知しておるわけですが、そこで今、この御審議いただく内容には残念ながら入っておりません。

○東(祥)委員 いや全然、IT担当大臣だからそのようにおっしゃるのかわからないですけれども、別にITのことを僕は言っているんじゃないやありません。個人情報、つまりプライバシーの不当な侵害が起こることという、個人情報を取得していく過程で起こってくるという話ですよ。

大臣、先ほど僕は説明させていただいたんですが、これは新聞協会が定義している言葉を使わせていただいているんですよ。僕は勝手につくっている言葉じゃない、新聞協会それ自身が定義しているんですよ。「大きな事件、事故の当事者やその関係者のもとへ多数のメディアが殺到すること、当事者や関係者のプライバシーを不当に侵害し、社会生活を妨げ、あるいは多大な苦痛を与える状況を作り出してしまふ取材」、それを「集団的過熱取材」。そこに、今ここで議論されている、プライバシーを不当に侵害するということを新聞協会それ自身が言っているんですよ。だから、それはこの本来の案件なんじゃないんですかと僕は言っているんですよ。そうでないというならばそうでないでいいんですよ。どうぞ。

○細田国務大臣 それは報道関係者が自主的に対応すべき問題でございまして、そういう意味から内部で御決定いただいているようでございますので、そういったことについては遵守していただきたいと思っております。

○東(祥)委員 そうすると、政府としては、そういう集団的過熱取材があつて国民が多大な苦痛を受けても、あるいはまたプライバシーの不当な侵害を受けたとしても、それはすべて自主規制に任せていく、そういう話なんですか。

○細田国務大臣 この法案によりまして限り、そうでございます。

ただ、そのほかに、IT社会に伴う弊害以外に、さまざまな形での人権侵害とかあるいは不法行為とか心の面での損害等、そういう問題については別の角度から御検討いただく必要もあると思っております。

○東(祥)委員 大臣の所管でありますITで、これが異常な発達を示すことによって、個々人が、今度は個人がですよ、個人の情報を世界じゅうに伝播することでもできるというふうになっている。だから、ある方は、非難中傷である人を徹底的に責めるということ、そういう情報が一瞬にして何百万と流れるかも知れない。そういう問題も当然ここに入ってくるんですよ。いかがですか。

○細田国務大臣 理念的には、例えば、個人の情報を集積しているところが、その情報を人に漏らすということとはすべて網羅されるように書いてあります。実際の行政手段としてこれを、情報開示を求め、何を求めるという法的な効果を持つ内容として検討した場合には、それは盛り込まれていないこととさせていただきます。

それは、情報集積の量と個人に対する侵害の質等も考えていくということ、それから、やはりこれから、この法律に基づきながらいろいろな措置も行われていくわけでございますから、おのずと全体の考え方が決まってくると思っております。

○東(祥)委員 そうすると、また基本に戻ってしまふんですけども、大臣、やはりこれは、僕らは一般の方々や常に接触しているわけでありまして、説明することができなくなってしまうじゃないですか。

個人の情報が不当な侵害をされたとしても、それはいろいろなケースがあるわけでありまして。ここに羅列されている、そこで盛られている問題、さらに、先ほど申し上げた問題、さらにまた、ITを使つての、いわゆるインターネットを使つてのそういう問題が当然生じるということは皆さんわかっているわけでありまして。

でも、そういう個人の情報をどのように保護したらいいのか、普通に自問自答したときに、それに対して、個人の情報がちゃんと保護されるんですねと、そういう形で僕なんか説明することとができませんよ、僕は専門家でも何でもありませんから。だから、そういう種々の問題において、非常にまだ本質的な形で議論も熟成して

いないというような印象を持たざるを得ないわけでありまして。

これを幾らやつていてもしょうがありませんので、野党の提案者の方々に、今私が申し上げましたいわゆる集団的過熱取材の問題について、それはぼつくりあいちゃっているということ、また、それを今後どのように考えていったらいいのかというふうについて、説明して御答弁していただければというふうに思ふのです。

○達増議員 四党議員提案の個人情報保護法案と政府提案の個人情報保護法案の際立った違いについて一言で説明する場合、四党議員提案の個人情報保護法案は、自己情報コントロール法案というふうに言つてもいいと思ひます。

情報通信技術の急速な発展によりまして、瞬間的にどこへでも、かつ大量に情報が移動する。その中で個人の情報が乱用されたり、また、適正でない取り扱いをされたりする。それを防止するために、本人の関与、自己情報コントロールということとを及ぼしていくことが議員四党案の目的、理念でありますので、その意味で、過熱取材によるプライバシーの侵害という問題については、この四党議員提案の提案者からしますと、その問題については答弁できない。

答弁できないというのはちよつとあれですが、繰り返しますが、自己情報コントロール権というものを明確に意識して、個人情報の乱用防止、適切な取り扱いの確保というところにかに本人の関与を確保していくかというための法案でございまして。

○東(祥)委員 大臣、政府案では、個人情報の取り扱いに関して、政府が基本理念と基本方針を定めて、国、地方公共団体の責務を明確にするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務を定めることとなっている。それが本質なんです。政府案の。しかし、これだけでは、個人情報の保護という本来の目的に反して、官が情報をコントロールするだけの法案になってしまう懸念が強くある。

したがって、先ほど申し上げました問題も、このいう角度から考えていったときに、今はこの法案の中にはほこつとあいてしまっているかも知れませんが、こういふ自己情報コントロール権というものを確立しておく必要があるのではないかという必要性が出てくるんだろふと思うのです。

政府が提出している法案の中においては、そういう基本的な考え方、個人情報への何を守るのかという基本的な哲学がないですから、その場その場の限りで、多くの批判を受ければ、その批判をかわすために、この法案をただ通せばいいんだ、こういう角度でしか出てこないことになってしまふのではないか、このように私は思うわけでありますが、どうして自己情報コントロール権というものをちゃんと入れないんですか、政府は。大臣、いかがですか。

○細田国務大臣　先ほどの野党提案者の御答弁というのが野党四党の共通の認識であるとするれば、非常に私は勉強になるわけでございまして、私どもとしては、あくまでも、ＩＴ社会に伴って大量に情報を処理する者に対する一種の監督指導等が行われるということを本旨とする法律であり、ただ、これは、行政庁も含めた、独立行政法人その他の法律も含めた一般法の形もっておりますから、その傘になる規定も当然規定しておるわけでございまして、そういった目的の中で現実に対処していくということでございます。

現に、個人情報漏えい事件というのが数々起こり始めておつて、ことしに入つてからは五件ですが、去年は二十三件、その前は十件、十九件というふうに、かなり、数万人規模の情報漏れもある

ります。私の見るところ、半分以上過失でござい
ます。つまり、ホームページ上、一種の懸賞応募
のような応募がございまして、ちょっとしたソフ
トの専門家ですと、応募をされた何万人のデー
タを取り出すことができるようになっていまして、
それだけサーバーのソフトウェアの管理に

か十分ない。運失が非常にありまして、民間に對してはそういう過失は抑えていかなきゃいけないし、故意については厳しう抑えていかなければならないわけでございますが、そういった社会的な需要が既に生じておりますので、なるべく早くこの法律をこういつた角度からまず制定をいたしまして、そして、先ほどおっしゃいましたような自己情報コントロール権とおっしゃいますが、これは私が先ほど石毛委員にもお答えしましたが、これは徐々にだんだん確立されていく問題でもございませう。

例えば今、公益のために自己情報であってもどうしても公開しなければならぬような情報とというのはたくさんありますよね。自分の土地や建物があって、登記をしていて、抵当権がかかっている、どの銀行が幾らの担保をつけているかなんというの、ある人たちにはわかってしまうわけですが、それじゃ、それも自己情報コントロール権で一切自分のそういう財産の所有権な権利担保というのは外に見せたくないと言いかどう

かとか、そうすると、それに対して、いや、これは取引の安定性上必要なことで、もともと公示制というもので認めているんだからという、いろいろな角度で、先ほどおっしゃったマスコミの問題も含めて、自己情報、自分の個人の情報ならばすべてコントロールが及ぶというふうに考えるかどうかということ自体はまだ未熟なところがあつて、徐々にそれが整理されていくんだということが実態であると思つております。

○東(祥)委員 多分、大臣がおっしゃりたいこと

当然個人でありますから、自分自身のことを知らせたいというのも権利ですよ、知らせたくないというのも権利ですよ。ただ、自分自身の個人の情報がどのように他の人によつて取得され利用されているのか、他人にどのようにそれを提供しているのか、それに対して自分自身がかわつていく、関与をしていく、そういう権利というのは当然あつて至極のものなんだろう。だから、それをちゃんと明確に権利として位置づけられるかどうなのか、そういう問題なんじゃないですか。

まさに、細田大臣が担当されているＩＴという、極めて激変するこの世の中で、そうであればこそ、自己のプライバシーが知らず知らずのうちに侵害されているケースがある。そのために、自己情報コントロール権というものを明確に打ち出すべきなのではないのか、こういうふうに思うわけがあります。

細田大臣御案内のとおり、環境権というのは十年前にはほとんど、そんなものは権利になるかというふうに言われていたものです。今ではちゃんと確立されているじゃないですか、環境権。まさに情報社会において個人情報をものよう

に保護していったらいいのか、その中心になる一つの考え方、概念なのではないのかと僕自身思うんですけれども、まだだめですかね。

○細田国務大臣　やはり、法律上の概念として何々権と言うためには、プライバシーの権利でさえ何十年もかかり、英米法も参考にしながら、判決も出され、学者もその権利を裏づけて、しかも、その後多くの判例が積み上がって、こういう場合には取り消しを求める、謝罪を求める、賠償を求める、出版停止を求めるといふふうに、一步一步そのプライバシーの権利を実現してきた歴史があるわけでございまして、頭から、個人情報コントロール権を私は持っているんだというのと、私の先祖の問題から、私自身の出生から、家族から

その対応として、このコンピュータ社会において、もう本当に大量の情報が流されていく実態に対応しようという、確かに東委員の目からごらんになると、ちょっと視野が狭くないかとおっしゃいますが、では、視野を広げて、すべての自己情報のコントロール権はこれで保障されるんだ、つまり、役所だろが、他人だろが、弁護士だろが、不動産鑑定士だろが、自分の周りにあるもの、個人の情報は一切見てはならないんだということを原則にして、その例外を全部法律で決めていくんだというふうになるのなら、それは一つの考え方であらう。しかし、そういう事態はまだ遠いのではないか。もうちょっといろいろな例を積み上げていかなきゃならないというふうにも考えております。

○東洋委員 時間が来ましたが、与党だけに聞いていてもだめですから、野党の達増議員にもこの点について御答弁願つて、私の質問を終わらせていただきます。

○達増議員 自己情報コントロール権というものは、生成中の概念ではありますが、基本的人権にかかわる重要な権利であることには間違ひなく、我々は、その趣旨や精神を法案に盛ることによつて社会的な認知を後押しするという考え方をしております。

そういう意味で、第一条、目的で、個人情報取得、利用、第三者への提供等について本人が関与することと規定しているのでありまして、何もあらゆる自分の情報を人に知られたくない、秘密にしておきたいというようなことは一言も言っていないし、まともな学者とか、まともな社会人は

そういうことは言わないと思うんですが、故意にゆがめた解釈、例示を一国の關係が国会の正規の審議の場でべらべらしゃべるので混乱が起ったりすると思うので、そういう混乱をなくすために我々の法案を成立させていただきたいと思えます。

○東(祥)委員 どうもありがとうございます。

○村井委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。

私は、表現、報道の自由に関して質問をしようと考えているんですが、立法上の問題はもちろん担当大臣に聞くということにしておりますが、ただ、この問題というのは基本にかかわる問題でもあり、既に昨年、総理、福田官房長官にも伺ったりしておりますので、それを踏まえての質問を予定しております。

ですから、福田官房長官の出席を求めたわけですが、これは昨年の内閣委員会ではずっと出席されたんですが、今度、何ですか、急にお出になつてこられない。議運の仕切りでも出るということになつていたのに出てこないということとはとてもないことであり、これはまず最初に私は抗議をしておきたいと思えます。

それで、なぜ表現、報道の自由、立法上の問題とは別に、この問題が非常に大事な問題かということについては、報道、表現の自由と権力関与の問題ですね。

実は、私、いつも思うんですが、これは一九四五年の十月二十五日に出た読売新聞の社説の一節なんです。

戦争の前後を通じてこの新聞がたとへ弾圧の下にあつたとはいへ、軍閥、財閥、官僚等の特権階級の手先となり、戦争への国民の駆立て、戦争の拡大に果たした罪は限りなく大きい。而に度を越えて進んで彼等に阿附するの醜態をさへ演じたのである。ことに真実を伝へざるのみならず、事実と全く反対の報道を顔面もなく散じて国民を瞞し、国民の戦争についての認識を誤ら

せ、その眼を眩ませた罪に至つては正に万死に価する。

これは、報道、表現の自由と権力関与ということ考えたときに極めて大事な問題でありまして、これは、私は、恐らく立場を超えて、今、だからこそ、報道、表現の自由を守る、権力関与について、そこをきちっとしなきゃいけないということでは、これは非常に大事な問題だと思つておるわけでありまして。だから、総理の出席を私たちが求めておりますし、きょうは官房長官の出席も求めていたわけでありまして。

そこで、委員長にちよつと確認しておきたいんですけれども、私、委員の質問というのは、本来、それを評価して、この質問なら官房長官に答えてもらおう、この答弁は官房長官要らぬとか、そういうことは、委員長であれ理事会であれ、できない話であつて、これは質問者の質問権の侵害という問題になりますから、これはやっちゃならないということとは委員長も多分お考えのことと思うんです。

いま一つは、出席を求められれば官房長官の出席を求めるといふのは、これは委員長の基本的なお考えだと思ふんですが、この点だけ最初に委員長に伺つておきたいと思えます。

○村井委員長 委員長として、ただいまの吉井委員の御質問にお答えさせていただきますが、仰せのように、内容によつて、委員の質問の内容に立ち入るようなことも、また要求に基づいて可能な限り關係が出席するということも、これも当然に認められることだと思つております。

○吉井委員 ですから、可能というのは物理的に可能であれば可能なわけですから、それは委員長においてまずそこところはきちんとしていたいただきたいと思えます。

それからなお、何ですか、一部に、国会審議というのは官邸の理解が得られるようにしたいというお考えなり発言も私伺つておりますが、国権の最高機関は国会ですから、国会で審議するのに官邸の理解なり了解をもらわないと審議ができない

というものではありませんから、国権の最高機関である国会でこの問題を審議するときは、これは委員長におかれましても、物理的に可能なもの、例えば海外へ出張しておられる、出てこいといううな、そんなむちゃを我々言うわけじゃありませんから、先ほど委員長は、出席の求めがあれば可能な限り出られるようにするとおっしゃつた、まさに物理的に可能であればそれは出席を得て審議できるように委員長として努力をいただきたいと思ひますが、まず最初にこのことを委員長に伺つておきます。

○村井委員長 あとう限り努力をさせていただきます。

○吉井委員 それで、きょうは出てきておられないので、とりあえず官房長官にかかわる分は保留して、質問を続けたいと思ひます。

まず、報道機關の問題について、表現、報道の自由にかかわるところで、何ですか、成立しなかつたので、いろいろお考えになつて修正されたようなお話も先ほどありましたが、五つの基本原則を全文削除して、主務大臣制を残した理由というのは、これは、細田大臣、どこにありますか。

○細田国務大臣 主務大臣制があるということ、最も今後の個人情報保護に関して主務大臣が行政機關の長として実際の行政に当たること、適当であると考えたからでございます、他意はございません。

○吉井委員 五つの基本原則の全文削除も主務大臣制を残した理由も、要するに他意がないということではないんです。

○細田国務大臣 基本原則においては、いろいろ誤解あるいは反対も野党の皆様方から非常に強く提起されました。このことが、何か表現の自由に対する新しい脅威を生ずるのではないかといううな、私どもが意図しなかつたような評価をいただきまして、それらを修正いたしましたして、基本原則につきましては簡潔な表現に直したわけでございます。

○吉井委員 その意図されたされないの話は、ま

さにそこに関しては、私はさつきも言いましたように、表現、報道の基本にかかわるところは、これはちよつと官房長官にということで保留して進めますので、先へ進めていきますが、今度の五十条、「個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者」、一項で報道機關を適用除外としているわけですが、二項で報道の定義があるわけですね。報道機關かどうか、この定義に基づいて判断する権限は、これは主務大臣ということになるんです。

○細田国務大臣 ちよつと御趣旨が不明確だったわけでございますが、報道關係等においては主務大臣というものを想定しております。

○吉井委員 もう一遍伺ひますけれども、この五十条「適用除外」で「個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者」、一項で報道機關を適用除外としております。それで、二項で報道の定義とあるわけですね。報道の定義とあることがどうかという判断する権限、これは主務大臣にあるわけですね。

○細田国務大臣 それはございません。

○吉井委員 報道目的、五十条一項一、著述目的、五十条一項二、この判断は主務大臣が行うんですよ。

○細田国務大臣 何かいろいろ問題があつた、それで、例えばこの事業が報道に当たらないではないかといううなことがあれば、どこかに苦情が持ち込まれるということはあるかもしれません、基本的に報道に当たる限りは主務大臣はないわけでございますので、そういった場合には、全くそれ以上の進展はないわけでございます。

○吉井委員 そうすると、五十条一項一の報道目的、五十条一項二の著述目的、これはそれぞれの個人情報取扱事業者、例えば雑誌社なら雑誌社が、では、うちはとりあえず五十条一項一でいかせてもらいますわ、こういうことではないんですか。

○細田国務大臣 それはちよつと主語がわからない

かつたんですが、とりあえず一項でいかせていただきますと言うのはだれですか。

○吉井委員 雑誌社なら雑誌社が、その報道目的の五十条一項の方だったら報道ですね、著述目的なら著述目的でやっておくということになるわけですね。しかし、その判断を主務大臣が行うということであれば主務大臣なんですが、主務大臣がやらないんだしたら、雑誌社の方が、社長なり編集長なりが、うちはとりあえずこれは五十条一項一でやらせてもらいますわ、こういうふうになるわけですね。それでいいんですかということ聞いています。

○細田国務大臣 そのような場合は、当事者がいるわけですね、両方に。この問題について、何か個人情報について争うような。そうすると、もし争いが生ずると最終的に裁判所に持ち込まれるということはあるかもしれませんが、主務大臣がおりますということではありません。

○吉井委員 今のお話で、個人情報に関するトラブルが行政機関に持ち込まれたときには、それが報道か否かを判断するのは、これは主務大臣ですね。

○細田国務大臣 持ち込まれたという場合には行政が判断をするわけですが、ごく一部でもこの項目に合致すると判断されれば、直ちに断り申し上げるということになります。この五十条の一項に当たるといっていいと思います。

○吉井委員 トラブルが持ち込まれたら行政機関が判断することなんです、そのときに、それは五十条一項の方なのか五十条二項の方なのかということ、それもわからないのでは、一体、判断のしようもないわけですから、個人情報に関するトラブルがまず持ち込まれる前からちゃんとわかっていなければ話にならないわけですが、行政機関に持ち込まれたら、報道か否かを判断するのは主務大臣。もう一遍確認しておきます。

○細田国務大臣 それは主務大臣が判断するということよりは、まさにこれに当たるからこちらへ来な

いでください、これは私のところは関係ありません、こう申し上げるわけです。

○吉井委員 こんな乱暴な、これはちょっとひど過ぎると思うよね。こうだと思っから来ないでください。これはどういうことですか。これはちよつと整理してもらえますか。

○藤井政府参考人 ちよつと個別具体的なケースかと思ひますので、私の方から説明させていただきますかと思ひます。(吉井委員「五十条一項一が何で個別なんだよ」と呼ぶ)

○村井委員長 とりあえずお聞きください。○藤井政府参考人 今御質問の趣旨は、ある個人情報取扱事業者が、報道を含んでいるか含まれていないかわからない段階で個人情報を取り扱っている、それで、ひよつとして取り扱っている報道目的が入っているかどうかというような場合、これは基本的には個人情報取扱事業者御自身がみずから判断されて、報道に当たらないということであれば、法律の規範に沿って自主的に遵守していただきますし、報道に当たるといふことであれば、それはみずからの必要な措置を講じていただく、そういう判断をやっていくことになると思ひます。

ただ、今御質問の後の方で、たまたまだれか関係者が、その個人情報取扱事業者の取り扱い行為によつて何らかの個人情報の適正な取り扱いが侵されている、そういうふうなケースがあるということ、個人情報取扱事業者に直接苦情を持ち込まれる場合もあるというところは、それは、大いにあり得ることだと思ひます。その場合において、受け付けた行政機関側は、御指摘のとおりというか、大臣も申し上げたと思うんですが、それはこの法律で適用除外になつていて報道機関の報道目的であるかどうかということ、それは判断される機会はあるかと思ひます。

ただ、その場合にも、これも従来から政府側から御説明申し上げていますのは、今度の場合は新三十五条というのがございまして、そこにいう主

務大臣の関与というのは表現の自由を損なつてはならないということを強く求めておりますし、あと、これも従来から御説明申し上げてるところでございまして、報道であるか否かというのは、難則で今度定義規定も入りましたけれども、そういう報道が一部でも入っているかどうか、一部でも入つていなければもう適用除外ということになるわけでございますので、主務大臣が仮にそういう判断を迫られても、誤つた判断をする可能性というのは極めて少ないと思ひます。

そういう二重、三重の手当てをしているんですが、さらに加えて、仮に誤つて、本来報道機関の報道目的の取り扱いであるにもかかわらず、主務大臣が何か勧告、改善命令までいつてしまったというふうな場合においても、その改善命令というのはまさに行政処分でございます。行政処分でございますから、それに問題があるということであれば、受けた側は行政事件訴訟法に基づいて裁判を起こせるわけでございます。そういう裁判のプロセスの中には、今回特に定義規定なんかも設けて非常に客観的な要件化をしているところでございますので、公正な判断が得られる。

四重ぐらいのそういうセーフティーネットをかけた仕組みとされていることでございますので、報道目的のものを、誤つて主務大臣が関与するということとはほとんどあり得ないというふうに考えているというふうに従来説明しているところでございます。

○吉井委員 最後の結論の、あり得ないだけの話なんですけれども、五十条で、一項で報道機関は適用除外としたんだけれども、二項で報道の定義があるんですね。この定義に基づいてそれは報道機関かどうかという判断をする権限というのは、これは主務大臣。この前、本会議なんかで答弁してはるの、よう聞いていますと、主務大臣の関与という懸念は当たらないという言い方なんです。私は関与の話をしているんじゃないんです、判断のことを聞いているんです。この定義に基づいて判断する権限は主務大臣じゃないのですかと

いうことを聞いているんです。そのときに、報道目的だったら五十条一項一、著述目的だったら五十条二項二だということが答弁としてあるわけなんです、しかし、その判断も主務大臣がやるんではないかと。

もちろん、言われるまでもなく、個人情報取扱事業者側の方は、例えば出版社なら出版社は、私はどつちかという、これは、出す方は報道の方かなと思つたり、それはそれぞれ判断するでしょうが、しかし、これは報道目的、著述目的と、その判断は主務大臣の方できちんとしているわけでしょう。大臣はさっぱり何もわからない、何もわかりませんというならわかりませんでいいんですけれども。

○細田国務大臣 基本的に、やはり報道機関がこれは報道の範囲内であると主張すればそこで足りると思つておまして、野党の案は委員会審議するようなんですが、その場合にどういふふうに審議されるのか、このこともぜひお聞きになつていただきたいと思います。私どもの観点では、基本的に報道にかかわる関係があればすべて門前払いといひますか、お断りすることになると思ひます。

○吉井委員 そうすると、私、聞く前にさっきおっしゃったんですが、今度は大臣の方に聞いておきますけれども、せんだつて本会議質問にもありました、要するに、主務大臣が報道目的を含まないとして判断して、報道機関が命令取り消し裁判を提起した場合、報道目的の有無の立証責任をどつちが負うか。

今もお話がありましたが、これは本会議答弁でも、主務大臣の側で報道機関の当該取り扱いが報道目的を全く含まないことを立証する必要があると。要するに主務大臣の側で報道機関の扱いが報道目的を含んでいるかどうかという判断をするというわけなんです、それを立証しなきゃいけない。これは細田さんの答弁なんです。あなたの答弁なんです、本会議での。

そうすると、その判断をする報道の主務大臣は

一体だれになるんですか。

○細田国務大臣 どういうことが起こった場合にそういうことがあるかという例示がなかなか大変なわけですが、報道機関、例えば新聞社が、よくあることですが、文化センターのような一般市民の教育の機関を有している。これが子会社あるいは関係会社で共同して運営している場合には、これはまさに文化センターの仕事で、茶道、華道とか俳句とか、そういうものを一般市民に教える。そこに会員が入って、数千以上の会員があつて、コンピュータで、その名簿が流出したというようなケースにおいては、その文化センターなる事業がどこに所管があるのか、そしてもう一つは、これは報道と関係があるのかというのを判断して、どう見てもこれが報道と全く無関係であるということが立証できる場合には、これは余り差をつけることはできませんので、主務大臣も決まりますし、一般原則に従って処理されることはあると思いますが、一般的にそういうものは今ございませんね。報道機関の本社がいろいろな事業をやつて、専ら報道と全く関係のない仕事を独立してやつていて、同じ社内において違う業務を行っているという例もありませんので、やや仮定の御質問になつていと思います。

○吉井委員 いや、仮定の質問と言ふだけども、それで細田さんは本会議で答弁したんですか。主務大臣は報道目的を全く含まないことを立証する必要があると、あなた、答弁したんですね。

では、報道目的を含んでいるかどうかということとを、特に報道機関のですね、その報道の主務大臣がなければ、名前は主務大臣なんです、だれかわからない人が立証する必要があるんですか。だから、報道の主務大臣はだれなのかと聞いているんです。

ただ、唯一あるとすれば、私の答弁のことを言われましてけれども、非常に限定的なケースで、では、全く報道と関係のない活動が独立してあつて、そこでいろいろ出てきた場合には、どういう主務大臣の関係があるかと。その事業が、例えば情報処理サービス業であるとか、文化センターのいろいろ市民教育の場であるとか、そういう純粋に、その本社の活動の中で独立した分野である場合にはそれぞれ別の業として考えるべきである、その独立した業務の主務大臣と考えられる人が立証しなきゃならないということを申し上げたわけですが、これはごく例外的なものでござい

と申しますのは、やはり先ほど申し上げましたような報道機関も、別法人で文化センターとか教養センターみたいなものをやっている例もありますから、ではこっちはどうなんだと。別会社だから、本来報道機関ではもうなくなつていくわけですが、ございますから、それは対象になるし、それを本社機構の中で何らかの別組織でやつていて、この場合にはまた、いわば法のもとでの等しい取り扱いをしていく必要があるケースもある。しかし、実際はほとんど考えられません。

要があるという答弁なんです。つまり、主務大臣の側で報道機関の取り扱いが報道目的を含まないことを立証する必要があるとあなたは答弁しているんだから、そうすると、報道機関の問題を扱う主務大臣はどこのか。報道について主務大臣、わかりませんということ提案している担当の大臣から言われてしまったら、これは質問のしようがないんですよ。

○細田国務大臣 同じことをまた申し上げなきゃならないんですが、報道と全く関係のない、それじゃ、菊人形展をやっている、そのことが個人情報保護の観点から問題になるかどうかは別として、そういうことがあれば、その事業についての主務大臣を考える。ただ、菊人形展なんか主務大臣があるとも思えませんので、これはちよつと観念論ですが、もうちよつといろいろな個人情報を集めながらやる事業が仮に報道と無関係であるとすれば、その事業、それが情報処理サービス業であれば経済産業大臣かもしれません。しかし、そういうことは普通存在しないと思つております。

○吉井委員 大体、菊人形展なんというものはもう明白なんです。そんなの聞いてるんじゃないわけ。

だから、要するにこの問題については、あなたは、主務大臣の側で報道機関の扱うものが報道目的を含まないか立証する必要があるとおっしゃったんだけれども、ではだれが主務大臣なのかということについては全く政府としては考えておられなかった。とりあえず、現段階ではそういうことがわかったということにして、次に進んでおきたいと思ひます。

五十条三項のことについてこれまでも出ておりますが、取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置をとること、取り扱いに関する苦情処理、適正な取り扱い確保措置を講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない、この努力義務規定があるんですね。報道機関が自律的に定めるルールとか倫理規定を国家が法律で定めて指示する、これは国家

が報道に規制を及ぼす可能性を生み出すんではありませんか。

○細田国務大臣 法五十条三項のお尋ねがございました。

報道の自由は憲法上も保障されておりまして、個人情報保護法案においても、その自律性が確保されるものと認識しております。

こうした観点を踏まえまして、政府案においては、報道分野に対し、主務大臣による勧告、命令などの関与を伴う法案第四章の個人情報取扱事業者の義務について、適用を除外しているわけでございます。

一方、報道分野においても、人格尊重の理念のもとに、個人情報保護を慎重に取り扱うべきことに変わりはないことから、政府案では、法案第五十条三項の努力規定を設けて、個人情報の適正な取り扱いを確保するための必要な措置をみずから講じていただくこととしておりますが、これは、あくまでも自律的な措置であつて、報道機関に対して規制的效果を有するものではありません。

ということを考えてときに、本来やるべきことじゃない。

こういう点では、国が法律でルール、倫理を規制するようにはやっちゃならないということについて、担当大臣としてあなたはこういうふうにお考えなのか伺っておきたいと思います。

○細田国務大臣 先ほど固有名詞が出ましたので、本人からちょっと事実関係についてはお話ししなきゃならないと思っております。

これはあくまでも自主的な取り組みを求めているものでありまして、先ほど同じ野党の、四党提案の中の議員から、どうも御趣旨と必ずしも一致しないような御発言があったような気がいたします。それはいいです、本人、ちょっと御退席されたようでございますから。

私は、先ほど来申し上げておりますように、今吉井議員がお尋ねになりましたような趣旨で、これは全く自主的な取り組みを求めているにすぎず、それ以上のものは全くございません。

それで、ちょっとお待ちください。

○藤井政府参考人 ちよっと、事実だけでございませけれども、私、委員のおっしゃったシンポジウムには出ておりませんので。

それだけでございます。

○吉井委員 それは、それならば、その某新聞社の方に指摘をしておかれたらいいというふうに思っています。(発言する者あり) いや、それはもう読んでよく知ってはる話だから。

それで、小泉総理の、五十条三項、努力義務規定を設けていると言っていることなんです、これは、適正な取り扱いを確保するための必要な措置をみずから講じていただく、自律的措置であり、規制的效果を有するものではないというわけですが、疑惑政治家の取材活動にクレームをつけて妨害する口実に使われる可能性はある、この点をやはりきちんと考えておかなきゃいけないと思うんです。これは担当大臣に伺っておきます。

○細田国務大臣 これは、先ほど来明確に申し上げておりますように、その報道内容が結果的に事

実であつたかあるいは事実でなかったかにかかわらず、このことは全く関係がない、除外されておることには変わりがないと思っております。

○吉井委員 そもそも、それは、自主規制というものをきちんと報道機関がやっていく。それは、世論の中で、さらにもっときちんと自主規制をやりたいとか、あるいはもっと効果の上がるものにしなさいとか、それは世論もあり、まさにその中で自主規制というものが改善もされていくべきものであつて、権力的にそれを努力義務を課してやれというものではないわけです。ですから、大臣がそれをお考えならば、もともとこういうものは、努力義務規定を課して報道機関に義務を課すということはやるべきじゃないし、やっちゃならないことだということを申し上げて、次に移りたいと思います。

次は、表現、報道の自由の侵害を排除して個人のプライバシーを保護するという、国民の基本的人権に深くかかわるこの個人情報保護の実施機関、これは直接の行政機関でなく、行政から独立性を持った第三者機関で行っていく、こういうことを担当者としてはお考えにならないのか、このところを伺っておきたいと思います。

○細田国務大臣 この数年の実際の個人情報漏えいの事例を私どもはよく調べているんです。野党の先生方にも余り個人情報漏れにならないような範囲内でできるだけお知らせをしておるわけでございますけれども、実は、その中で、非常に悪質なものと単なる無知によるものであるものがありまして、最も多いのは、入学願書の請求者の個人情報が入ターネットを通じて閲覧可能な状態になっていたとか、その他いろいろ、ホームページで懸賞応募者の住所、氏名、生年月日、電話番号等の情報が閲覧可能になっておつた、食品会社でも同じようなことがあつた、住宅メーカーのホームページでもそういうことがあつた。これは、ほとんど、悪意というよりは全く過失であり、無知であり、そういう応募のデータが外部からの侵入や閲覧に供されないようにきちっとすべきである

にもかかわらず、そういうことが漏れたというのが大半でございます。

他方、非常に悪質なものもありまして、ある信販会社の社員が暴力団組員におどされてクレジットカードの顧客情報を持ち出したとか、あるいは大手予備校で模擬試験を受けた受験生の個人データを提供したとか、銀行、証券会社の顧客データが名簿業者に流出したとか、そういうことと混在しております。

つまり、まだIT化が進んでおつて、確かに四年間で六十件ほどの案件が表に出ておる。もちろん隠れた分野もあるし、皆さんも御経験のように、あるデパートのカードの会員になったらその関係会社から商品カタログがどかどかと送られてきたというような、明らかに情報が漏れたんじゃないかという例はたくさんありますよ。

だから、これからつかまえていくにしても、意外に、これまでの案件は過失が半分以上あります。したがつて、これは行政的な主務官庁も大体明らかでございますので、これはあなたのところのホームページに載せるときはソフトウェアが悪い、もうこういう人たちはわかつておるわけでございますが、ホームページをきちっとしたセルフティーナファイアウォールを上げて対応すべきだということでは対応ができる分野が多いわけでございます。過半数になっております。

そこで、やはり今後問題は、悪質なものに対応しなきゃならない。そうすると、目下のところ意外に案件も限られておりますし、第三者機関で、そのための専門の行政機関で、地方支部も何十人も置いて、何億円という予算をかけて本当にやる必要があるかどうかという点は、もうちよっと様子を見ていかなくちゃいけない。もう抑え切れなくなつて大変だ、あるいは行政官庁もサポートして実際に何もしないというようないことが生ずればともかく、今一生懸命個別対応はしておりますので、私は、第三者機関にゆだねるという問題については、総理もいろいろ答弁しておるとおりでございますが、まだこれは、行革の精神から見ても、そ

こまで考えるのは時期尚早だと思っております。

○吉井委員 非常に悪質で犯罪性のあるものは、当然、司法が対応するわけです。それから、従来から、国民生活センターなり消費生活センターなり、そういうところでの苦情の受け付け等もやっているわけですが、問題は、個人のプライバシーを保護する、その立場から、国民の基本的な人権に深くかかわる個人情報保護の実施機関としては、これは行政からの独立性を持った第三者機関で行うということが必要だということを言っているわけであつて、実は、第三者機関そのものについての評価、認識は避けていらつしやるようなんですが、政府も第三者機関を検討してきたんじゃないですか。

○細田国務大臣 いろいろな可能性については検討した経緯はあるようでございますが、前の法案を提出して以降、そういった考えはございません。

○吉井委員 法制化専門委員の小早川教授は、第三者機関をいろいろ考えたがということ、要するにこういう道を選んだというお話もあれば、同じく法制化専門委員の新美教授の方は、我が国においても各省庁の大臣にゆだねるのではなく独立した監督機関を設立することが考えられると。

ですから、いろいろな議論があつたわけですから、そういう点では、実効性、行革を理由に問題が多いということだけで避けるんじゃないに、第三者機関そのものについて、やはりこれは独立性の保障、特に個人のプライバシーにかかわつてくる問題ですから、それを実施する機関として、本来、第三者機関ということとはやはり政府としても考えるべきだと思うんですが、これは、担当大臣として実際にどういうふうに考えたのか、そこを伺っておきたいと思います。

○細田国務大臣 今おっしゃいましたようないろいろな先生方にも、当初は可能性としていろいろな案を持っておられた方もおられるようですが、政府の専門委員会の結論を出すときには、やはり

行政の実態等を考えて、しかも、第三者機関を独立して設置すると、一部の議員が大変御心配のように、逆に規制のための委員会が自律的に運動を開始するような面もありますので、これは、やはりいろいろな経験を重ねて考えるべきことであると思います。

もちろん、これが案にも何にもならないということをお願いしているんじゃないかと、二つの考え方はある。しかし、今発生している事態は、個別に、各業種ごとに、あなたのホームページ、こんな扱いしなきゃいけませんよと注意すれば半分以上はこれで足りる。それから、先ほど、何か違法行為があれば刑法その他でやったらいいじゃないかという、そういうケースはまた余りないんですよ。したがって、何らかの形で指導、助言、監督等もやらなければならぬような実態でございまして、そういう考え方の最適解として今の政府案を考えている。

ただ、これから運用の問題もございまして、それは思わざる展開を示して、もう大変な情報が飛び交うようなことになればこれは問題だと思いますが、むしろ、未然にかなりこれはファイアウォールを、それぞれの企業において仕組みをきちりととる。これは当然、その企業にとっては社会的信用上必要なことで、我々のこの手に、何という具体的な会社がこういう情報漏れを起こしたなんというのは大変恥ずかしい話でございまして、これだけで企業の信用が下がるわけですから、これに懲りてどんどん改善をしております。次にまた出てきますから、それを改善してもらうというように行政が速やかな対応をすることが最も適当であるのではないかと考えております。

○吉井委員 先ほど来、行革の話が出たりするんですけども、行革というのならば、本来、癒着とか汚職とか天下りとか、それを徹底的に根絶して、効率的な行政を実現していく、これが本来の行革なんです。ですから、行革の名をかぶせれば国民の基本的な人権を切り捨ててよしとする、

こういう考えになつては全くだめなわけです。

だから、既存の組織の一部を独立させ、核となる組織に改組して、弁護士さんとか情報技術者などの協力を得て、大きな費用を新たに投じなくても、第三者機関を設置して、現実的そして実効性の上で個人情報保護の仕組みというのはつくれていくわけですから、そこを考えた上で、とにかく行革だと言ったらもうみんな沈黙するだろう、沈黙させる、私は、この考え方というのは本当に発想が倒錯していると思いますよ。事業実施官庁が個人情報保護に取り組みとして、事業者に対する主務大臣の監督権限を行使し、事業者への恣意的な介入、特定業者との癒着、天下りなどの問題を引き起こしてきた、従来の問題を実施官庁に任せておいたらやはり一掃できないですね。

ですから、国民の基本的な人権にかかわる問題、報道の自由などの保障を考えると、私は、やはり第三者機関は極めて重要だ、その立場に担当大臣としてもきちんと考えていかれる必要があると思うんですが、改めて伺っておきたいと思ひます。

○細田国務大臣 これについては両方ありまして、行政庁でよく、そういう問題発生をした例が出た場合には、すぐに担当の方に連絡して、こういう情報漏れがあるようだが事実かどうかというところから始まって、もちろん被害者が出てくるわけでございますから、それをきっちり処理する必要があるのは当然でございますし、今の日本の官庁がそれを何もかも消すことに利益があったり、あなたは黙ってらっしゃいなんて言うはずがないんです。もう何万件、何千件という情報漏れがあり、自分の情報がどこかへ出ている証拠があるという場合には、当然、行政庁で監督をするだけの環境は整っていると思います。消費者行政でも、関係の官庁が消費者の生活センターとか国民生活センターとか、いろいろな苦情処理を担当していますが、これが非常に弾力的かつ機敏に対応できている実例もあるわけでございます。

他方、それでは本当に、独立行政機関を設ければその方が理想的でいいじゃないかとおっしゃい

ますけれども、独立機関はどんな自己回転を始めますので、先ほど言われましたような規制の面でも、あるいは実際に日本じゅうにそういう問題が転がっていないかどうかというような調査とか、今後の委員会の働きにおいても中庸な働きができるものかどうかということも考えなきゃいけないわけでございます。

ただ、世の中の需要その他を見ながら、いろいろな可能性があるということは申し上げているので、否定しているわけじゃございません。

○吉井委員 あなたの官僚OBの思いは思いとしてお聞きしておくとして、いずれにしても、福田官房長官への質問を残して、本日の質問を終わりたいと思ひます。

○村井委員長 次に、保坂展人君。

○保坂委員 ちよつと委員長に伺いますけれども、私も当然ながら内閣官房長官答弁を要求していますけれども、どうも昨今の風潮の中で、委員会において、とりわけ当委員会において、大変重大な法案だということで、内閣委員会から特別委員会設置に我々反対しましたけれども、内閣官房長官に当然昨年来の経過を踏まえて答弁いただきたいというときに、質問が官房長官が答えるにふさわしいかどうかというような不届きな問いを実は事務方からいただきまして、大変立腹しているわけですが、しかしその方も、本人の思ひつきで言っているんじゃないということもわかりますので、組織としてそういうふう言っている。

ですから、これは、やはり委員長として、議員の質問をふさわしいかどうか、それを見て決めるなんというものは、そういうことをやはり政府側が言わないようにしっかりとやっていただきたい。

○村井委員長 ただいまの保坂委員の御発言は、重く承りました。

○保坂委員 では、官房長官に対する質問はペンディングにして、内容に入らないというふうに思います。

きょうは、大変身近になった携帯電話の問題。携帯電話は皆さん、議員各位もお持ちだと思ひん

ですが、一台じゃなくて二台持っているという方もいらっしゃると思います。あるいは三台という方もいらっしゃるかもしれない。高校生か大学生ですかね、大学生の調査で、持っている方が九五%ですか、そのくらいもう普及したということです、PHSなども含めて。この電話と個人情報との扱いについてちよつと考えさせていただきたい。情報はだれのものかということ、この一番初めの質疑で問題を提起させていただきたいんです。

実は私、極めて珍しい体験をいたしまして、今からちょうどさかのぼること四年前に、私が携帯電話である放送局の記者と会話をした内容がマスコミの機関に送られてきたという事件に遭遇したわけでございます。

これは大変不気味でして、一体どういうことかと。よくその文書を見てみると、確かにこのような会話が合ったという内容でございました。そうすると、どうやってということがございます。ですから、基礎的な技術などをいろいろ調べまして、これは間違いないだろうということ、四年前の九九年の七夕の日、七月七日に東京地検に告訴をいたしました。その後捜査を終えたという連絡を受けまして、本来なら時効ぎりぎりまで努力をしていただきたかったんですが、不起訴処分、これは容疑者が見つからなかったということですよという説明を私は受けたのですが、法務省刑事局長、来ていただいていますか。この件について、簡潔で結構なので、どうなったかということをお願いしたいと思います。

○樋渡政府参考人 答えたいします。

お尋ねにつきましては、東京地方検察庁において、平成十一年七月八日に保坂展人衆議院議員から告訴を受け、さらに同月十九日に全国朝日放送株式会社から告発を受け、電気通信事業法違反被疑事件として捜査を遂げましたが、同十二年十二月二十七日、嫌疑不十分を理由とする不起訴処分をしたものと承知しております。

なお、お尋ねにつきましては、平成十一年六月

末ごろ、保坂議員と全国朝日放送株式会社記者との電話でのやりとりが記載された傍受記録様の文書がマスコミに郵送されましたことから発覚し、上記告訴、告発に至ったものと承知しておりますが、東京地方検察におきましては、所要の捜査を遂げた結果、委員御指摘のとおり、犯人を特定することができず、今後捜査を継続してもこれを特定できる可能性が認められないということから、嫌疑不十分としたものと承知しております。

○保坂委員 大変忙しく、目まぐるしい政治の世界ですから、こういったことはもう本当に昔のことということで、御記憶の一端にあるかもしれません。騒ぎになったんですね。これは、平河クラブから私の携帯電話に電話があった、そういう過程で、国会開会中に検証が行われましたし、また、一体これはどうなっているんだという声も議論などで上がりました。ですから、これは与野党問わず、議員が電話で何を話しているのかというのは、これは大変な情報です。もちろん、議員以外の個人ももちろんそうです。企業秘密もあるでしょう。

私は、その体験で大変、個人情報とは何かということを本当に強く感じる出来事がございます。というのは何かといいますと、これは、そういった会話がいったという記憶があるんですよ。記憶があるんだけれども、忙しいので一日何回も電話しますね、果たしてその記憶が正確なものかどうかというのはやはり確かめておきたいということ、電話がNTTドコモだったので、NTTドコモにお願いをして、百円を事前に払っておくと、だれに電話したのか、何番に電話したのか、何秒で幾らですよという課金情報というのを出してくれます。ですから、ちょうど二週間ぐらい前ですかね、そのぐらいの電話のいわば私の記録ですね、これは私の電話ですから出してくださいというやりとりをいたしましたけれども、なかなかこれが出てこなかったんですよ、実は。

いや、正直に言うと、最初は出せませんという話で、私はびびりしたんです、出せませんと

おっしゃいますので。これから百円払っていたんだけど来月から出しますなんて言われるので、来月のものをもらってもしょうがないので、過去のものを知りたいということでございます。

そのときもちょっと問題にしたいんですが、捜査上必要なときに、電話の通信履歴などを、捜索・差し押さえ令状などがあれば当局に電気通信事業者は提出をいたします。だから、本人が必要とするときにどうして出ないのかというやりとりを厳しくした覚えがございますけれども、片山大臣、どうですか。本人がかけた電話の、私の話を聞いて、本人の情報を、しかも、電話をかけたかどうか、何時だったかという情報を必要に迫られて請求をしたときに、やはりこれは出すべきだということに思うのですが、こんな扱いされていることを御存じでしたでしょうか。

○片山国務大臣 携帯電話の通信履歴につきましては、各携帯電話事業者において、料金請求等のために必要な期間保存している、その間であれば、契約者本人からの求めに応じて開示する取り扱いになっている、こういうふう聞いております。

総務省としましては、通信履歴については、通信の秘密として厳格な取り扱いが求められるものであり、不必要に記録開示することは許されないものであるが、本人からの開示の求めがあった場合には、保存されているものについては開示してもいいのではないかと、こういうふう考えております。

○保坂委員 当時は、実はこれ、この質問に当たっていろいろ準備してみえたんですが、郵政省時代のガイドラインがございまして、そのガイドラインに沿っていろいろドコモも取り扱っていたようでございます。私は、実は下四けた全部マスクをされた記録をいただきました。そして、その記録が、その方かどうかということと特別な照会として、特例として答えていただく、こういうドコモからの報告書ももらった、その当時は、本人が求めてもなかなか出さないと聞いて

はなかったということを押さえておきたいと思っております。

警察庁刑事局長に来ていただいておりますが、刑事事件の捜査に当たって、携帯電話の通信履歴や位置情報などを、必要に応じて捜査照会あるいは令状による取得を行っているかどうか。

○栗本政府参考人 具体的な事件の捜査の中でどのような捜査を行っているかについては差し控えたいと思いますが、一般論として申し上げまして、警察として、犯罪捜査上必要があると判断いたしました場合には、刑事訴訟法に基づき、裁判所から差し押さえ令状の発付を得るなどの適正な手続を経て、お尋ねのような情報についても入手し得るものと考えております。

○保坂委員 ちょっと確認的に聞いておきます、刑事局長に。

今尋ねたのは、携帯電話の通信履歴や位置情報などを、今、差し押さえ令状とおっしゃいましたけれども、例えば検証令状などでもとる場合があると私は聞いていますが、これまで、例えば検証令状で取得したケースがあったのか。それは相当多いのか。あるいは却下された例ですね、令状請求して、あるのか。

○栗本政府参考人 位置情報などにつきまして、お尋ねのように、検証令状で必要な情報を得るということはあるかと思っております。

具体的な令状の却下件数等については承知いたしておりますので、御了承お願いいたします。

○保坂委員 私、ちょうど三月の下旬にテレビのニュースを見ておりました。そこで実は報道がありまして、ちょっと話題になった事件ですけれども、北海道で二〇〇〇年の三月に起きた、二十四歳の女性の方が殺された、しかも、容疑者として逮捕されたのはやはり女性でありまして、この三月の末に懲役十六年の有罪判決が下されたという事件のニュースを見ていました。そして、その中で、今話題に出た位置情報という言葉が出てきたんですね。

され続けている事件なんです、判決の中で、被害者の携帯電話を使って被害者の勤務先や交際相手に被告は電話をした、それが一点ですね。そして、その電話が移動しながらの電話であった。移動しながら電話をかけた。その位置情報によって、犯行現場からその被告が住んでいる町に移動をしているということが裏づけられ、そしてそのことは、その方が犯人であると疑わざるを得ない、こういう内容だったかと思っております。

これは法務省の方にお答えいただきたいんですが、位置情報を公判に提出するというような扱いがされたのは事実でしょうか。

○樋渡政府参考人 お尋ねにつきましては、平成十五年三月二十六日、札幌地方裁判所判決に係ります殺人、死体損壊被告事件に関するものと承知しておりますが、同事件におきましては、被害者の使用していた携帯電話の発信・着信記録等を記載した書面が、裁判官の発した差し押さえ許可状により差し押さえられており、同書面は公判において証拠採用され、同判決におきましては、委員御指摘のとおりのような内容で、被告人の足取りが被害者の携帯電話の移動状況と整合していることが指摘されているものと承知しております。

○保坂委員 これは、私ははつきり言っておきたいです。普通、携帯電話を持っていてということ、大変便利な反面、位置情報という、私もそんなに知りませんでした。

それで、ちょっといろいろ調べてみたら、なるほど他に、例えばイギリス人女性のルーシーさんが殺された事件がありますね。なかなか捜査が難航したようでございます。そして、容疑者の身柄をとって調べましたけれども、なかなか発見がされないというときに決め手になったのは、加害者の携帯電話を使って亡くなったルーシーさんが友達に電話をかけたときの記録。そして、三浦半島で見つかったんですね、御遺体は。そこらあたりから携帯電話の位置情報が、つまり、電話をかけていないときもその位置を定期的につないでいるようですね、交換局から。定期的につないで、ど

ここに携帯電話があるかをキャッチしているから電話がかかるといふ仕組みになっているようですが、どうでしょうか。片山総務大臣、個人情報保護の一番核心の部分だと思いますが、こういう事実といふんですか、こういうことを御存じでしたか。

○片山国務大臣 いや、私も余り詳しくなかったんです。保坂委員が御質問されるということで私も知ったんです。

無線基地局がいっぱいありますね。携帯電話は動きますから、どこの無線基地局の管轄に入ったかという情報を常にサービス制御局に送っているんですよ。それで、電話がかかるんですよ。

だから、そういう意味ではなかなか怖い仕組みになっておりまして、業者の中には、本人が求めた場合には位置情報を教えるというところもあります。ただ、全部がそれを教えるという体制になつていないんで、これについて、本人から求めがあれば、私は、教えられれば教えた方がいいと。ただ、これは関係の業界の業者と十分な相談をしなきゃならぬな、こういうふうには思っております。

しかし、これをやめるといふことはまた大変不便になるわけで、この辺の兼ね合いがなかなか難しいのかなと思っております。

○保坂委員 実は、きのうもNTTドコモさんに技術的なことなどいろいろ聞いてみました。それで、そういう本人からの請求はまだないんだそうですね。では試しに本日私がどこにいたかというのをもしもらえないですかと言ったら、それはちょっとということ。そういう例がないということなんです。

しかし、今警察庁お答えいただいたように、あるいは検察庁、両刑事局長がお答えいただいたように、捜査の場合は、これ、出しているんですね。

では、局長もお呼びしているんで、どうでしょうか。

実態上、そういう私の位置情報、例えばこれは、自分がどこにいたかといふのは自分がよく

知っているんで、普通はないと思うんです、こういう請求は。ただ、何かのトラブルに巻き込まれるというところは人間社会ありまして、行つてもいいのにそこに行つたという証人がほとんどあらわれて、あいつはそこに行ったんだ、よからぬやつだといふようなことに巻き込まれるケースがありますね、巻き込まれる。自分はいないんですよ、そこには。そうしたら、そうか、位置情報といふのがあるじゃないか、では出してくれという、本人のまさに権益のために請求をするという場合、今までどんな扱いでしたか。正直に言ってください。

○有富政府参考人 今までは、どちらかというと、本人の求めに応じてという観点ではなくて本人の情報を守るという観点でガイドラインをつくつておりましたので、そういう想定で例えば各事業者ともシステムを構築しております。したがって、先生今お尋ねのようなことを言われても、すぐには対応できない。

我々としても、あるものは出していいんじゃないかと思ひますが、先ほど大臣申し上げましたとおり、具体的にこれからの話であれば何か工夫があるのかなと思ひますけれども、これまでは過度な負担というか余り個人情報保護をためてはいかぬという基本方針に沿つてやつておりましたので、対応できないということがあったのだらうというふうに思ひます。

○保坂委員 実は、現在個別法がありませんので、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインという旧郵政省時代の、これによつて各電気通信事業者とも運営をやつておると思ひます。ここにさすがに位置情報といふのがあつて、あるんですが、これは要するに、捜査当局にお出しする手続についてそれがあつてよと。それから、位置情報を第三者に提供する場合には当該の、いわゆる本人の権益を損ねないよといふことだけなんです。本人の請求といふのは、実はないんです。ですから、それを要求しても出てこないことになる。

もう一点伺ひますけれども、先ほどちょっと警察庁の方に聞いた質問というのは、検証令状で位置情報をいただくこともあるという、これは、過去どこにいたかといふ情報とこれからどこに行くかといふ情報もあるんですね。だから、検証令状で期間を限定しても、これは捜査機関に、例えばこの人物があと一週間どうしているかといふことをある程度把握する捜査上の必要があるときには出してきただけでしょうか。これは局長に。

○有富政府参考人 捜査の関係について私も逐一承知しておりますので、把握しております。

○保坂委員 では、警察庁刑事局長、いかがでしょうか。二つ聞きます。

過去の位置情報について差し押さえておるといふ場合と、これからの移動について検証令状でとる、あるいはそれが両方なのか、どういう扱いになるのか教えてください。

○栗本政府参考人 ただいまのお尋ねは、具体的な捜査の内容をどうしているかといふことにかかわることです。ごさいますので、警察の捜査の中において、今お尋ねの位置情報について、過去、今後についてどのような形と言ふことについては差し控えたと思ひますが、一般論としては、令状等に基づいてそのようなものの執行の中で適正な範囲内においてとり得ることはあり得るかと思ひます。

○保坂委員 委員長は国家公安委員長経験者ですからね。

我々は通信傍受法のときに、私、反対しましたよ。この法案は、しかし犯罪の容疑者になる方について該当する法案でした。それでも十分に懸念をし、また吟味をして、相当激しい議論や長い審議もあつたと思ひますが、総務大臣、どうでしょうか。これからどこに行くかといふのは、下手すると、しゃべっている内容といふのはこれも通信の秘密に属することですけれども、どこに行くかといふのは最も高度なプライバシーじゃないでしょうか。この扱いについてどのように思われ

ますか、今の答弁を聞いて。

○片山国務大臣 大変難しい問題ですね。それは、一般的な感じからいいますと、余りそういうことまで位置情報でこれをずっと調べていくといふことは、私は好ましいことではないのかといふ感じがいたします。

○保坂委員 それでは、藤井審議官に来ていただいておりますが、これは、今政府提案の民間の個人情報保護法では、これが成立すれば明らかに扱いは変わるのでしょうか。

例えば、どういう情報があるかといふことで、最も高度な情報でございまして、どこにいるかといふのは。どこに過去行ったかといふのもそうです。そして、通信履歴、だれと会話したれから電話をもらったのか。こういうことについては、やはり本人にそういう情報があるよといふことを告知し、さらに本人からの開示の求めがあるときには、これは遅滞なく開示するといふ扱いになりますか。

○藤井政府参考人 政府案では、個人情報といふのは、特定の個人が識別されるということと、あと、データベースのような形で体系的に保有されているという要件さえあれば対象になります。したがって、今のお話をお聞きしておりますと、位置情報なるものも、どうもデータベースか何かの中に入つて特定の個人の識別可能な状態で保有されておるのじゃないかと推測するわけですが、そういうことであれば、この法案の対象情報になる。そういうことになりまして、今議員御指摘のとおりでございまして、いろいろ、目的外利用の原則禁止とか本人開示、訂正とか、それから安全管理義務の対象になるとか、そういう政府案に基づきますところの義務規定の対象になるといふことでございまして。

ただ、個々の規定の運用に当たりましては、どういう期間保有されているか、どういう形で保有されているのか、どういう目的なのかとか、それはまた個々のケースでいろいろ運用が異なつてくるかと思ひますけれども、お聞きして

は、自分がどこにいたかといふのは自分がよく知つていて、普通はないと思うんです、こういう請求は。ただ、何かのトラブルに巻き込まれるというところは人間社会ありまして、行つてもいいのにそこに行つたという証人がほとんどあらわれて、あいつはそこに行ったんだ、よからぬやつだといふようなことに巻き込まれるケースがありますね、巻き込まれる。自分はいないんですよ、そこには。そうしたら、そうか、位置情報といふのがあるじゃないか、では出してくれという、本人のまさに権益のために請求をするという場合、今までどんな扱いでしたか。正直に言ってください。

○有富政府参考人 今までは、どちらかというと、本人の求めに応じてという観点ではなくて本人の情報を守るという観点でガイドラインをつくつておりましたので、そういう想定で例えば各事業者ともシステムを構築しております。したがって、先生今お尋ねのようなことを言われても、すぐには対応できない。

我々としても、あるものは出していいんじゃないかと思ひますが、先ほど大臣申し上げましたとおり、具体的にこれからの話であれば何か工夫があるのかなと思ひますけれども、これまでは過度な負担というか余り個人情報保護をためてはいかぬという基本方針に沿つてやつておりましたので、対応できないということがあったのだらうというふうに思ひます。

○保坂委員 実は、現在個別法がありませんので、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインという旧郵政省時代の、これによつて各電気通信事業者とも運営をやつておると思ひます。ここにさすがに位置情報といふのがあつて、あるんですが、これは要するに、捜査当局にお出しする手続についてそれがあつてよと。それから、位置情報を第三者に提供する場合には当該の、いわゆる本人の権益を損ねないよといふことだけなんです。本人の請求といふのは、実はないんです。ですから、それを要求しても出てこないことになる。

もう一点伺ひますけれども、先ほどちょっと警察庁の方に聞いた質問というのは、検証令状で位置情報をいただくこともあるという、これは、過去どこにいたかといふ情報とこれからどこに行くかといふ情報もあるんですね。だから、検証令状で期間を限定しても、これは捜査機関に、例えばこの人物があと一週間どうしているかといふことをある程度把握する捜査上の必要があるときには出してきただけでしょうか。これは局長に。

○有富政府参考人 捜査の関係について私も逐一承知しておりますので、把握しております。

○保坂委員 では、警察庁刑事局長、いかがでしょうか。二つ聞きます。

過去の位置情報について差し押さえておるといふ場合と、これからの移動について検証令状でとる、あるいはそれが両方なのか、どういう扱いになるのか教えてください。

○栗本政府参考人 ただいまのお尋ねは、具体的な捜査の内容をどうしているかといふことにかかわることです。ごさいますので、警察の捜査の中において、今お尋ねの位置情報について、過去、今後についてどのような形と言ふことについては差し控えたと思ひますが、一般論としては、令状等に基づいてそのようなものの執行の中で適正な範囲内においてとり得ることはあり得るかと思ひます。

○保坂委員 委員長は国家公安委員長経験者ですからね。

我々は通信傍受法のときに、私、反対しましたよ。この法案は、しかし犯罪の容疑者になる方について該当する法案でした。それでも十分に懸念をし、また吟味をして、相当激しい議論や長い審議もあつたと思ひますが、総務大臣、どうでしょうか。これからどこに行くかといふのは、下手すると、しゃべっている内容といふのはこれも通信の秘密に属することですけれども、どこに行くかといふのは最も高度なプライバシーじゃないでしょうか。この扱いについてどのように思われ

ますか、今の答弁を聞いて。

○片山国務大臣 大変難しい問題ですね。それは、一般的な感じからいいますと、余りそういうことまで位置情報でこれをずっと調べていくといふことは、私は好ましいことではないのかといふ感じがいたします。

○保坂委員 それでは、藤井審議官に来ていただいておりますが、これは、今政府提案の民間の個人情報保護法では、これが成立すれば明らかに扱いは変わるのでしょうか。

例えば、どういう情報があるかといふことで、最も高度な情報でございまして、どこにいるかといふのは。どこに過去行ったかといふのもそうです。そして、通信履歴、だれと会話したれから電話をもらったのか。こういうことについては、やはり本人にそういう情報があるよといふことを告知し、さらに本人からの開示の求めがあるときには、これは遅滞なく開示するといふ扱いになりますか。

○藤井政府参考人 政府案では、個人情報といふのは、特定の個人が識別されるということと、あと、データベースのような形で体系的に保有されているという要件さえあれば対象になります。したがって、今のお話をお聞きしておりますと、位置情報なるものも、どうもデータベースか何かの中に入つて特定の個人の識別可能な状態で保有されておるのじゃないかと推測するわけですが、そういうことであれば、この法案の対象情報になる。そういうことになりまして、今議員御指摘のとおりでございまして、いろいろ、目的外利用の原則禁止とか本人開示、訂正とか、それから安全管理義務の対象になるとか、そういう政府案に基づきますところの義務規定の対象になるといふことでございまして。

ただ、個々の規定の運用に当たりましては、どういう期間保有されているか、どういう形で保有されているのか、どういう目的なのかとか、それはまた個々のケースでいろいろ運用が異なつてくるかと思ひますけれども、お聞きして

おる限りにおいては、基本的には政府案の対象の個人情報になります。

○保坂委員 それでは、有富さんにもう一度聞きたいんですけども、位置情報、今まではこれはそういう扱いじゃなかったと今おっしゃいましたね。しかし、こうやってニュースにもなるぐらい、実は位置情報を使ったださだまなサービスが出てきているんですね。今私が言っているのはごく普通の携帯電話やPHSに位置情報があるという話で、そもそも位置情報を商品化して、例えば痴呆の御老人にそれを持ってもらうとか子供たちを持つてもらうとか、修学旅行先で修学旅行の生徒に持っているの、大分位置情報という言葉もポピュラーになってきたわけですね。

今藤井さんからそういう答弁がありましたけれども、可能ですか、これは。本法案ができ上げれば、開示を求められれば対応できますか。

○有富政府参考人 いわゆる位置情報につきましては、先ほど大臣申しましたように、絶えずここに携帯電話があるかということフォローしているというところでございまして、電気通信事業者の話によりますと、それは動くたびに書きをしいく。したがって、過去にさかのぼって全部というような形ではありませんし、期間も必要最小限ということなので非常に短いものでございます。

したがって、サービスとしてどこまで、どれぐらの期間をためておくかというのは、これは一つのビジネスだと思えますけれども、ビジネス以外でどこまでやるかというのは必要最小限でいいのかなというふうには思っております。

したがって、必ずしもすべて本人の方の要請にこたえるというわけにはいかないのじゃないかとは思っています。

○保坂委員 この辺が、原理原則が通らないようなんですよ。

どうしても民事上のトラブルやなかなか他者に言えない事情で私が過去どこにいたかということを確認したいというときに、捜査の場合は、具体的には言えないと言っていますが、今幾つかの事件の事例を挙げたように出されているもの、それと同様のものをその情報主体である本人にも開示するべき、これは原則的な対応としてあり得べきじゃないでしょうか。大臣の見解を伺います。

○片山国務大臣 この個人情報保護法制にストリートに対象になるとは私は思いませんけれども、ただ、今言いました位置情報について、事業者の方がいろいろ情報を出せる体制になれば、全部なっているんですよ、なれば、私は、本人の求めに応じてそれを開示することはあってもいい、こういうふうには思います。それから、犯罪捜査やなんかの関係は、別の法律上の観点からの要請にこたえることではございます。

しかし、大変これからこれが進んでいくと、いろいろな問題が出てくると思いますので、技術的な進歩を含めて、少し研究をすべき問題だなと思っております。

○保坂委員 それじゃ、警察庁にもうちょっと具体的に伺いますけれども、捜査照会で、電気通信事業者の管理する個人情報警察官が取り寄せてしまうという不祥事が昨年ありました。八月十九日の新聞に報道されているんですが、捜査と偽って、埼玉県警の警察官が、携帯電話の契約者名などの個人情報漏えいされたということで、地方公務員法の守秘義務違反で逮捕されたという記事がございまして。

これは、どんな内容の情報を漏えいさせたという事件だったんでしょうか。

○栗本政府参考人 お尋ねの件につきましては、携帯電話契約者の氏名及び住所についてであります。

○保坂委員 「など」と書いてありますから、これが位置情報などが入っていないことを願いますけれども、多分、それは厳重にガードされていると聞いていますから、そのとおりだったのか

とは思いますが、警察庁刑事局長にもう一度伺いますが、捜査照会ではあるんですね。

○栗本政府参考人 ただいまのように、具体的な電話番号が判明をし、その電話番号についての契約者の氏名とか住所ということであれば、刑事訴訟法に基づきまして可能かと思っております。

○保坂委員 もう一つ、九月十三日の読売新聞には、NTTドコモの携帯電話の通話記録が、ドコモ・システムズという子会社の社員によって持ち出されて横流しされたという事件が出ています。これは、依頼者が、交際相手の女性と男性の二人の通話記録を手に入れた、つまり、自分がつき合っている女性と他の男性との二人の記録を欲しいと言って、これは何と実現をしてみましたというケースですね。そして、実現をしてみましたから、入手した男性が、なぜ頻繁に電話をしているんだということとその男性を聞いて詰めたということ、どうしてそんなことを知っているんだというところで事件になったということのようですが、これはどういうデータですか、警察庁。

○栗本政府参考人 ただいまの御質問についてお答えいたしますが、それは、大手電気通信会社の関係で、携帯電話の発信の日時、相手方の電話番号などの情報でございます。

○保坂委員 もうそろそろ、この位置情報の話、少しまとめたいと思えますけれども、もう一度局長に伺いますけれども、位置情報といっても、位置登録情報というのもあるようですね。位置情報というののもあって、これは郵政省の中でも大分真剣な議論をしているんですね、これを見ると。

これは、平成十二年十二月の個人情報保護法の研究会の最終報告書ですか、これを見ると、やはり、この位置情報の扱いについて、通信の秘密として保護されるべきではないかという意見もあり、あるいは、通信そのものじゃない、通信そのものじゃないけれども、どこにいたかということは大変高度な情報だということ、それはやはり保護されるべきじゃないかということで、いろいろ議論されているようです。例えば、通信じやな

いから保護の対象外なんという扱いはしてはいけないといういいことが書いてあるんですが、具体的に、この最終報告書を受けて、現状はどういう扱いで進行していますか。今、個人情報保護法の政府案が出されている中で。

○有富政府参考人 今先生お尋ねのとおりでございまして、特定の携帯電話が一体どこにあるのかについては、これはいわゆるプライバシーの非常に高い情報である、したがって、扱いとしては通信の秘密に準じた扱いをすべきであるというようなことで、事業者に対しても、不必要に開示、記録するというようなことは許されないという原則にしております。

○保坂委員 もう一問行きますけれども、さっきちょっと明確じゃなかったんですが、捜査機関が、それこそ捜査上の必要によって、具体的には言えないけれどもという断りを入れながら、必要に応じて捜査令状やあるいは検証令状で、過去あるいは現在の、あるいは未来の位置情報についての扱いもありというふうな話になっていると思えますけれども、少なくとも、捜査機関に提供される個人の情報というものを、本人が非常に困って求めたとき、あるいはどうしても必要だというふうに求めたときには、その範囲で、つまり捜査機関に出す範囲で出すという原則的な対応はできますか。

○有富政府参考人 先ほど大臣からも御答弁がありましたとおり、非常に難しい問題でもあるという認識をしております、今後の研究課題というふうに考えております。

○保坂委員 大臣にお聞きしますけれども、難しい課題ですか。私が言っているのは非常に簡単なことだと思うんですね。要するに、捜査機関が取得する個人情報の、大変重大な個人情報としての、すなわち通信履歴、電話のかけたり着いたり、そういう履歴、そして相手がだれたったかという情報、そしてどこにいたかという、これは実は、位置情報というのは幾つか種類があるみたいなんです。電話をかけたときにどこからかけた

かという情報も、またそれもあるようですが、それはどんな段階で、どういうふうに出されているのかわかりません。

しかし、そういうものが、例えば国民一人一人が、あるいは自分に置きかえてみても、必要だと、私はそういう体験をしたわけですが、必要だというときに、少なくとも、百円払えば出してくれるはずの、どこに私が電話をかけたという情報すら出すのに大変だったんですよ、当時。ですから、どうも、情報はだれのものかというところで、電気通信事業者もしつかりとした自覚がないんじゃないかと思っています。

ですから、捜査機関に出される範囲の情報を、個人の情報があるとするれば、それは個人の必要があるときには開示する、こういうことをしつかり言っていた方がいいですね。

○片山国務大臣 電気通信事業者の方のいろいろな考え方があって、今委員が言われるように状況なら、原則としてそれは出すのが望ましいのではないかと考えておりますが、今局長が言いましたように、いろいろな技術的な議論もありますので、検討させていただきたいと思っています。

○保坂委員 実は、私は、ここでかなり片山大臣と平行線の議論をする予定でいたんですけれどもね。というのは、きのうまでの役所の説明は、これはなかなか出せません、これは出すのは無理ですという答えだったので、もし今の大臣の答弁が、これは個人情報保護法の基本にかかわることですから、しつかりそれを指針としてやるというのであれば、これはこの問題に限っては一歩前進だと思えますが、間違いないですか。

○片山国務大臣 検討させていただきたいと言いましたけれども、私の気持ちは、何度も言いますように、原則としては、本人が求めるのなら出す方が望ましいと思っています。

○保坂委員 それじゃ、ちょっと続けて。この個人情報の問題の中で、例えば個人情報取扱事業者というのはどういう概念なのかというの

がずっと議論になっていきますよね。これは藤井さんに伺いますけれども、例えばカーナビなんかどうなんですかね、カーナビゲーション。あれは電話番号を入力すれば連れていくくれるというような機能も、便利な機能がありますね。本会議では電話帳のことを聞きましたけれども、さすがに電話帳は、これはすべからず行き渡っているもので、電話帳については対象外と。しかし、電話帳をデイスクリ化するに当たっては、相当、政府内で議論があつて、これはやはりなかなか微妙なものだということでも今の電話帳のスタイルになっているとも聞いています。カーナビはどんなふうな扱いですか。

○藤井政府参考人 お答えします。御質問のケースは、カーナビに電話帳なんかとリンクされていて、それで個人が識別可能なような状態でコンピューターの、一種のデータベースだと思ふんですけれども、そういうところと体系的に整理されているものというところかと思うんですが、これはやはり個人データベースになります。

ただ、個人情報取扱事業者かどうかというような御質問だと思ふんですが、その場合は、そういう個人データベースを事業の用に供しているのかどうかというもう一つのスクリーニングがございまして、例えばユーザーが自分で運転をするために使っているというようなのは、事業という一般的な意味からいっても、そういうものは事業とは言えないと思います。ただ、それがまた別のいろいろな事業の、まさに商売ですね、商売用なんかにそういうものを使っておられるということになれば、それは個人情報取扱事業者がいわば用いられているものでございまして、それはこの法律の対象にもなり得ると思っております。

○保坂委員 「事業の用に」という法文の中の「事業」というのは、別に営利事業ということを目指しているわけじゃないんですよ。これは、事を行うというところに近い表現だと思います。それが反復継続して行われるということだと思いますけれども、

でも、先ほど言った商売にカーナビを使っている方なんて、かなり多いんじゃないですか。あるいは非営利法人などで、ボランティアで届けに行く、こういう方たちもみんなカーナビを持っていれば事業者、こういうことですか。

○藤井政府参考人 御質問の点は、事業の用に供するところの場合の「事業」とはどういうことかというところかと思ふんですが、一般的に事業というのは、いわばある一定の行為を継続的、反復的にやっているということと、先ほども言いましたように、その事業内容自体がやはり社会的な事業として認知されるものでなければいけないと思ふますけれども、そういう要件だけでございまして、特にその目的が営利であるか非営利であるかというところは基準には入れておりません。

○保坂委員 いや、そんなことを聞いているのじゃなくて、カーナビで、商売に使われて配達に使われたり、あるいはNGO活動、ボランティア活動に使っている場合は、個人情報取扱事業者なんですかと聞いているんです。

○村井委員長 藤井内閣審議官。明確に答えてください。○藤井政府参考人 つけ加えるならば、あと、一定量の個人の件数、例えば大臣も先ほど来五千人程度とか申し上げていましたけれども、そういう程度といわばカーナビに個人情報蓄積されているというものであれば、御質問のような商売とか、あるいはNGOも、これもちよつと実際どういう事業目的で、事業内容でやつておられるかというものは見きわめる必要があるかと思うんですが、一般論といたしましては事業ということだろうと思ふますので、それは個人情報取扱事業者として対象になるということではないと思ふます。

○保坂委員 そうですか。電話帳よりは確かにカーナビの方が普及しているないかもしれないですが、日本は相当普及している国ですよ、カーナビは。最近安くなってきたし、また、地図を見るよりもカーナビでという人もふえてきた。それでは、また携帯電話に戻りますが、携帯ナ

ビというのもあるみたいですね。つまり、カーナビの携帯電話版。これはどういうものですか。局長にお願いします。

○有富政府参考人 これは今、例えばKDDIのau等が提供しておりますが、全球測位システムと言われますGPS、これを利用いたしまして、パソコンとかあるいは携帯電話によりまして相手の携帯電話の位置を地図に示すというようなものでございます。

○保坂委員 そうすると、藤井さん、携帯電話で例えばGPSがついているのがあるんですね、携帯電話会社によつては。それから、まとめてアンテナで、GPSを受けて供給しているというタイプのものもあるようです。その携帯電話の位置をそれこそ位置情報で特定して、その道を右とか三つ目を左とかといったり着く。これは、それこそお仕事や営業やあるいは市民活動やその他、反復継続して使っていれば、個人情報取扱事業者ですね。

○藤井政府参考人 若干繰り返しの答え方になるのかもしれませんが、やはり事業の用に供しているかどうかという観点からのスクリーニングが必要かと思っております。

先ほど言いましたように、ユーザーがいわば自分の日常生活の中に使うとか、NGOなんかでもやはりそうだと思うんですけれども、そういうNGOの日常的な運営に使われるということであれば、それは何もこういう行政規制法が進出する必要性のある分野だということには考えておりませんし、そういう制度にもなっておりません。

ただ、カーナビでも携帯でも、非常に大量の個人データをいわばデータベース化されているもので、そういうものの事業の用に供するというところであれば、当然その中身については支障のないように安全管理を保つていただくとか、あるいは目的以外の利用はされないとか、そういうような規制をかけることは、それは普通のコンピューターに記録されている個人情報と変わらないというふうに考えます。

○保坂委員 何か大変な答弁だと思って感心していたんですけどね。きつと普及するんでしょうね、携帯電話のナビなんというのは。非常に安くなるんでしょう。これは使うためにあるんですね。

では、細田大臣に聞きますけれども、今の説明では、「事業」というのは営利、非営利問いません。そして、回数の頻度なんかも、どうやって決めるのかということですね。同窓会活動にも頻繁に使っているというのも事業の用に供するものになってしまふし、また、「データベース等」というのは、非常にこれは考えなきゃいけないくて、カーナビの場合は読み込んでいますよね、例えばDVDとかCDとかで情報を読み込んでいる。だからデータベースに近いんですが、携帯電話の場合小さいですから、そもそもそういったデータベースとつながっているということですね、その本体にはなくても。しかし、機能は同じである。それが個人情報取扱事業者になるのなら、ほとんどの人が事業者になっちゃうじゃないですか。そういうものですか。

○細田国務大臣 そういう中小企業とか中堅企業とか個人事業者がたくさんおられまして、さほど多くないお得意さんの情報をいろいろな形で取り扱う、それが千人であつたり三千人であつたりする。これは、五千人を超えなきゃ対象でない。

したがって、むしろ逆に、NTTと固有名詞を挙げてはいけないのかもしれませんが、通信会社はその情報を全部取り扱うと合計で何百万人になつたり何万人になつたりする。そこでいろいろな行為が行われる場合には当然事業者として規制の対象となりますけれども、私どもの解釈では、中小、中堅の企業の経営者が、数百人のデータあるいは二千人ぐらいのデータでも、それで使っておつても、これは対象とするつもりはございません。

○保坂委員 ちょっと答弁がずれていましたけれどもね。データベースは大変な量なんですよ、カーナビでも携帯ナビでも。それを一日何回使っ

たかということじゃないだろうと、これは。非営利、営利を問わない。

片山大臣に聞きますよ。今の藤井さんの答弁だと、カーナビを配達に使う、それから、それこそ市民活動に使う、同窓会に使う、町内会に使う、いっぱいいますよ、そういう人。それから、携帯電話のナビゲーション。それで扱い事業者で、この法案の仕切りで主務大臣がいて全部監督されますよというのは、事前に告知しなきゃいけないんじゃないですか、商品を買っていただく前に。むしろ、こういうことで業界の成長を妨げるという心配はないですか。片山大臣。

○片山国務大臣 御指名をいただいて光栄なんです、これは法律の所管の解釈に係る問題ですから、もう個人的な意見を言う場ではないと思いますので、御遠慮いたします。

○保坂委員 では、藤井審議官に確認しますけれども、この取扱事業者の定義は「データベース等」ですよ。データベース等の件数は約五千件と言っていますけれども、端末を使ってそれこそ何十万件あるいは何百万件というデータにアクセスして、それを事業の用に供するといつたら事業者になるんですよ。なるんだとしたら、かなりこれは広範な、国民すべてを対象とした法案だということでは間違いないですか。そういう使い方をしても、助言や指導監督等が出てくるというふうに本当に考えていいんですか。

○藤井政府参考人 御指摘のケースというのは、今いろいろコンピュータというのは分散処理とかなされていまして、一つのデータベースで構築されている場合だけじゃなしに、全体としてのシステムとしてデータベースを構築している場合があります。要は、それらのデータベースの単位のとらえ方の問題だろうと思つていますけれども、それは私どもとしては、例えば細切れにすれば五千人を崩れるというような形のものを許すつもりはございませんので、やはり一体としてのシステムとしてそのデータベースが構築されているかどうかという判断でいきたいと思つております。

あと、カーナビの件なんですが、答弁の趣旨を変えるつもりはなくて、むしろ、あらゆるコンピュータファイルというのは識別可能であり、それで機械処理されていて、しかも、大量に蓄積されているということであれば、それはこのIT社会での個人の人格とか財産権に対する危険性というのは変わらないという考え方でございますので、媒体とか使われ方は、それはもちろん大事なんですけれども、そこはそういう考え方で整理しているということでございます。

○保坂委員 それでは、担当大臣、今の答弁、間違いないですか。カーナビ、携帯電話によるナビ、これも個人情報取扱事業者である、こういうことですね。どうぞ。

○細田国務大臣 新しい利用形態の問題でもありますので、ちょっと検討します。(保坂委員「いや、だって言っているじゃないですか」と呼ぶ)しかし、いろいろな利用形態があると思つたので、私もまだ十分勉強しておりますので、これはよく勉強いたして、どういうケースは当たるといふことを後ほど申し上げます。

○保坂委員 これは委員長にお願いしますけれども、時間終了で終わりますけれども、これは今、だって明確に答弁しているんですから、該当しますと言つて。該当しますということ、そうなんですと、片山大臣はこれは所管じゃないというところで、業界を預かる側としてどうかと私、聞いたんですけれども、検討しますと言っているの、これはもう重大事項ですから、ぜひ統一した見解を求めたいと思います。

○村井委員長 承りました。よく検討をいただきます。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時四分散会

平成十五年四月二十一日印刷

平成十五年四月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D